

伊勢湾再生行動計画 (第二期)

人と森・川・海の連携により

健全で活力ある伊勢湾を再生し、

次世代に継承する

平成 29 年 6 月

伊 勢 湾 再 生 推 進 会 議

伊勢湾再生行動計画のスローガン

～人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する～

伊勢湾流域圏においては、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる“健全な伊勢湾”、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩いや安らぎを感じられる“活力ある伊勢湾”を再生するため、沿岸域だけでなく、広く流域圏の“人と森・川・海”が連携して伊勢湾再生に取り組んでいくとともに、これらの取り組みを継続していくことが大切だと考えています。

伊勢湾（狭義）・伊勢湾・伊勢湾流域・伊勢湾流域圏の定義

伊勢湾再生行動計画（以下「本行動計画」という。）で言う「伊勢湾」の範囲とは、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ、北側の海域とし、「伊勢湾流域」とは、伊勢湾に流入する河川の集水域となっている陸域とする。

※ 「伊勢湾（狭義）」とは、三河湾を含まない伊勢湾のみと定義する。

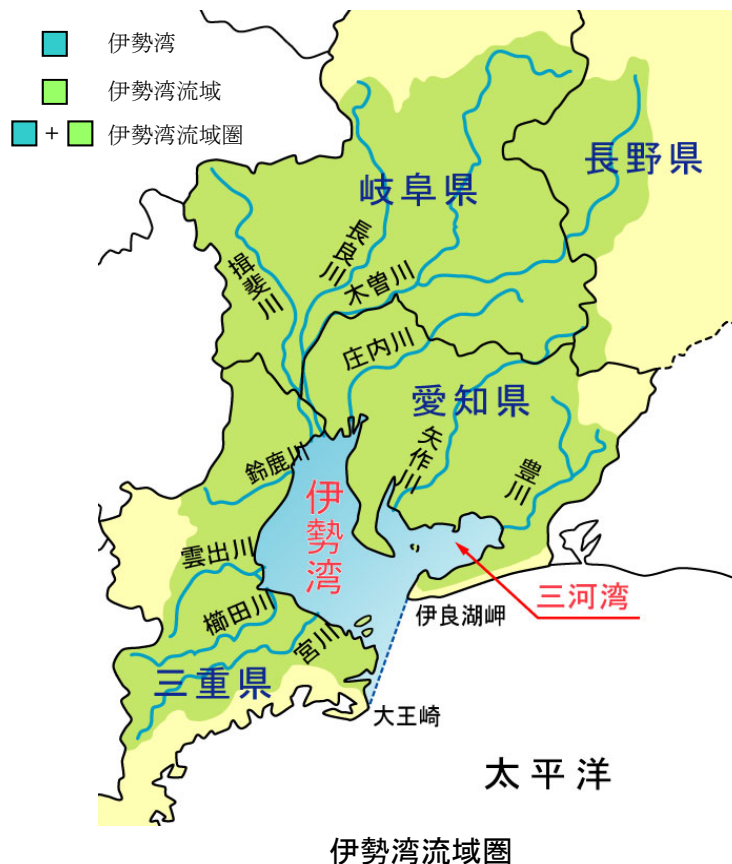
※ 「伊勢湾」とは、伊勢湾（狭義）及び三河湾と定義する。

※ 「伊勢湾」とは海域のみ、「伊勢湾流域」とは陸域のみを示す。

※ 「伊勢湾流域圏」とは、伊勢湾及び伊勢湾流域と定義する。

モニタリングの定義

※ モニタリングとは環境監視、継続的な調査を示す。



目 次

I. 行動計画策定の背景と目的.....	1
1. 行動計画策定の背景.....	1
2. 行動計画の目的.....	2
II. 伊勢湾流域圏の現状.....	3
1. 伊勢湾流域圏の一般的特性.....	3
2. 伊勢湾の環境特性.....	13
3. まとめ.....	32
III. これまでの取り組み状況と今後の展開.....	33
1. 健全な水・物質循環の構築.....	33
2. 多様な生態系の回復.....	33
3. 生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充.....	34
4. その他の取り組み.....	34
IV. 伊勢湾再生に向けての目標.....	36
1. スローガン.....	36
2. 目標.....	36
3. 基本方針.....	37
4. 推進体制.....	38
5. 計画期間.....	38
V. 目標達成のための施策.....	39
1. 施策の実施方針.....	39
2. 陸域における負荷削減施策.....	39
3. 海域における環境改善施策.....	44
4. 多様な主体による協働・連携.....	50
5. 伊勢湾再生のためのモニタリング.....	52
6. アピールエリアの設定.....	54
7. 伊勢湾再生に向けた施策のまとめ.....	57
VI. 行動計画のフォローアップ.....	61
別表 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策.....	63

1. 行動計画策定の背景と目的

1. 行動計画策定の背景

伊勢湾流域圏は、国土の中央部に位置する地理的条件や交通条件、豊富な土地・水資源に恵まれ、名古屋市を中心とする大都市圏を形成するとともに、製造業をはじめとする産業技術の中核圏域として発展してきた。今後も中部地方が持続的な発展を続けるうえで「モノづくり」をはじめ産業の国際競争力の強化が求められるとともに、国際社会から見た中部地方の魅力の向上と交流・観光の強化、災害に強い地域づくり、誰もが生き生きと暮らせる生活空間の創出、生物の生息・生育環境や緑の保全、農山漁村地域の活力の向上等、更なる発展が求められており、伊勢湾流域圏の果たす役割は大きい。

その一方で伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁の慢性化、生態系への影響が懸念されている。

そのため、近年では、環境に配慮しつつ、社会的、経済的な発展を続ける「持続可能な発展」が求められるようになっており、産業・物流機能の維持・高度化、防災、漁業等に配慮しつつ、伊勢湾の良好な環境の実現を目指した伊勢湾再生のあり方が問われている。

これまで、伊勢湾の再生に関する計画として、以下に示す指針等が策定され、伊勢湾の再生に向けた取り組みが行われてきた。

- ・ 「伊勢湾下水道整備総合計画」
(伊勢湾下水道整備総合計画調査協議会 1997 年(平成 9 年) 3 月)
- ・ 「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」
(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 2000 年(平成 12 年) 8 月)
- ・ 「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」(三重県 2001 年(平成 13 年) 3 月)
- ・ 「伊勢湾環境創造基本構想」(中部地方整備局 2004 年(平成 16 年) 3 月)
- ・ 「伊勢湾流域別下水道整備総合計画」
(伊勢湾流域別下水道整備総合計画検討委員会 2007 年(平成 19 年) 3 月)
- ・ 「環境行動計画 2008 ―地球環境時代に対応したくらしづくり―」
(国土交通省 2008 年(平成 20 年) 7 月)

しかし、依然として赤潮、苦潮(青潮、以下「苦潮」という。)、貧酸素水塊の発生、干潟、浅場、藻場の減少、自然海岸の減少等の問題が多く残されている。そのため、今後も伊勢湾流域圏の持続的な発展を目指し、伊勢湾の環境改善に向けた産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO による取り組みを継続していく必要がある。

また、全国的な動きとしては、2001 年(平成 13 年) 12 月に都市再生プロジェクト第三次決定により、「海の再生」が位置付けられている。

このような状況を受け、2006 年(平成 18 年) 2 月 2 日に関係省庁及び関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議」を設立するとともに、伊勢湾再生行動計画を策定し、2007 年度(平成 19 年度)からの 10 年間を対象にフォローアップに取り組んできた。これまでの伊勢湾再生行動計画の取り組みを総括評価し、その課題を踏まえ、引き続き伊勢湾の再生に取り組むものである。

2. 行動計画の目的

伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後 10 年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。

II. 伊勢湾流域圏の現状

1. 伊勢湾流域圏の一般的特性

(1)伊勢湾の地形・海水流動の状況

伊勢湾の水域面積は約 2,300km²、平均水深は約 17m であり、中央部が盆状で約 20km の狭い湾口部に島嶼が存在することから外海との海水交換が少ない特性を持ち、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性の海域である。そのうち伊勢湾（狭義）の平均水深は約 20m であり、中心部で水深約 35m、湾口部で最大水深約 100m である。一方、三河湾の水深は知多半島南部先端と日間賀島の間が最も深く水深約 35m、平均水深は約 9m であり、水深 20m 以浅が大部分を占める。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m³）は容積（約 394 億 m³）の半分以上である（表 1）。

伊勢湾の海岸形態は、半自然海岸※¹⁾及び人工海岸※¹⁾が多く、自然海岸※¹⁾は主に伊勢・志摩地域に存在している（図 1）。これら半自然海岸または人工海岸の多くは、湾奥部に立地する港湾における埋立等の開発ならびに高潮等に対する保全対策等により形成されたものである。

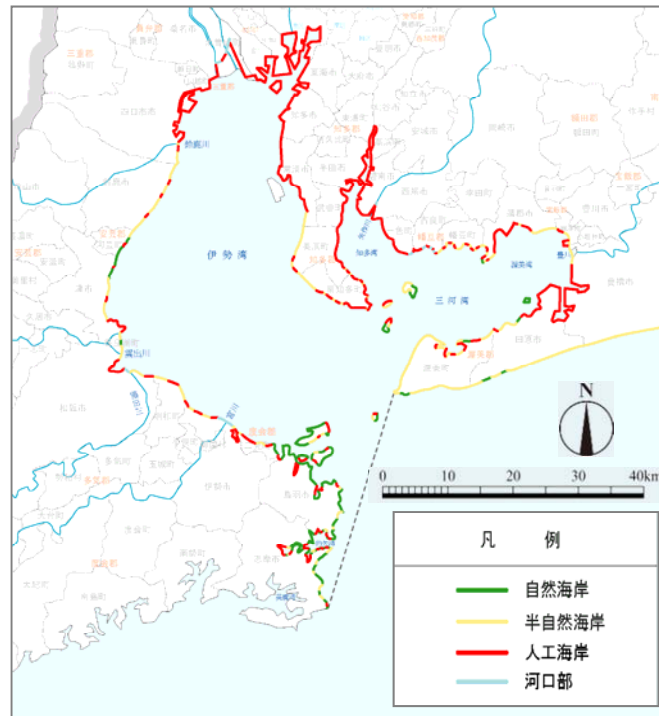
伊勢湾の海水流動は、伊勢湾（狭義）では南部に反時計回りの環流、北部で時計回りの環流が卓越し、三河湾においても下層に反時計回りの環流が形成される等、海水が滞留しやすい流況が形成されている。

※1)半自然海岸 : 道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては、自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構造物がない場合でも、海域に離岸堤等の構造物がある場合は、半自然海岸とする。）。

人工海岸 : 港湾、埋立、浚渫、干拓等により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構造物がある海岸。

自然海岸 : 海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構造物がない海岸）。

環境省による定義



資料) 運輸省第五港湾建設局：平成 9 年度 伊勢湾環境基本構想調査報告書，1998.の図を基に作成

図 1 伊勢湾沿岸部における海岸形態

表 1 三大湾の概要

区分	項目	適用	単位	東京湾	伊勢湾		大阪湾
					伊勢湾 (狭義)	三河湾	
陸域	流域面積		km ²	約 9,300 ¹⁾	18,135 ²⁾		11,200 ³⁾
	人口		千人	約 30,000 ¹⁾	11,170 ⁴⁾		17,450 ³⁾
	埋立面積	1945 年(昭和 20 年)8 月 ～1991 年(平成 3 年)3 月	km ²	157 ⁵⁾	79 ⁵⁾		85 ⁵⁾
	年間流入量	一級河川平水の合計値	億 m ³	86 ⁶⁾	200 ⁶⁾		87 ⁶⁾
	ゼロメートル地帯	朔望平均満潮位以下	km ²	116 ⁷⁾	336 ⁷⁾		124 ⁷⁾
	山林の割合		%	25 ⁸⁾	61 ⁸⁾		43 ⁸⁾
	農地の割合		%	12 ⁸⁾	11 ⁸⁾		8 ⁸⁾
海域	水域面積		km ²	1,380 ¹⁾	2,342 ⁹⁾ 1,738 ⁹⁾	604 ⁹⁾	1,450 ³⁾
	平均水深		m	約 40 ¹⁾	17 ⁹⁾ 20 ⁹⁾	9 ⁹⁾	28 ³⁾
	容積		億 m ³	600 ¹⁾	394 ⁹⁾ 339 ⁹⁾	55 ⁹⁾	440 ⁹⁾
	流域面積 /水域面積		—	6.7	7.7		7.7
	年間流入量 /容積		—	0.14	0.51		0.20

資料：

- 1) 東京湾再生のための行動計画（第二期）
- 2) 全国都道府県市区町村別面積調（平成 21 年 10 月 1 日現在）より作成
- 3) 大阪湾再生行動計画（第二期）（2014）
- 4) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（平成 28 年）より作成
- 5) 運輸省第三港湾建設局「大阪湾環境図説」（1996.3）
- 6) 中央環境審議会水環境部会 総量規制専門委員会（第 5 回）、資料 8 水質総量規制の指定水域における湾灘別水域環境基礎データ集
- 7) ゼロメートル地帯の高潮対策検討会、第 1 回検討会、資料 4 わが国におけるゼロメートル地帯の高潮対策の現状
- 8) 平成 27 年度水質総量削減に係る発生負荷量等算定調査及び汚濁負荷削減対策等の検討業務報告書～発生負荷量等算定調査（東京湾、伊勢湾、大阪湾及び大阪湾を除く瀬戸内海）～平成 28 年 3 月、環境省水・大気環境局
- 9) 中央環境審議会水環境部会総量規制専門委員会（平成 16 年 11 月 2 日）資料

(2)伊勢湾流域・沿岸域の状況

<流域の構成>

伊勢湾流域は 4 県(長野県、岐阜県、愛知県、三重県)にわたり、流域面積は約 18,135km²である。北は飛騨高地、東は木曽山脈、三河高地、南は紀伊山地、西は鈴鹿山脈、布引山地等に囲まれ、その内側に濃尾平野、伊勢平野、岡崎平野、豊川平野等の平地が広がっている。これらの平地を形成した木曽三川を含む主要な河川（一級河川 10 水系）の平均年間流入量は約 200 億 m³である（表 1、図 2）。

<土地利用>

平野部には名古屋市、岐阜市を中心とした地域や、沿岸部の四日市市、津市、伊勢市、豊橋市等に住宅地や商業地が形成されている。総人口は約 1,100 万人であり、東京圏、大阪圏と並ぶ三大都市圏に位置づけられている。

流域の土地利用状況は、山林 61%、農地（田・畑・果樹園）11%、その他の土地 28%であり、東京湾、大阪湾に比べ森林・農地の面積の割合が大きいことが特徴である（表 1）。

<歴史>

古くから、本州の中央部に位置する地理的条件と広大な平地と豊富な水資源、海と陸をつなぐ水運の発達等により、多くの人々を引きつける場として発展してきた。伊勢湾の開発は、江戸時代末期から、濃尾平野の輪中地帯等の干拓や埋立等、湾奥部を中心に進められてきた。昭和 30 年代以降の高度経済成長期になると、名古屋市を中心とした地域における住宅・商業地や、名古屋港、四日市港、三河港、衣浦港等の臨海部における工業地帯の開発や物流機能の強化により、日本の三大都市圏として急速な発展を遂げ、日本の高度経済成長を支えてきた。

<産業>

伊勢湾流域は「モノづくり産業」という言葉に代表されるように、製造業を中心とした世界的な先端技術が集積している。伊勢湾の流域面積は、全国土面積の 4%であるが、GRP（地域内総生産）は約 66 兆円でわが国の約 13%※2)の規模を有し、特に製造品出荷額については 74 兆円とわが国の約 25%※3)を占め、日本の経済・産業を牽引するとともに世界経済の一翼を担っている。

※2) 中部4 県（静岡県、岐阜県、愛知県、三重県）の合計値の割合 内閣府「県民経済計算年報」（2013）

※3) 中部4 県（静岡県、岐阜県、愛知県、三重県）の合計値の割合 経済産業省 工業統計速報（2014）



図 2 伊勢湾流域圏図

(3)伊勢湾の利用状況

伊勢湾は船舶の航行、漁業生産、海洋性レクリエーション等、多様な利用がなされている。

<港湾>

伊勢湾は、「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点として、2つの国際拠点港湾（名古屋港、四日市港）と3つの重要港湾（三河港、衣浦港、津松阪港）を有している（図3）。これらの国際拠点港湾、重要港湾における2014年（平成26年）の取扱貨物量は、自動車等の金属機械工業品や化学工業品等を中心に約3億トン^{※4}、入港船舶隻数は約9万隻^{※4}であり、国内外へ貨物を輸送する大小様々な船舶が航行している。

※4) 愛知県港湾統計(平成26年)、四日市港統計(平成26年)、
松阪市HP 津松阪港 港勢(平成26年)

<漁業>

伊勢湾は、大小67の漁港^{※5}を有し、港湾区域を除くほとんどの沿岸部に共同漁業権、区画漁業権が免許されており、アサリ類、エビ・カニ類等を対象とした沿岸漁業、ノリ・ワカメ養殖等の海面養殖業が行われている。愛知県及び三重県の漁業経営体数は、いずれも1960年（昭和35年）から1965年（昭和40年）頃以降、減少傾向にあり、現在はピーク時の半数以下まで減少している（図4）。

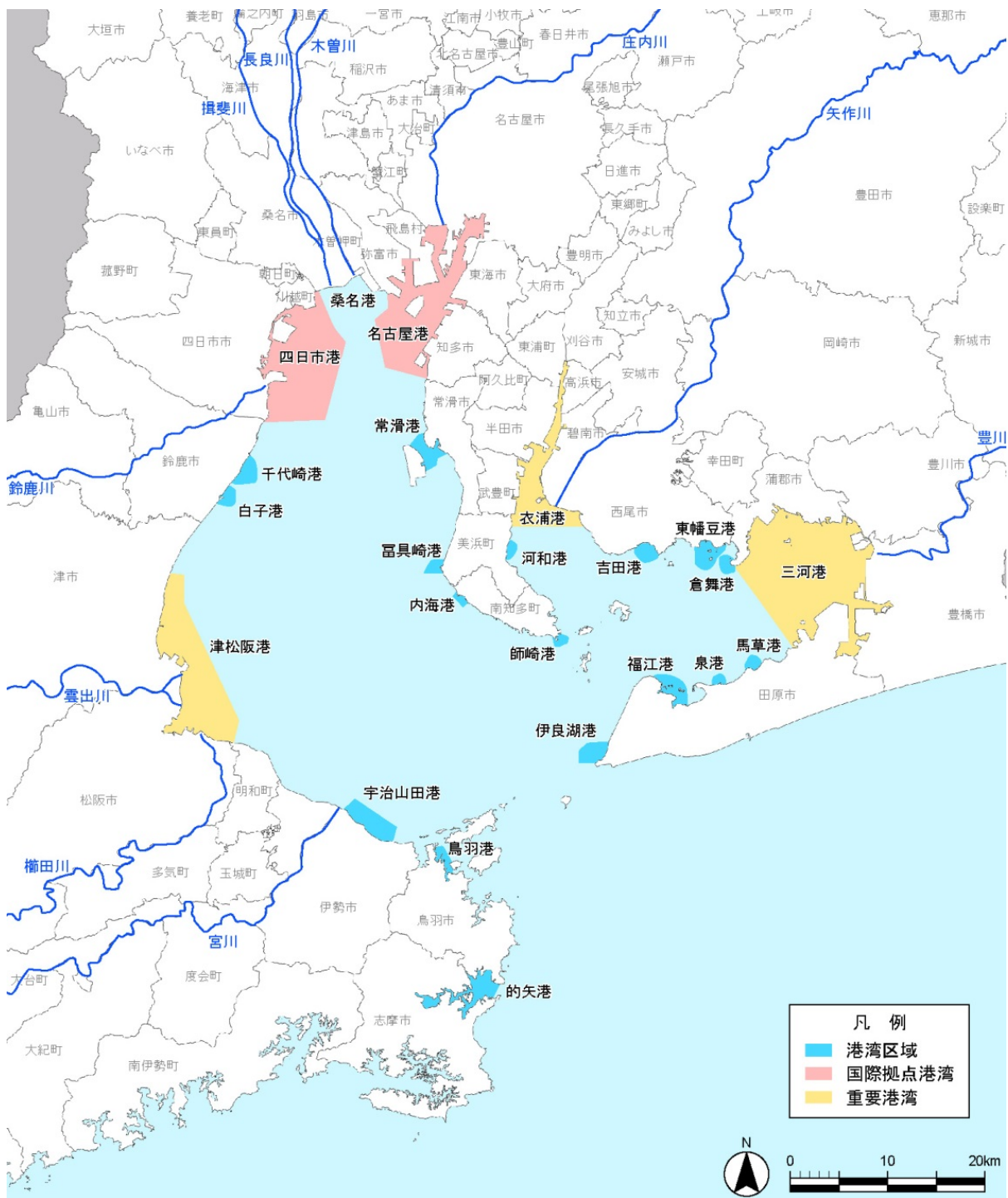
※5)伊勢湾環境データベース

<レクリエーション・観光>

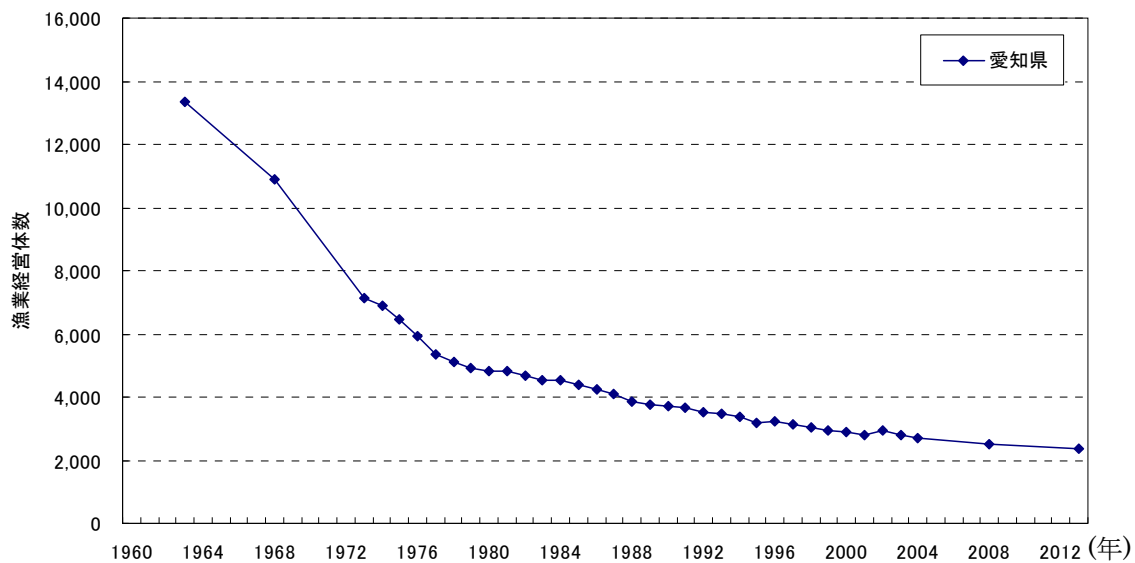
伊勢湾全域にわたりマリーナ、ヨットハーバーが分布しており、特に伊勢市、知多半島東岸部及び西尾市から^{がまごおりし}蒲郡市にかけての海岸部に多く立地している（図5）。

さらに、海水浴場は名古屋港等の物流・産業用地を除くほとんどの海岸部、また潮干狩り場は、桑名市から伊勢市にかけての海岸部、知多半島、西尾市から^{がまごおりし}蒲郡市にかけての海岸部にあり、伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用されている（図6）。

観光地は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。

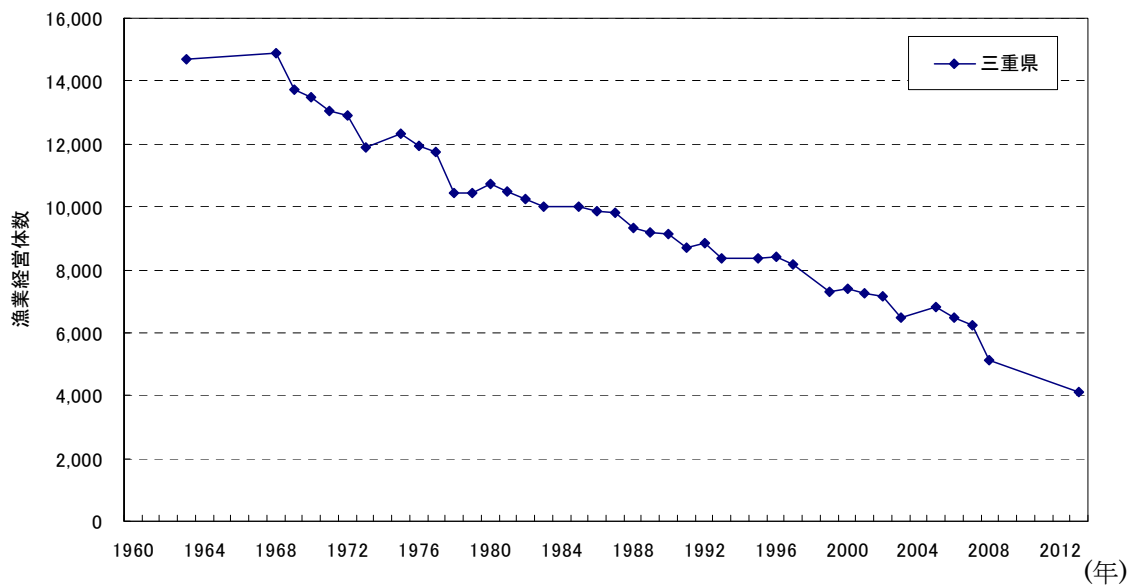


<愛知県>



資料) 漁業経営体調査,漁業動体調査及び漁業センサスを基に作成

<三重県>



資料) 漁業経営体調査,漁業動体調査及び漁業センサスを基に作成

図 4 愛知県、三重県の漁業経営体数の推移



資料) 運輸省第五港湾建設局：平成 7 年度 伊勢湾利用基本構想調査委託報告書，1995. の図を基に加筆修正

図 5 伊勢湾沿岸部におけるレクリエーション施設(公共・民間マリーナ)の分布



資料) 伊勢湾総合対策協議会：伊勢湾データ集 2002 の図を基に加筆修正

図 6 伊勢湾沿岸部におけるレクリエーション施設(海水浴場、潮干狩り場)の分布

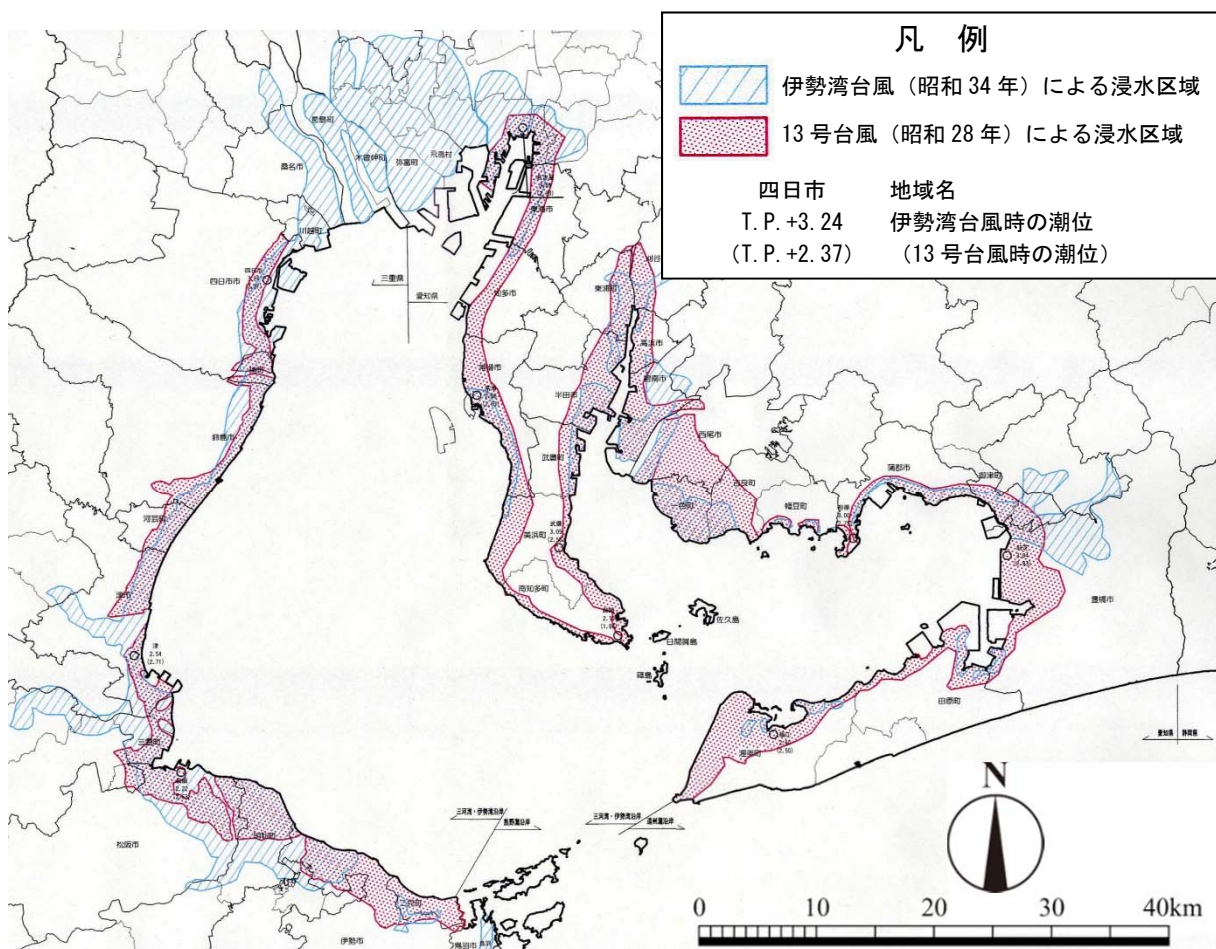
(4)海岸等保全の状況

伊勢湾沿岸域はわが国最大のゼロメートル地帯※⁶⁾である濃尾平野を中心に、昔から台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944 年（昭和 19 年）の東南海地震、1946 年（昭和 21 年）の南海地震による地震・津波災害、そして 1953 年（昭和 28 年）に来襲した台風 13 号は沿岸域に被害を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始された。

さらに、1959 年（昭和 34 年）に来襲した伊勢湾台風は、再び沿岸域に大きな被害をもたらすこととなり、伊勢湾の湾奥部では越波・破堤により未曾有の大災害となった（図 7）。台風 13 号、伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、1953 年（昭和 28 年）の台風 13 号以降の高潮対策事業等（1953 年（昭和 28 年）から 1963 年（昭和 38 年））により築造されたものが大半であり、築造後 60 年近くが経過している。そのため、空洞化やひび割れ、磨耗等の護岸の老朽化による施設としての機能低下、また、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され対策が進められている。また、複合型災害防災実働訓練等のソフト対策も実施されている。

※6) ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位より低い地域



資料) 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の図を一部変更

図 7 1953 年（昭和 28 年）台風 13 号及び 1959 年（昭和 34 年）伊勢湾台風時の浸水区域

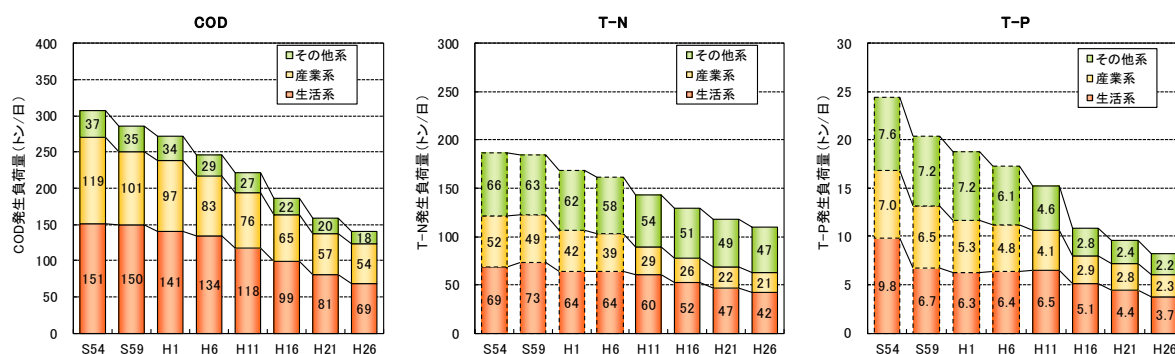
2. 伊勢湾の環境特性

(1) 汚濁負荷量の状況

伊勢湾には多くの流入河川（1級河川 10 水系）が存在し、これを通じて有機物や窒素・リン等の栄養塩類が流入している。

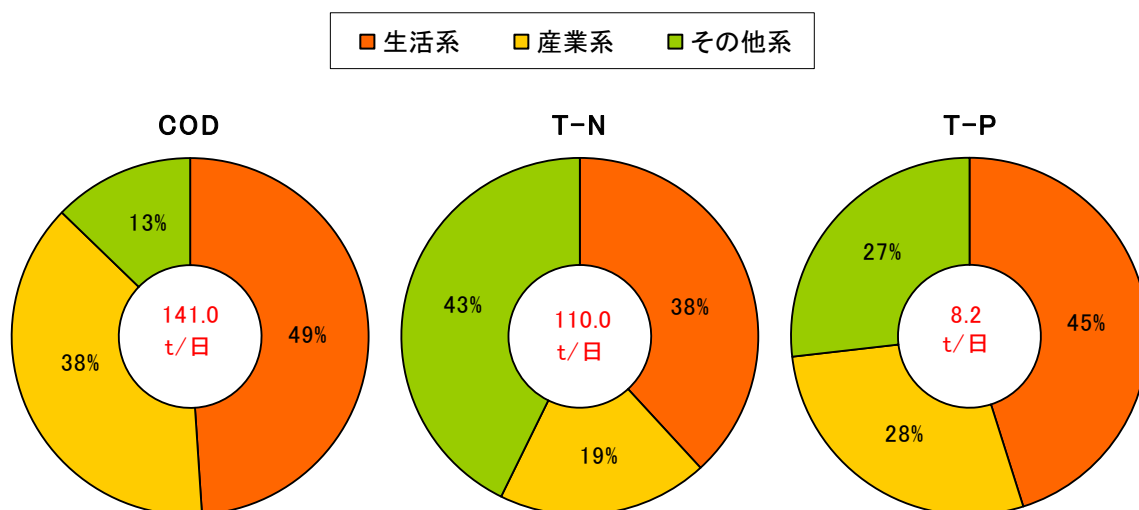
伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、伊勢湾流域を包含する 4 県の人口推移とともに、1960 年（昭和 35 年）代以降、緩やかな増加傾向にあると考えられる。しかし、算定データが得られている 1980 年（昭和 55 年）頃より、汚濁負荷量は COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、T-P（全リン）とともに継続的に減少しており、総量規制等の汚濁負荷削減対策が効果を発揮していると思われる。

近年の主要な河川の水質は、良好な状態に維持されているものの、2014 年度（平成 26 年度）の COD 流入汚濁負荷量は 1979 年度（昭和 54 年度）の汚濁負荷量と比較して、東京湾では約 66% 減少しているのに対し、伊勢湾は約 54% 程度の減少にとどまっている。また、2014 年度（平成 26 年度）における COD の発生源別の負荷量は、生活系が 49%、産業系が 38%、その他系が 13% となっている。同様に T-N は、生活系が 38%、産業系が 19%、その他系が 43%、T-P では、生活系 45%、産業系 28%、その他系が 27% となっている（図 9）。



出典) 発生負荷量管理等調査（環境省）（T-N、T-P の H6 年以前は推定値）

図 8 伊勢湾における汚濁負荷量の推移



出典) 発生負荷量管理等調査（環境省）（いずれも実績値）

図 9 2014 年度（平成 26 年度）汚濁負荷量の内訳

(2) 水質・底質の状況

<水質：COD（化学的酸素要求量）>

伊勢湾の COD は、伊勢湾（狭義）の A 類型（環境基準値 2mg/L 以下）及び B 類型（環境基準値 3mg/L 以下）に指定されている海域では 3mg/L 程度で変動しており、一部の地点を除き環境基準に適合していない。三河湾の A 類型及び B 類型に指定されている海域では概ね横ばいであり、一部の年度・地点を除き環境基準に適合していない。C 類型（環境基準値 8mg/L 以下）に指定されている海域では、いずれも 2～7mg/L の範囲でおおむね横ばいであり、環境基準に適合している。伊勢湾の COD 環境基準達成率は約 50%前後で横ばいである（図 10、図 11、図 12、）。

<水質：T-N（全窒素）>

T-N は伊勢湾（狭義）のⅣ類型及び三河湾Ⅳ類型（環境基準値 1.0mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）のⅢ類型（環境基準値 0.6mg/L）及び三河湾Ⅲ類型に指定されている海域では横ばいであり、おおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）のⅡ類型（環境基準値 0.3mg/L）及び三河湾Ⅱ類型に指定されている海域は横ばいであり、特に湾奥で環境基準に適合していない（伊勢湾の類型指定：図 10、伊勢湾（狭義）、三河湾の T-N 年平均値の推移：図 13、図 14）。

<水質：T-P（全リン）>

T-P は伊勢湾（狭義）のⅣ類型及び三河湾Ⅳ類型（環境基準値 0.09mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）のⅢ類型（環境基準値 0.05mg/L）及び三河湾Ⅲ類型に指定されている海域では横ばいであり、近年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾Ⅱ類型（環境基準値 0.03mg/L）及び三河湾Ⅱ類型に指定されている海域は横ばいであり、一部の地点を除きほとんど環境基準に適合していない（伊勢湾の類型指定：図 10、伊勢湾（狭義）、三河湾の T-P 年平均値の推移：図 15、図 16）。

<底質：COD（化学的酸素要求量）>

伊勢湾の底質の COD は、伊勢湾（狭義）の湾央部（雲出川河口域の前面部）で 30～50mg/g 乾泥未満と高い。三河湾では湾央部及び湾奥部（豊川河口部）で COD の値が比較的高い（図 17）。

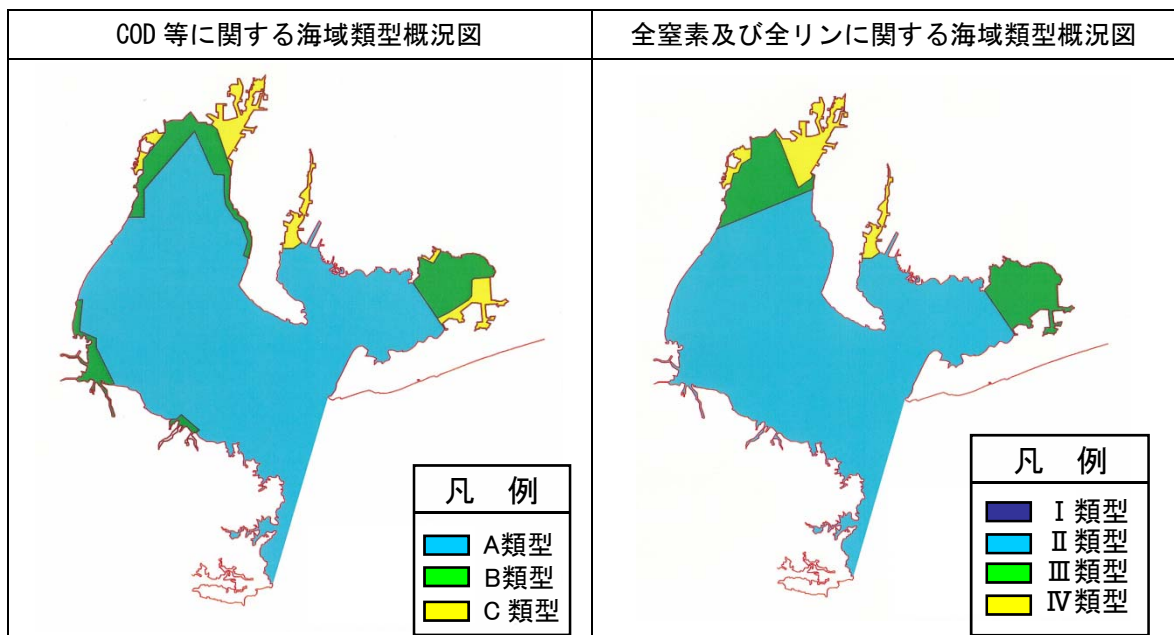
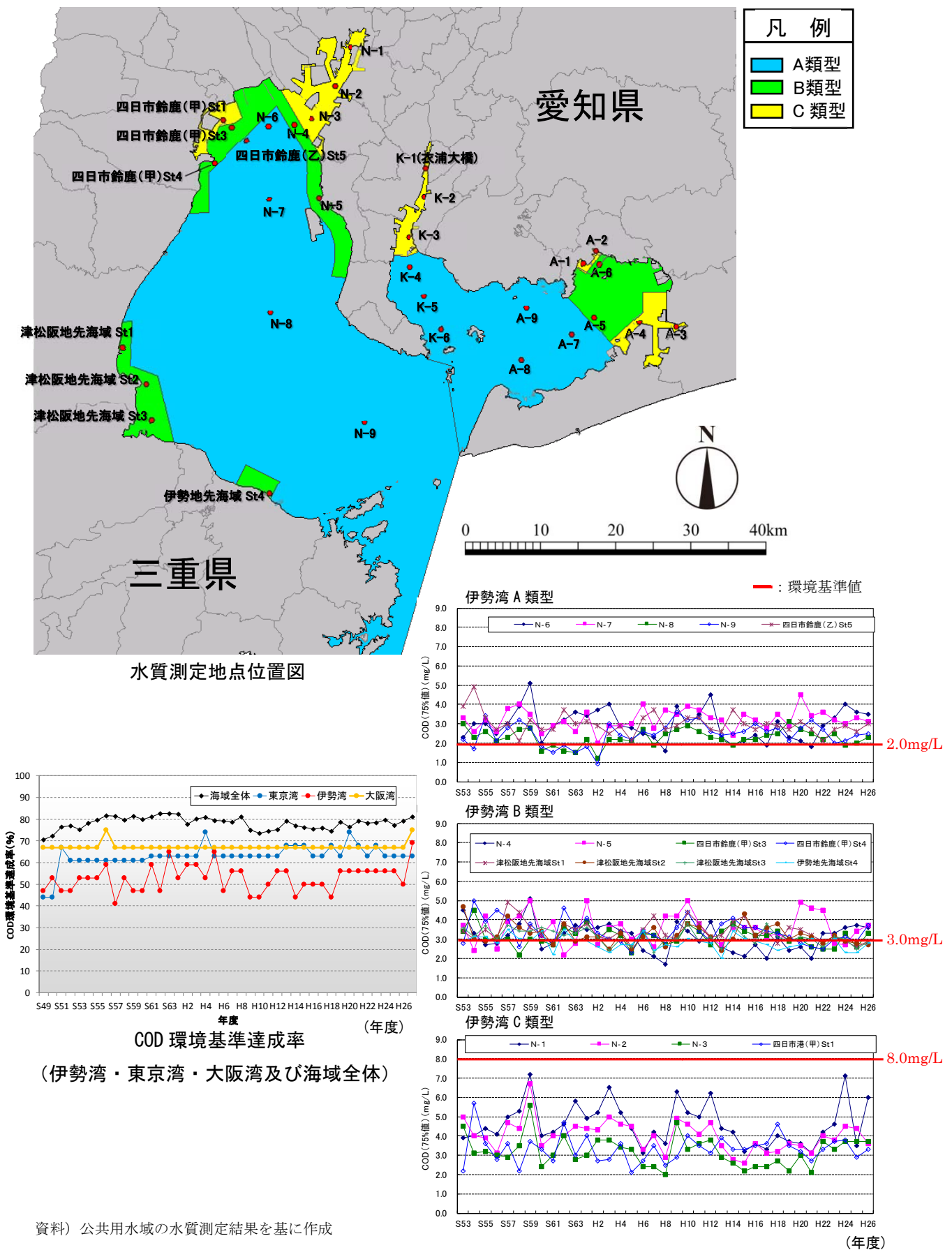
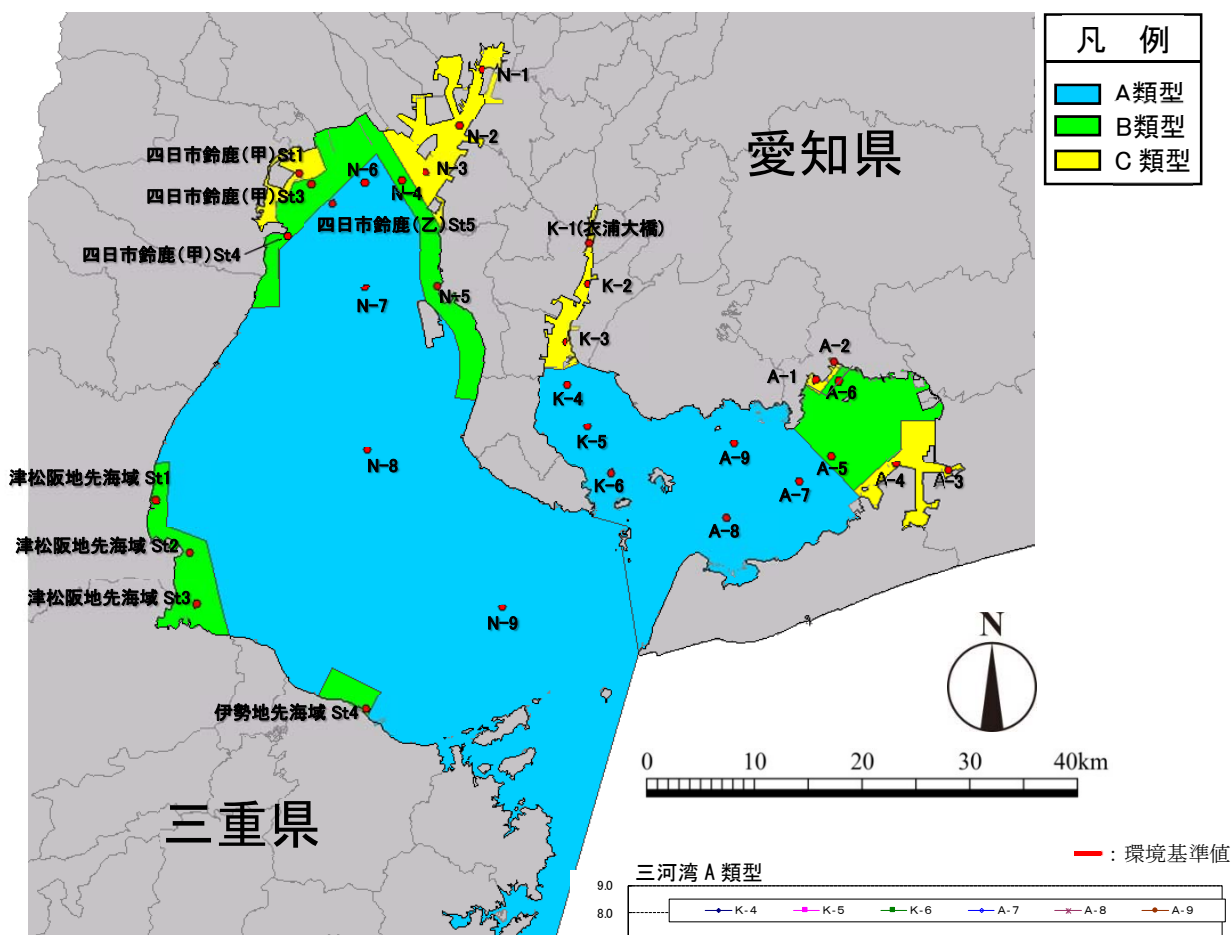


図 10 伊勢湾の類型指定

環境基準とは、環境基本法第十六条による公共用水域の水質汚濁に係る、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。本行動計画では、第 8 次総量規制（環境省）で削減の対象としている、COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、T-P（全リン）に着目する。

この 3 つの項目の評価は、環境基準との整合を図り、COD は 75% 値、T-N と T-P は年平均値とした。これらの値は、環境省が公表する公共用水域の水質測定結果を用いた。





水質測定地点位置図

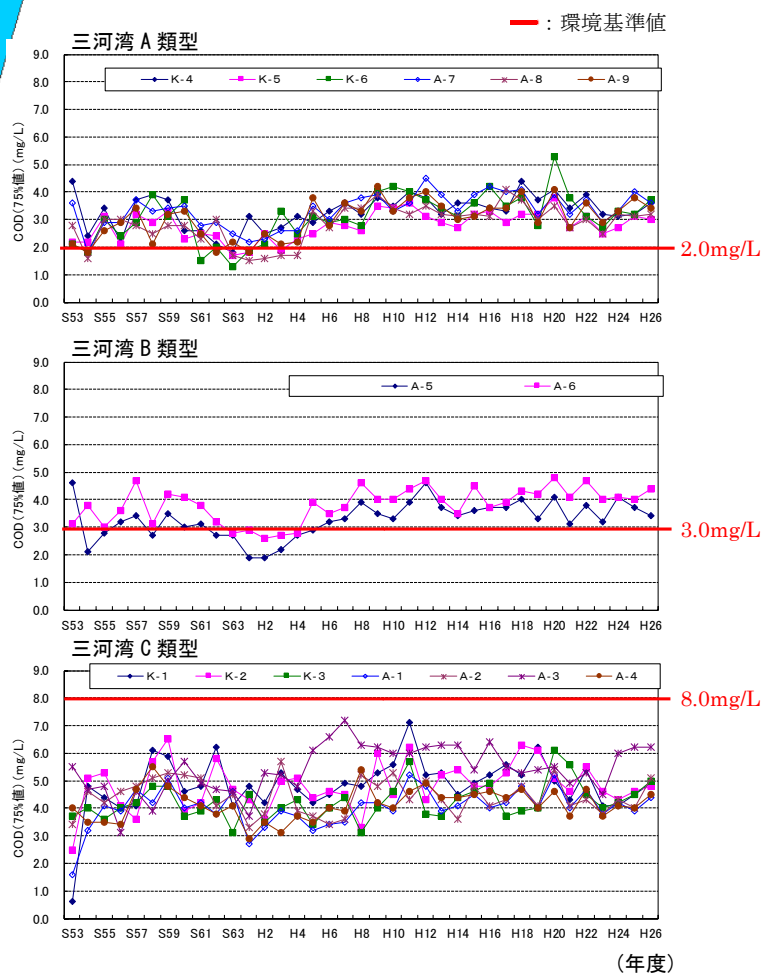
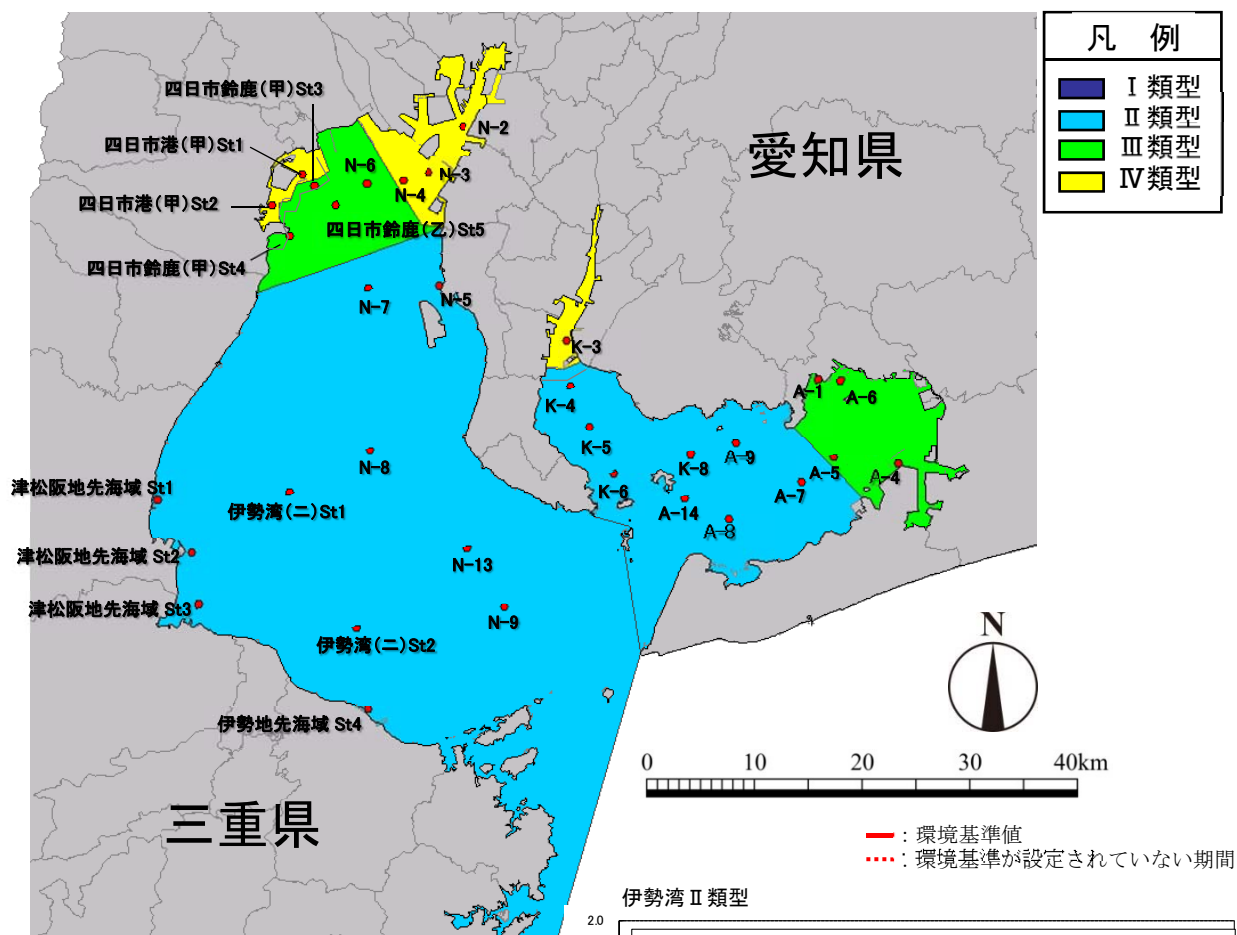
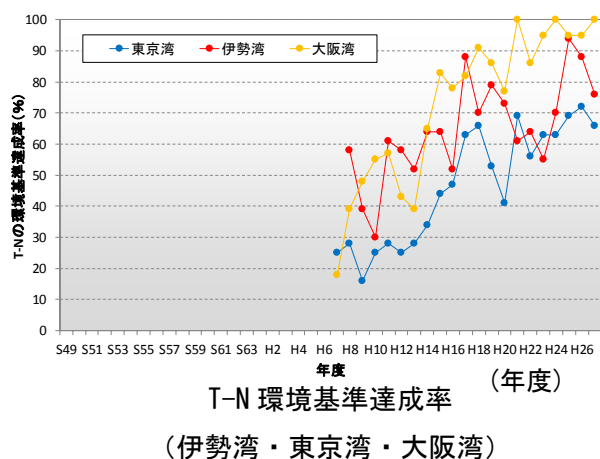


図 12 COD75%値の類型別推移 (三河湾)



水質測定地点位置図



資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

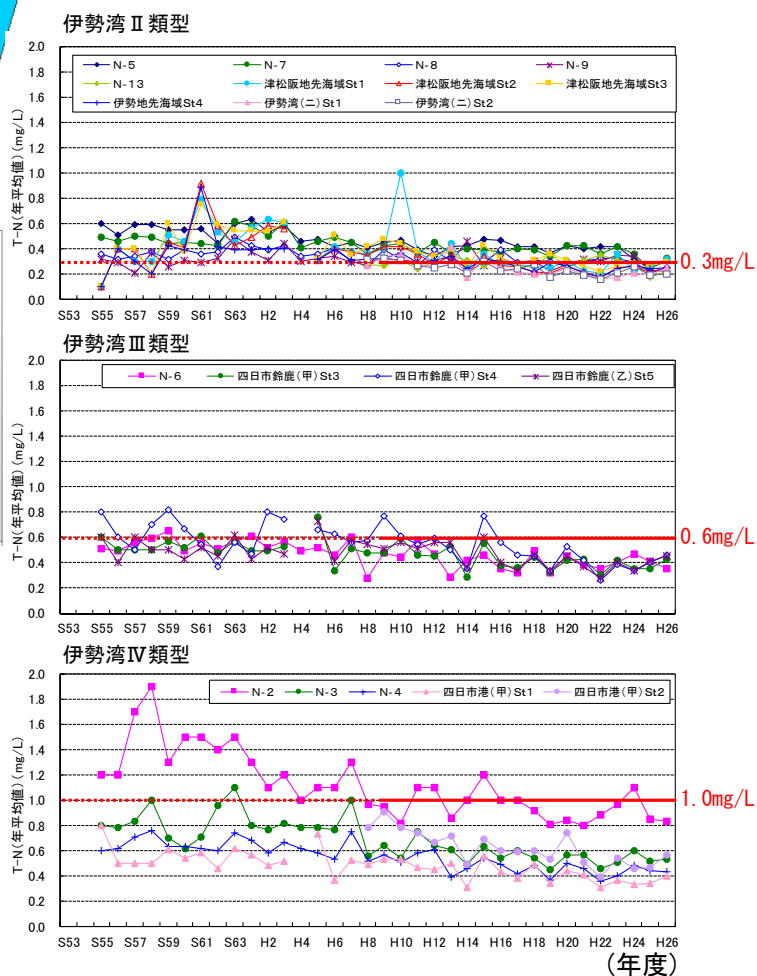
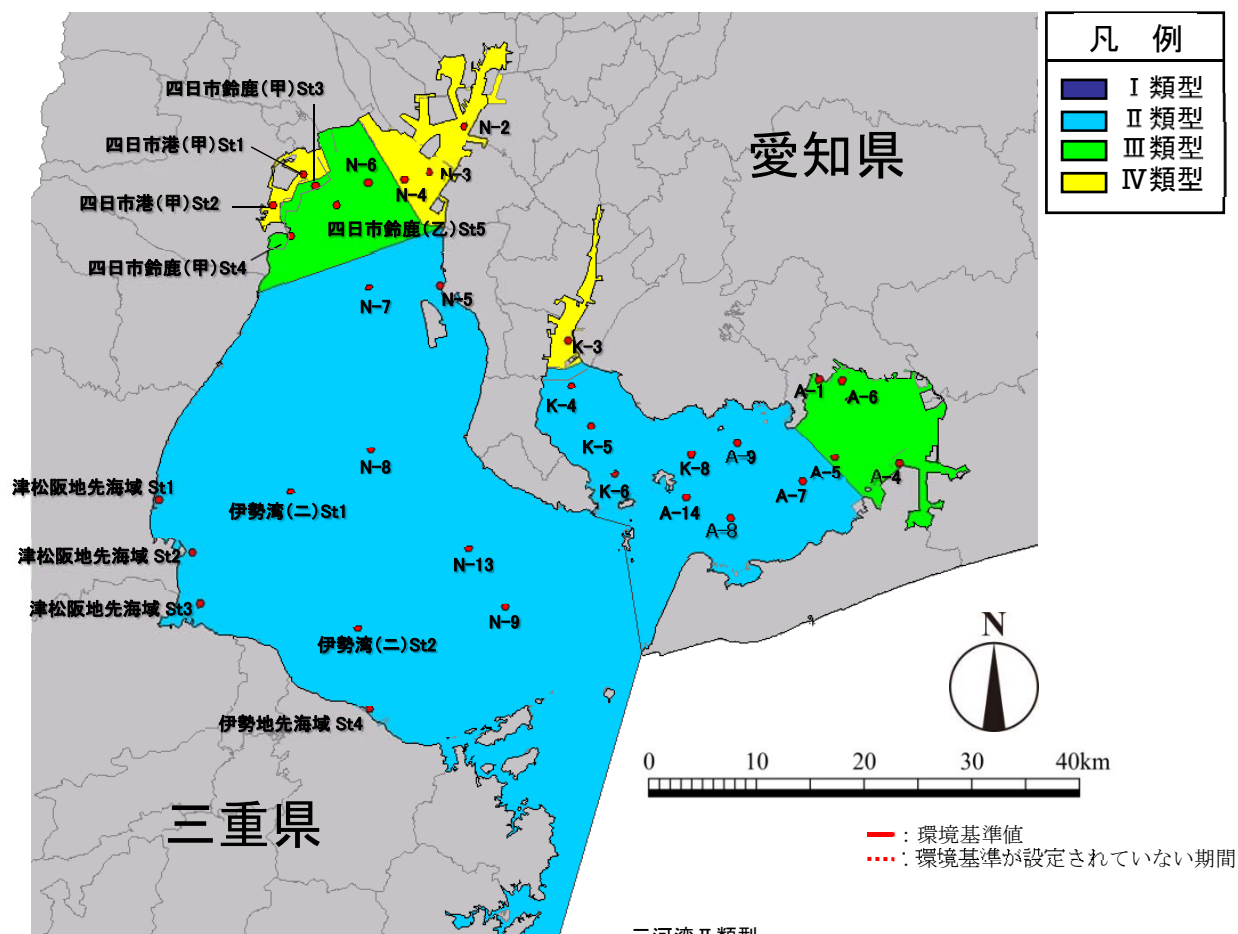
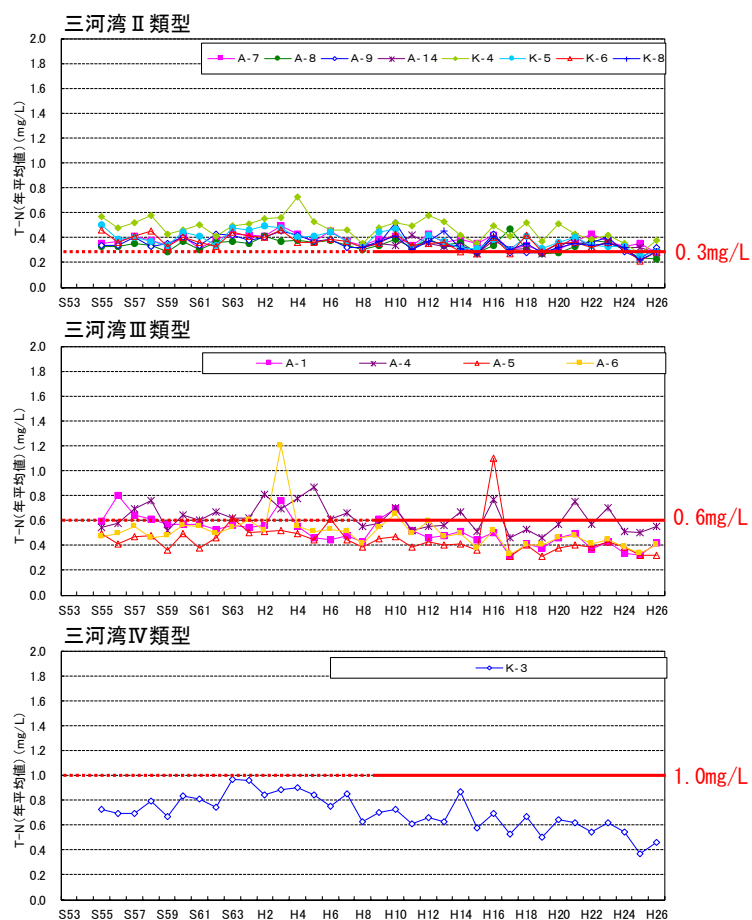


図 13 T-N (全窒素) の環境基準達成率と年平均値の類型別推移 (伊勢湾 (狭義))



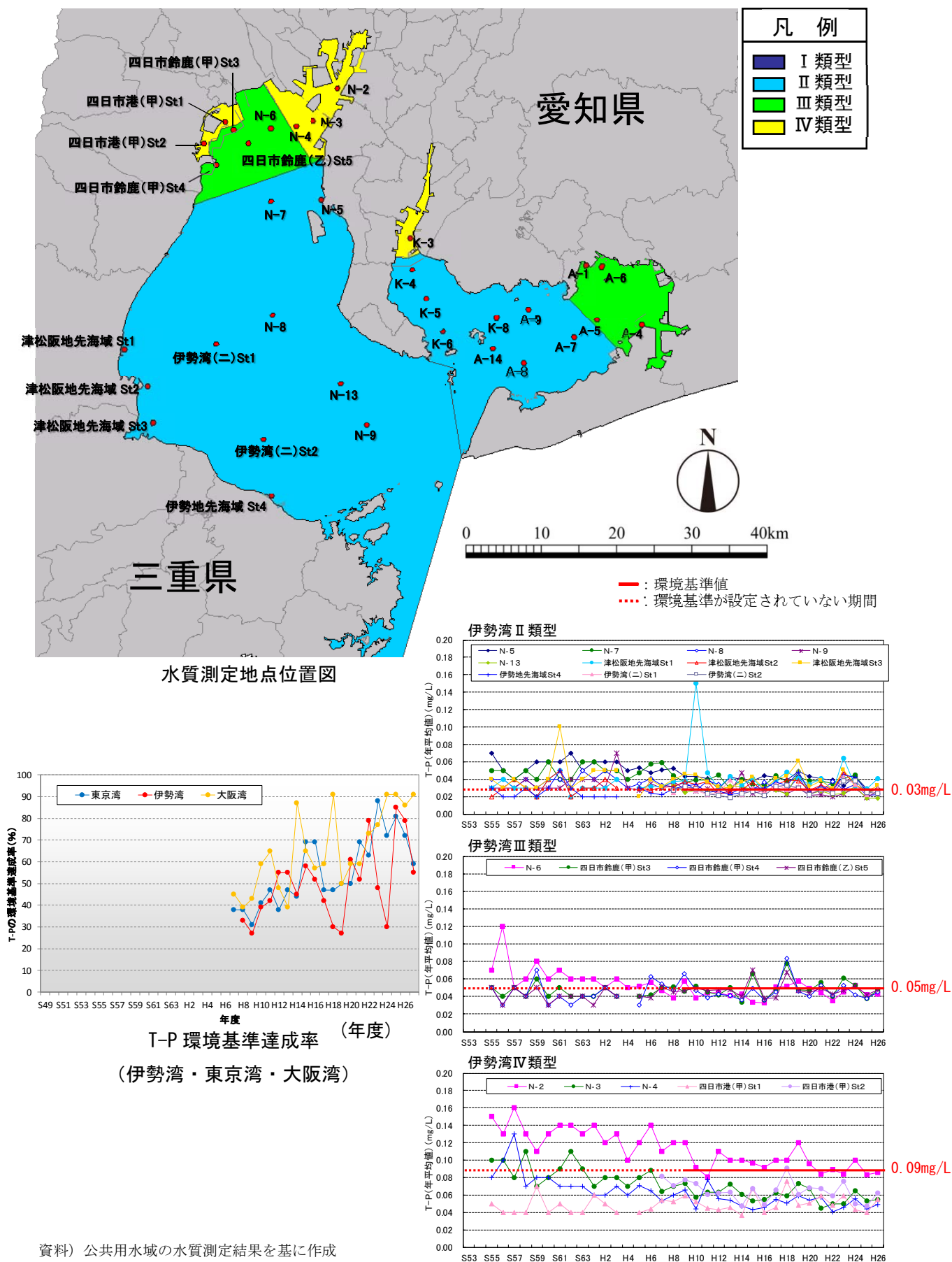
水質測定地点位置図

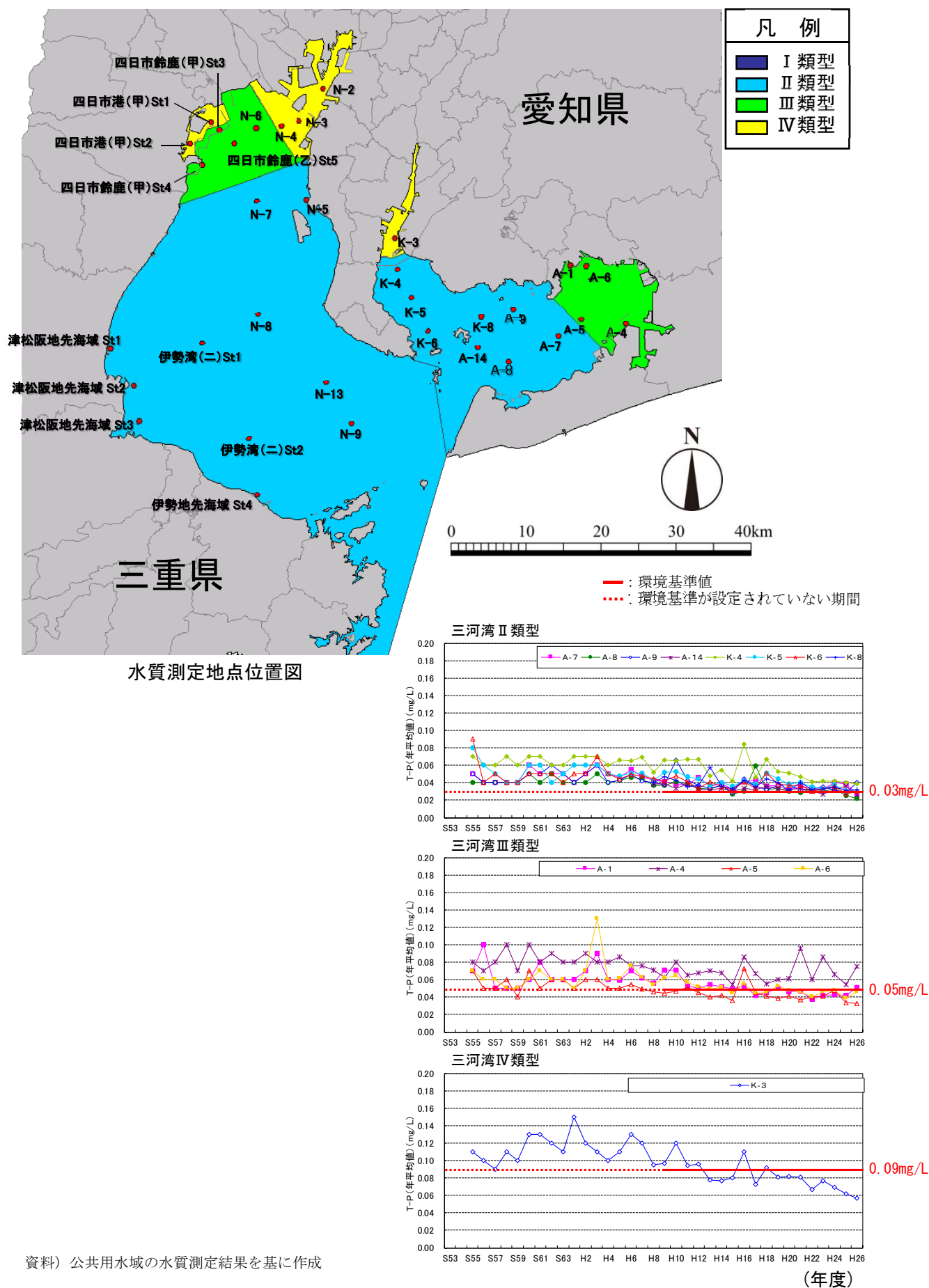


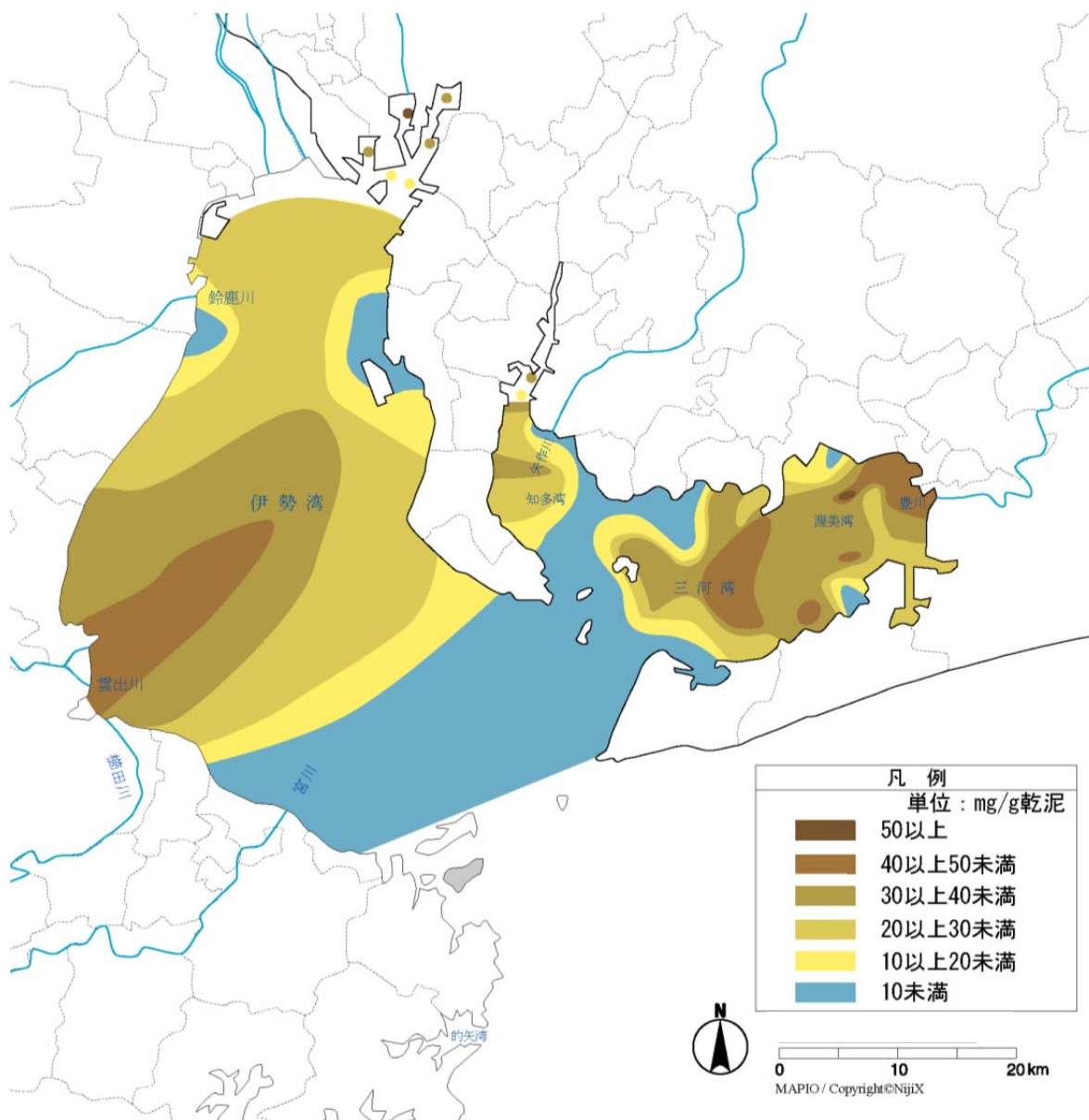
資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

図 14 T-N(全窒素)年平均値の類型別推移(三河湾)

(年度)







資料)

中部国際空港(株)：中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価書，1996。（伊勢湾側）

国土交通省中部地方整備局：取り戻そうあの頃の三河湾を，2001。（三河湾側）

衣浦港港湾管理者：衣浦港港湾計画資料（その2）－改定－，2001（衣浦港）

名古屋港港湾管理者：名古屋港港湾計画資料（その2）－改定－，2000。（名古屋港） 以上の図、データを基に作成

図 17 底質の COD（化学的酸素要求量）の分布状況

(3)赤潮、貧酸素水塊、苦潮の発生状況

1980 年（昭和 55 年）頃から愛知県及び三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が、近年でも年間 20～50 件程度確認されている（図 18）。また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。

伊勢湾では貧酸素水塊が毎年確認されている。底層の貧酸素水塊は、伊勢湾（狭義）では、2016 年（平成 28 年）の 7 月から 9 月にかけて湾中央部を中心として、全ての底生生物の生存が困難となる溶存酸素飽和度 10%未満（溶存酸素濃度約 0.8mg/L）の地域が広範囲に及んでいる。三河湾では 7 月～9 月にかけて湾奥部および湾中央部において溶存酸素飽和度 10%未満の地域が広範囲に及んでいる（図 19）。

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。近年の苦潮発生件数では、2015 年（平成 27 年）が 4 件、2014 年（平成 26 年）が 2 件と発生件数が少ないものの、年間 5～10 回程度確認されている年が多い（図 20）。

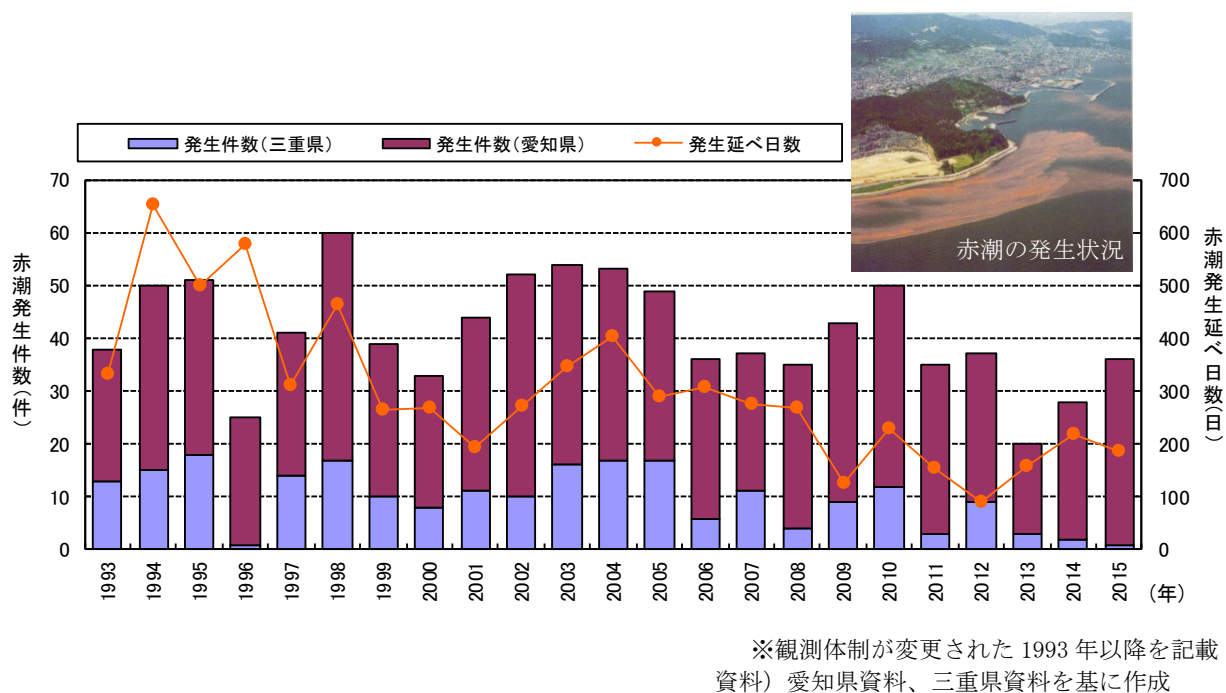
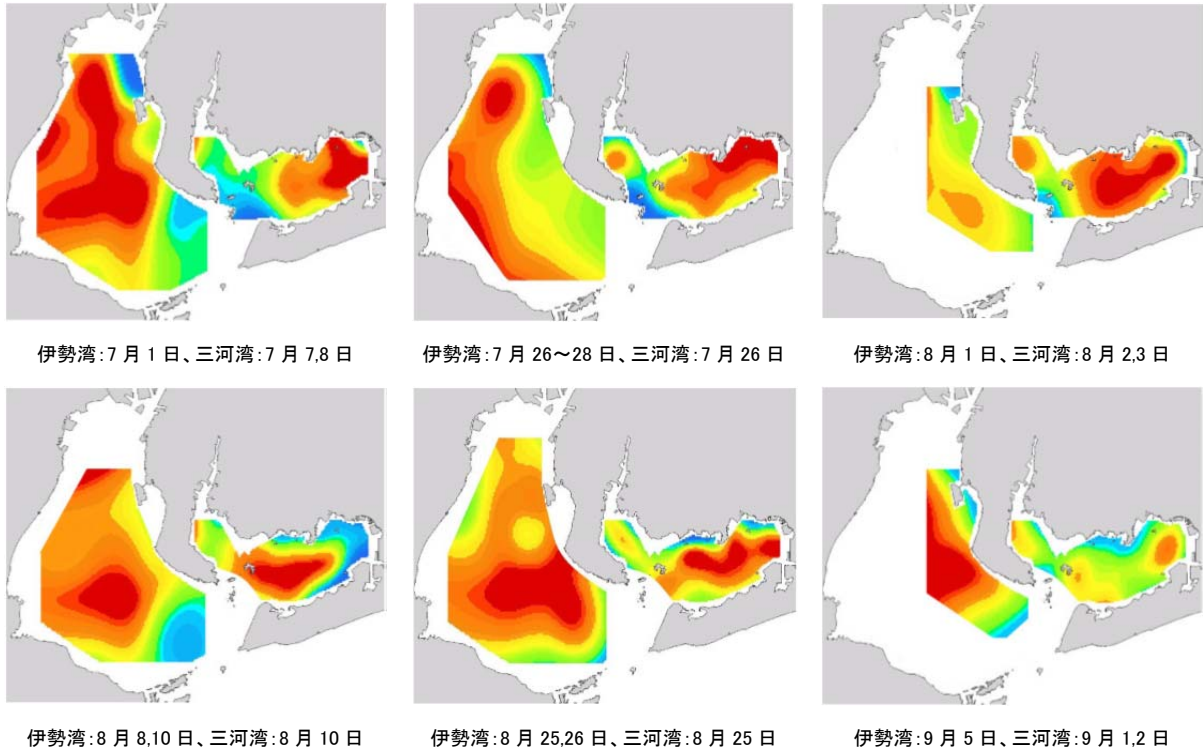
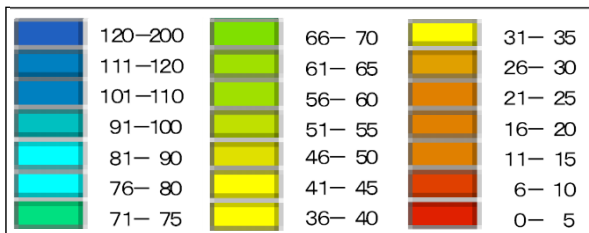


図 18 赤潮発生状況の経年変化



凡例：溶存酸素飽和度（％）



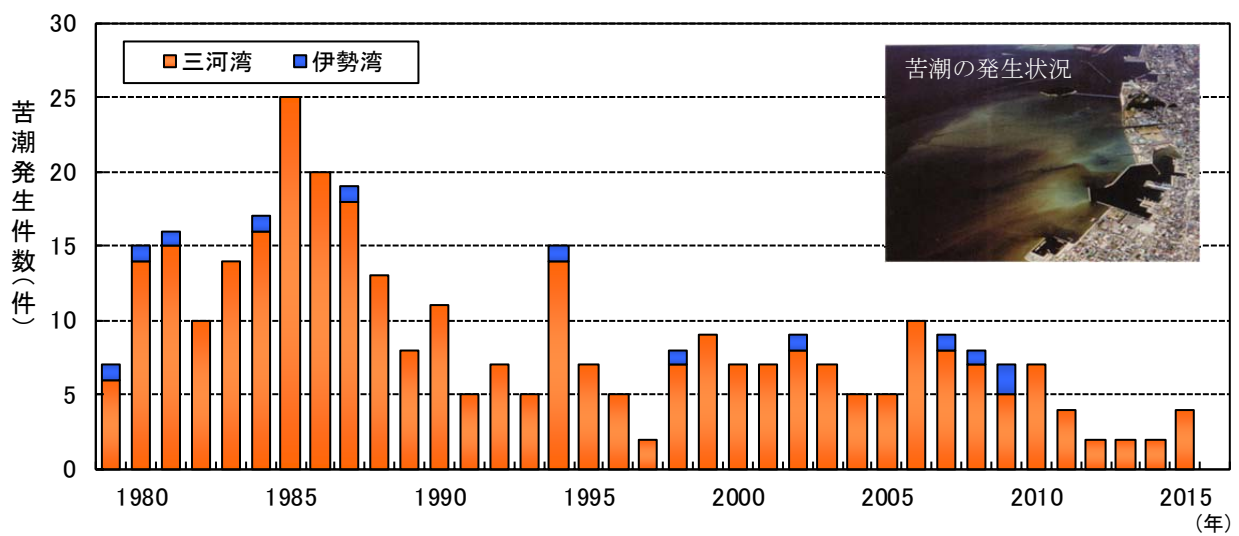
※観測水深：底層

溶存酸素飽和度	溶存酸素濃度	魚介類への影響
50％	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
30％	約2mg/l	貝類・底生魚類の生存困難
10％	約0.8mg/l	全ての底生生物の生存困難

※愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素としている

出典）愛知県水産試験場：伊勢・三河湾貧酸素情報，H28-1～21 号，2016.

図 19 貧酸素水塊の分布（2016 年（平成 28 年） 7 月～9 月）



資料）愛知県資料を基に作成

図 20 苦潮発生状況の経年変化

(4)生態系の状況

<干潟、浅場、藻場>

伊勢湾は、太陽の光が届く浅い海域が広く、砂浜、干潟、岩場や、栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域等、多様な自然環境が形成され、そこに多種多様な生物が生息・生育し、多様な生態系が形成されてきた海域である。

しかし、干潟、浅場、藻場のような良好な生物の生息・生育空間が沿岸域の開発等により減少している。

伊勢湾での干潟の分布面積は 1945 年（昭和 20 年）頃には約 5,600ha 存在していたが、1970 年（昭和 45 年）頃までの約 25 年間で急速に減少し、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している（図 21）。

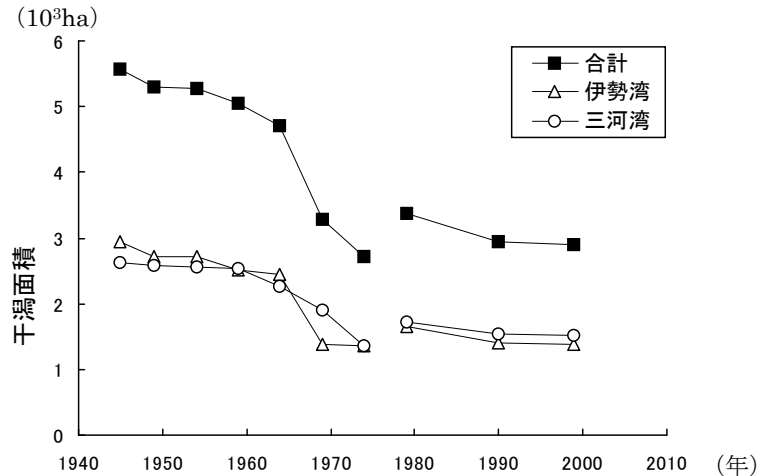
また、1955 年（昭和 30 年）頃の高草藻場（アマモ）は、伊勢湾（狭義）で 11,400ha、三河湾で 6,800ha の合計 18,200ha 分布していたが、1970 年（昭和 45 年）頃には、伊勢湾（狭義）で 260ha、三河湾で 410ha の合計 670ha となっており、15 年間で約 27 分の 1 程度にまで減少した（図 23）。

なお、三河湾では 1999 年度（平成 11 年度）から 2004 年度（平成 16 年度）に、中山水道航路から発生する良質な浚渫土砂を用いて、国と愛知県が連携し、約 620ha（39 箇所）の干潟・浅場の造成及び覆砂を実施し環境改善を図った（図 24）。

その後、伊勢湾再生行動計画が策定された 2006 年度（平成 18 年度）以降では、伊勢湾（狭義）と三河湾において、約 74ha の浅場・干潟が造成（再生）されている（図 22）。

また、三河湾里海再生プログラム※7)での短期的な目標として、三河港御津地区、西尾市地先などにおいて、おおむね 5 年間（平成 23～27 年度）で約 50ha の造成を進めた。

※7) 愛知県が平成 23 年 3 月に策定。水質環境基準の達成を目標とした「きれいな海」だけでなく、魚介類が豊富に生息する「豊かな海」、更には、住民に親しみを持って利用してもらえる「親しめる海」を目指していくため、「干潟・浅場の造成」を主要施策として位置づけた計画。



○1978年（昭和53年）より前の調査対象干潟。現存するか、あるいは1945年（昭和20年）以後人為的に消滅したもので、面積が1ha以上の前浜干潟、河口干潟（河口区域を除く）、潟湖干潟。

○1978年（昭和53年）以後の調査対象干潟。

○干潟分布調査（現存干潟）

1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上であること。
2. 大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。
3. 移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。

○干潟改変状況調査（消滅干潟）

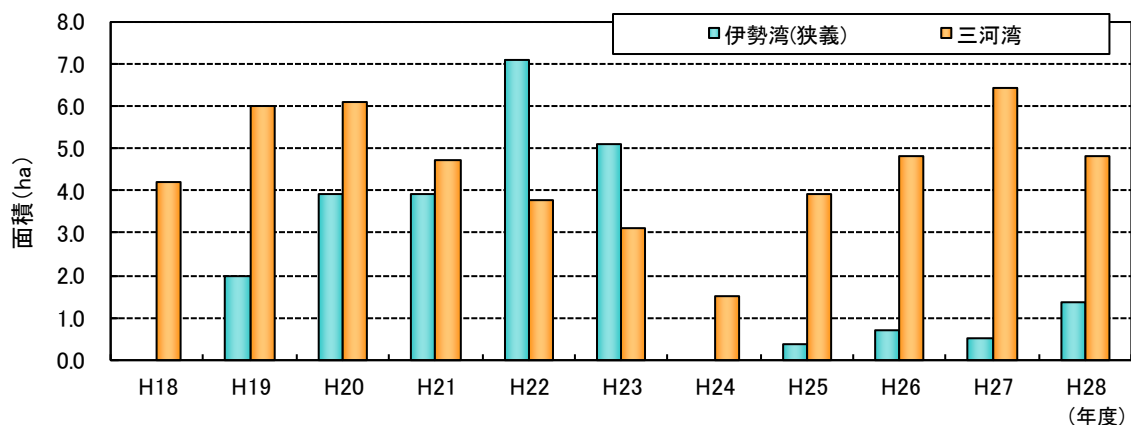
1978年（昭和53年）以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。

1. 1978年（昭和53年）において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとはみなさない。
2. 消滅面積が1ha以上であること。埋立等の事業区域が1ha以上であっても、干潟そのものの改変が1haに満たないものは消滅域には含めない。

注）ただし、1978年（昭和53年）以前と1990年（平成2年）以降の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978年（昭和53年）のデータは、1990年（平成2年）調査時に見直されたものである。

出典）環境省：自然環境保全基礎調査 第2回、4回、5回調査結果。のデータを基に作成

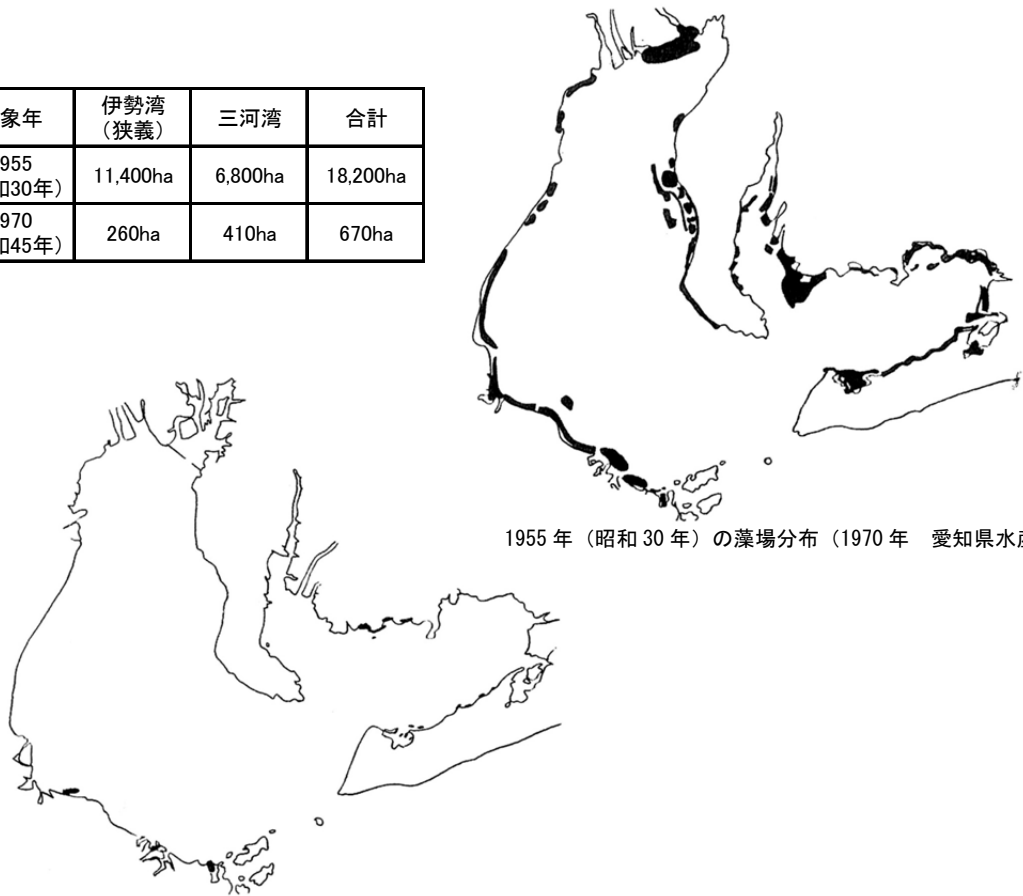
図 21 干潟分布面積の経年変化



出典：愛知県、三重県へのアンケート調査

図 22 伊勢湾再生行動計画以降の干潟・浅場の造成面積の経年変化

対象年	伊勢湾 (狭義)	三河湾	合計
1955 (昭和30年)	11,400ha	6,800ha	18,200ha
1970 (昭和45年)	260ha	410ha	670ha

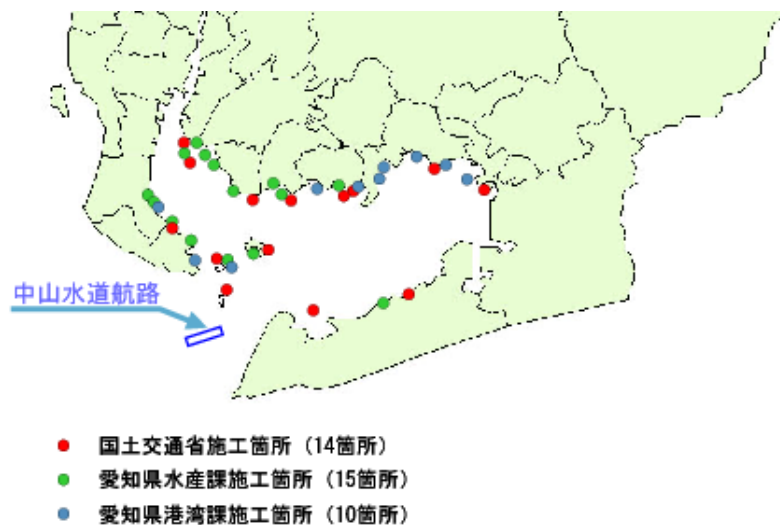


1955 年（昭和 30 年）の藻場分布（1970 年 愛知県水産試験場調査）

1970 年（昭和 45 年）の藻場分布（1990 年（平成 2 年） 海の博物館の聞き取り調査（三重県）に、1970 年（昭和 45 年）の愛知県水産試験場調査（愛知県）を合わせて作成された図からプランメーターにより面積を算出した）

出典) 伊勢湾研究会 編: 伊勢・三河湾 再生のシナリオ海と人間の共生を求めて一, 八千代出版, p. 166, 1995 年(平成 7 年). (分布図)
三重県科学技術振興センター: 伊勢湾の生態系の回復に関する研究 5. 干潟・藻場・河口域の実態, 2003 年(平成 15 年). (伊勢湾(狭義)の藻場面積の値、三河湾分は本調査で求めた値)

図 23 海草藻場（アマモ）（1955 年（昭和 30 年）と 1970 年（昭和 45 年）の分布）



出典) 第 1 回 伊勢湾再生海域検討会 三河湾部会, 資料 3-1 干潟・浅場造成について, p2,
2009 年(平成 21 年)7 月 17 日開催

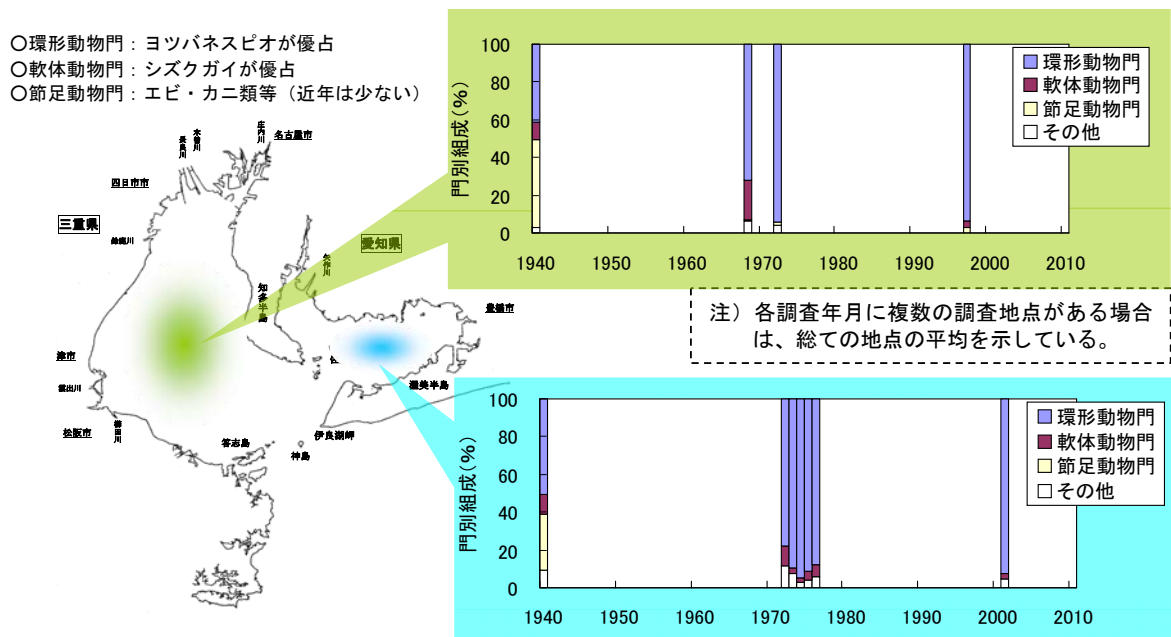
図 24 中山水道航路の浚渫土砂による干潟・浅場造成、覆砂施工箇所

＜底生生物＞

近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバネスピオ等の環形動物門の占める比率が高くなっている（図 25）。

＜漁獲量＞

伊勢湾の漁獲量は、現時点で明確な回復傾向を確認するには至っていないものの、愛知県で貝類の漁獲量が 2007 年（平成 19 年）に増加するなど、一部回復の兆しがみられる。三重県では、すべての漁獲量が減少傾向にある（図 26）。



出典) 国土交通省中部地方整備局港湾空港部, 財団法人港湾空間高度化環境研究センター: 伊勢湾再生海域検討会資料, 2006.

資料) 三重県: 伊勢湾の底質と底生生物—伊勢湾奥部漁業開発調査報告書(資料集Ⅰ), 1970.

社団法人産業公害防止協会: 伊勢湾における生物相の分布—伊勢湾における汚濁物質の循環機構に関する研究報告書—, 1974.

農林水産技術会議事務局: 水生生物環境の変化に伴う生物相の変動とその指標性—農林水産生態系における汚濁物質の循環と指標生物に関する研究—, 1977.

西条八束: マクロベントス相の変化—内湾の環境科学(下巻)—, 1984.

中部国際空港(株)・愛知県: 中部国際空港建設事業及び空港島地域開発用地埋立造成事業に関する環境影響評価書, 1999.

衣浦港港湾管理者: 衣浦港港湾計画資料(その2)—改訂—, 2001.

三河港港湾管理者: 三河港港湾計画資料(その2)—改訂—, 1995.

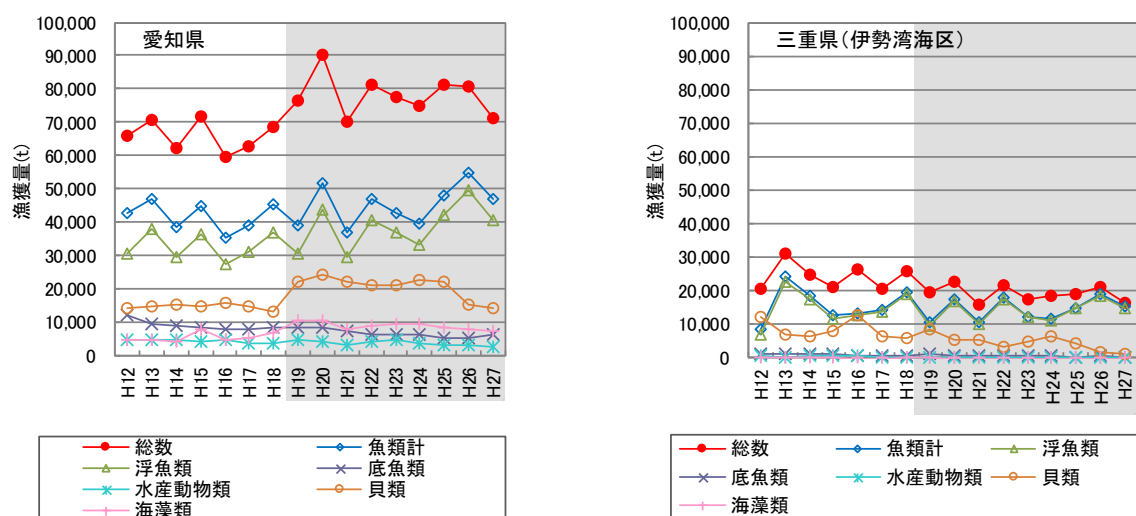
国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾・空港整備事務所: 名古屋港海洋環境計画検討調査報告書, 2005.

国土交通省中部地方整備局 三河港湾工事事務所: 三河湾水底質環境検討調査報告書, 2002.

以上のデータを基に作成

図 25 底生生物生息状況の経年変化

網掛け: 《伊勢湾再生行動計画期間内》



出典) 海面漁業生産統計調査

図 26 愛知県、三重県の漁獲量

(5)浮遊・漂着・海底ごみ、流木等の状況

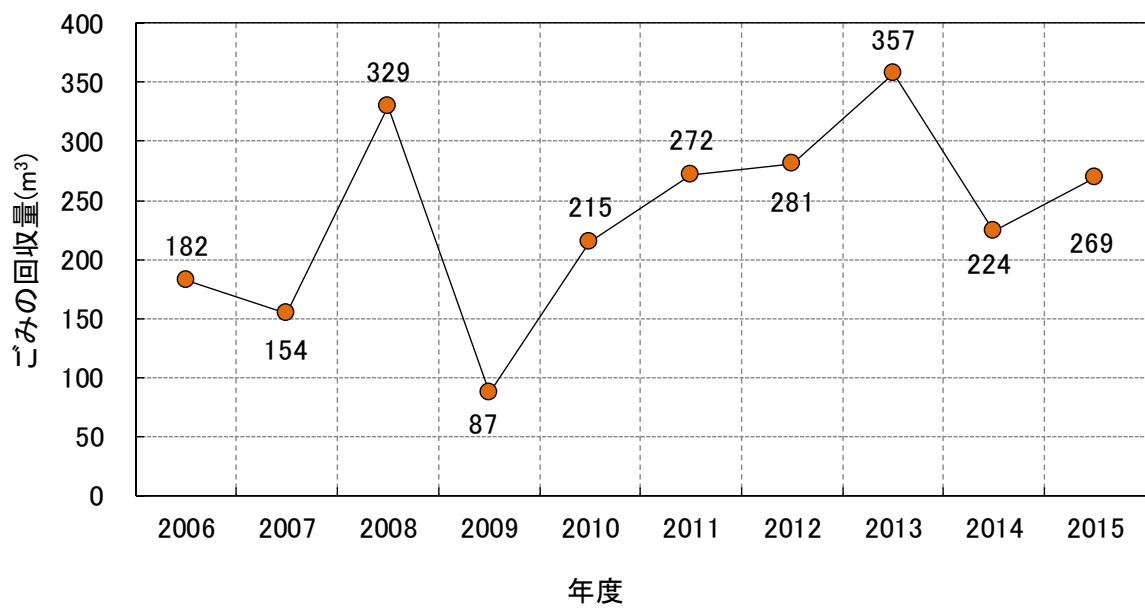
2006年度（平成18年度）から2015年度（平成27年度）の過去10年間に中部地方整備局所有の海洋環境整備船「白龍」により伊勢湾で回収された海面浮遊ごみの量は、年平均で約240m³である（図27）。また、名古屋清港会による1998年度（平成10年度）から2015年度（平成27年度）の過去18年間のごみ回収実績は、年平均で約2,100m³である。（図28）。

また、2000年（平成12年）9月の東海豪雨時には、愛知県、三重県沿岸に大量の流木が漂着したとの記録がある。2004年（平成16年）9月の台風21号時には、愛知県の海岸に約19,000m³の流木が漂着しており、三重県でも漁港が流木で埋まる被害が発生した。三重県の調査では、伊勢湾内に漂着するごみの量は、年間約1万1千トンと推計され、このうち外海から流入するごみを除いても約1万トンのごみが流域から伊勢湾へ流出している。漂着ごみの量は、海流等の影響により、特に伊勢湾湾口付近に位置する答志島に多い傾向にある。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈没船化した放置艇が様々な問題を引き起こしている。

2009年（平成21年）7月には、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が公布・施行された。

伊勢湾では、沿岸の地方自治体やボランティアを中心に海岸に漂着したごみの回収や、河川でのごみの回収が実施されている。また、海面清掃船による港内海面浮遊ごみの回収、海洋環境整備船による一般海域における浮遊ごみの回収等の取り組みが行われるなど、美しい海岸の景観や環境の保全に向け、三県一市の連携による伊勢湾流域圏での海岸漂着物対策に取り組んでいる。



出典) 国土交通省中部地方整備局、海洋環境整備船による浮遊ごみの回収量

図 27 伊勢湾・三河湾において回収された海面浮遊ごみの量

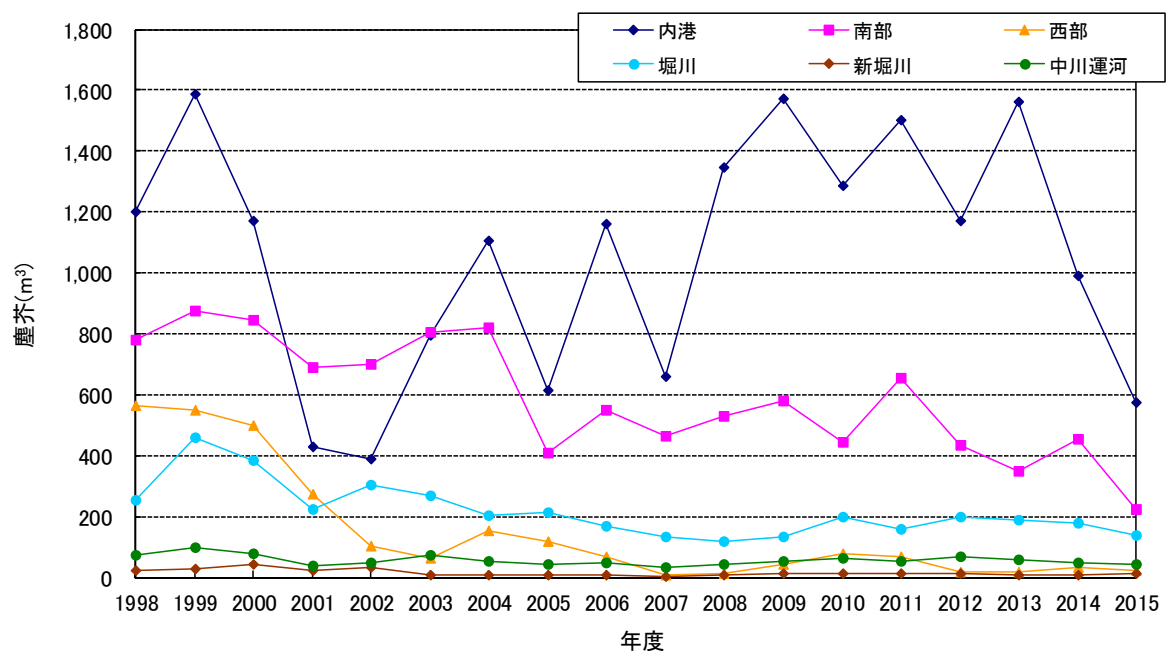


図 28 名古屋清港会ごみ回収実績

3. まとめ

以上、1 及び 2 で示した伊勢湾流域圏の現状をまとめると、次のとおりである。これらは、第一期計画を終えた現時点においても同様である。

<伊勢湾流域圏の自然的・社会的特性>

- ・ 伊勢湾流域は、東京湾、大阪湾の流域に比べ、森林・農地の面積の割合が大きい。
- ・ 伊勢湾流域圏は製造業が盛んであり、日本の経済・産業を牽引する地域である。
- ・ 伊勢湾にある港湾は「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点になっている。
- ・ 伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用される海域であり、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。
- ・ わが国最大のゼロメートル地帯が濃尾平野に広がっている。1953 年（昭和 28 年）の台風 13 号、1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。
- ・ 海岸堤防の大半は、築造後 60 年が経過し老朽化している。そのため、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され、対策が進められている。

<水質・汚濁負荷に係る現状>

- ・ 伊勢湾の COD（化学的酸素要求量）の環境基準の達成状況は約 50%前後で横ばいである。
- ・ 伊勢湾の底質の COD は、伊勢湾（狭義）の湾央部で高く、三河湾では湾央部及び湾奥部が高い。
- ・ 赤潮や貧酸素水塊、苦潮の発生が慢性化しており、漁業被害が発生している。

<生物の生息・生育環境に係る現状>

- ・ 干潟、浅場、藻場等の良好な生物の生息・生育空間が沿岸の開発等により減少している。
- ・ 伊勢湾の漁獲量は、現時点で明確な回復傾向を確認するには至っていないものの、愛知県で貝類の漁獲量が 2007 年（平成 19 年）に増加するなど、一部回復の兆しがみられる。

<海域・沿岸域の空間環境に係る現状>

- ・ 港湾における埋立等の開発、海岸堤防・高潮堤防等の整備により、人々が水際に近づきにくくなっている。
- ・ 海面や沿岸部にゴミが浮遊・漂着し、海域環境を悪化させている。
- ・ 台風等による出水後には流木が海面や沿岸部に多く浮遊・漂着しており、小型船舶の航行や漁業等に問題を引き起こしている。

III. これまでの取り組み状況と今後の展開

2007 年度（平成 19 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）にかけて実施した伊勢湾再生行動計画（第一期）の取り組み状況（施策実施状況）および伊勢湾の環境改善状況を踏まえ、伊勢湾再生行動計画（第二期）における展開を示す。

今後の展開は、伊勢湾再生行動計画の 3 つの基本方針（図 29）に加え、その他の取り組みとして、連携・協働に関する取り組み、モニタリングの取り組みについて示す。

1. 健全な水・物質循環の構築

健全な水・物質循環の構築に向けて、汚濁負荷の削減、森林・農用地等の保全・整備、海域の底質改善、適正な水の使用、水質浄化機能の保全・再生・創出に関する施策を着実に実施している。

陸域での汚濁負荷量削減の取り組みにより、河川の水質が改善されるなど着実な成果を上げた。これに伴い、湾奥などの地域では、陸域からの汚濁負荷量削減対策により、海域における長期的な T-N、T-P の低減に寄与していることが確認できた。

また、覆砂、深掘れ跡、干潟・浅場の造成の埋め戻しにより底質が改善され、その結果、施策実施箇所において水質の改善が確認されるなど、これらの施策の有効性が確認された。

一方で、伊勢湾全体で見た場合には、海域の COD、T-N、T-P の環境基準達成率、底層溶存酸素量（以下、「底層 DO」とする）、底泥の COD・強熱減量に明確な改善傾向が確認されていない。また、赤潮や苦潮発生回数は変動があるものの概ね横ばい程度で推移しており、明確な改善傾向が確認されていない。

貧酸素水塊の発生を低減させるため、伊勢湾再生海域検討会でそのメカニズムの解明に向けた調査研究を進めた結果、伊勢湾シミュレーターが実用化され、貧酸素水塊の挙動が予測可能となり、効率的な手法やその実施箇所・規模の検討が可能となった。

伊勢湾シミュレーターを用いた検討結果より、伊勢湾の環境を改善させるためには、「①生物生息場となる干潟、浅場、藻場の再生・保全」、「②流入負荷量の適切な設定・管理」が重要であることが分かった。

引き続き施策を長期的な視点で着実に進め、伊勢湾シミュレーターを活用しながら計画的に海域の取り組みを推進するとともに、施策実施地域でのモニタリング等の実施、環境省の「環境技術実証事業」、国土交通省の「建設技術研究開発助成制度」等の支援制度の活用により新たな知見を蓄積し、健全な水・物質循環の構築を図る。

また、底層 DO が環境基準に追加され、伊勢湾において水域類型が指定される予定である。底層 DO は、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生するための指標であり、本行動計画の目標達成に重要な指標であることから、底層 DO の改善に向けた検討を進める。

2. 多様な生態系の回復

多様な生態系の回復に向けて、干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等の施策が着実に実施されている。

施策の実施地域では、底生生物の生息・生育環境改善、アサリの増加、アカウミガメの産卵場の保全等の効果が確認された。

一方で、伊勢湾全体の漁獲量は、現時点で明確な増加傾向を確認するには至っていない。

貧酸素水塊の発生を低減させるため、伊勢湾再生海域検討会でそのメカニズムの解明に向けた調査研究を進めた結果、伊勢湾シミュレーターが実用化され、貧酸素水塊の挙動が予測可能となり、効率的な手法やその実施箇所・規模の検討が可能となった。

伊勢湾シミュレーターを用いた検討結果より、伊勢湾の環境を改善させるためには、「①生物生息場となる干潟、浅場、藻場の再生・保全」、「②流入負荷量の適切な設定・管理」が重要であることが分かった。

施策実施地域では、生態系の回復が期待できることを踏まえ、引き続き施策を長期的な視点で着実に進め、伊勢湾シミュレーターを活用しながら計画的に取り組むとともに、個別施策のモニタリング、アピールエリアでのモニタリング等の充実により新たな知見を蓄積し、多様な生態系の回復を図る。

3. 生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充

生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充に向けて、人と海とのふれあいの場・機会の創出、水際線、緑地、景観の形成等の施策が着実に実施されている。

清掃活動や緑地公園整備などにより、水際・緑地での景観の向上が確認され、人と海とのふれあいが戻りつつある。また、アピールエリア内の利用者数や清掃活動の増加など、伊勢湾再生に向けた取り組みの拡がりも確認されるとともに、伊勢湾や周辺離島の沿岸などで依然として漂着ごみが多い地域が見られるものの、市民は伊勢湾がきれいになりつつあることを感じるようになり、市民一人ひとりの環境に対する意識が向上したと考えられる。

今後も引き続き施策を継続するとともに、施策実施における効果を把握するためのモニタリング等の充実により新たな知見を蓄積し、生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充を図る。

4. その他の取り組み

(1) 連携・協働に関する取り組み

伊勢湾への関心を醸成させる取り組みや多様な主体と連携・協働している取り組みについて示す。

森・川・海のイベントの実施により、伊勢湾の現状と再生の必要性について一般の人々に周知・理解を促し、多様な主体による連携・協働により健全な伊勢湾を次世代に継承する行動の拡がりにも寄与している。また、伊勢湾流域圏での清掃活動回数は増加し、参加者数も増加傾向にあり、多様な主体による伊勢湾再生に向けた取り組みの拡がりも確認された。

また、行政機関が連携した海岸漂着物対策などの先進的な課題に対する流域圏一体となった取り組みや、市民、NPO、企業、行政、研究機関等が連携・協働し、森林づくりや流域間連携などに向けた活動が実施されている。

伊勢湾再生に向けた取り組みが関係機関で実施されており、それらの施策の多くは他機関と連携して取り組みを行うなど、連携・協働が実施されている。

伊勢湾流域圏において、施策が実施されており、市民が注目する地域として、7地域のアピールエリア（図 32）を設定し、関係機関が連携・協働してその施策実施状況・環境改善状況等のPR活動を行っている。

一方、川と海に関するイベントの開催回数や参加者が横ばいもしくは減少傾向となっており、必ずしも全てのイベントが単調に増加しているわけではない。

今後は市民、NPO、企業、研究機関、行政等の多様な主体が連携・協働し、それぞれの領域の活動を通じて、伊勢湾への関心の一層の醸成に積極的に取り組む必要がある。

(2) モニタリングの取り組み

伊勢湾流域圏で実施されている各種モニタリングの取り組みについて示す。

陸域モニタリング計画及び海域モニタリング計画を定め、公共用水域水質調査等の従来からの調査体系に加え、出水時における河川の水質調査、湾内主要地点（計 7 地点）での 24 時間の水質連続観測などを実施し、継続的に伊勢湾の水質環境等の監視を実施している。また、汚濁機構解明に関する必要な基礎データの蓄積を進めており、伊勢湾シミュレーターの精度向上等に寄与している。

更には、衛星画像などの先進的な手法を用いたモニタリング、カーボンオフセット等の新たな施策展開に向けたモニタリング等を実施し、汚濁機構の解明や効率的・効果的な施策の実施に向けた新たな知見が蓄積されている。

伊勢湾流域圏一斉モニタリングについても、平成 21 年度から毎年実施しており、伊勢湾流域圏の学校、個人、市民団体、民間企業などの連携により、伊勢湾の水質、ごみ、生物等に関するモニタリングデータが蓄積されている。また、市民は伊勢湾がきれいになりつつあることを感じており、市民一人ひとりの環境意識が高まったと考えられる。

一方で、伊勢湾ではさまざまな施策が実施しているものの、現時点では、施策実施の効果が十分明確になったとは言い難い状況にある。

各種モニタリングを実施しているものの、陸域から海域に流入する汚濁負荷量や海域の汚濁機構の実態は十分わかっていないことから、引き続きモニタリング調査を継続し、汚濁機構の解明を進める。

さらに、効果が確認しづらい施策については、施策を進捗させることと並行して、施策の実施機関において、伊勢湾再生に係わる現象や施策実施効果を把握するための“^{みずか}自らモニタリング”（5. 伊勢湾再生のためのモニタリング）を検討し実施する必要がある。伊勢湾流域圏一斉モニタリングについても、調査方法・調査結果のとりまとめ方法の工夫や、調査により確認されたことの報告を通じて、参加者との連携を深め、参加団体数と調査地点数をさらに増やしていくことが望まれる。

IV. 伊勢湾再生に向けての目標

1. スローガン

**「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、
次世代に継承する」**

2. 目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」

- ・ 目標に掲げた、伊勢湾のあるべき姿を実現するためには、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体が協働・連携して取り組むことが必要である。
- ・ 特に汚濁機構の解明をすることは、伊勢湾再生に向けた重要な事項であり、大学等研究機関との協働・連携により推進し、さらにこの成果をもとに効果的な水質改善や多様な生態系の回復を調査・研究していくことが必要である。

<目標の考え方>

伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁が慢性化し、2014 年度（平成 26 年度）の COD（化学的酸素要求量）の環境基準の達成率は 50%程度と低い状況にある。また、赤潮、苦潮および貧酸素水塊の発生等による生態系への影響が懸念されている。これらの状況は、第一期計画を終えた現時点においても同様である。また、沿岸域では国土保全のための海岸保全施設等の整備が進められ、安全性は高まったが、一方で人々と伊勢湾との関わりが減少している状況にある。

そこで、伊勢湾流域圏の現状を鑑み、より良い水環境のもと、多様な生物が生息・生育でき、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩い安らぎを感じられる伊勢湾を目指す。

なお、平成 28 年 3 月に底層 DO が環境基準に追加された。今後、伊勢湾において類型が指定される予定である。底層 DO は、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生するための指標であり、本行動計画の目標達成に重要な指標であることから、底層 DO の改善に向けた検討を進める。

3. 基本方針

“伊勢湾再生の目標”を達成するため、以下に示す3つの基本方針に沿って行動する。

1. 健全な水・物質循環の構築
2. 多様な生態系の回復
3. 生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充

＜基本方針の考え方＞

1. 汚濁負荷の削減、森林・農用地等の保全・整備、海域の底質改善、沿岸域及び流域の人々の適正な水の使用、水質浄化機能の保全・再生・創出等を行う。これにより、伊勢湾流域圏の健全な水・物質循環を構築する。
2. 生物の生息・生育する干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等を行い、多様な生態系と漁業生産の回復を図る。
3. 地域の活性化、自然や歴史的・文化的資源の保全に配慮して、沿岸域及び流域の人々が海辺に親しめる水際線、緑地、景観の形成を図るとともに、人と海とのふれあいの場や機会を創出することで、生活空間において安全で憩い・安らぎを得られる空間を拡充する。

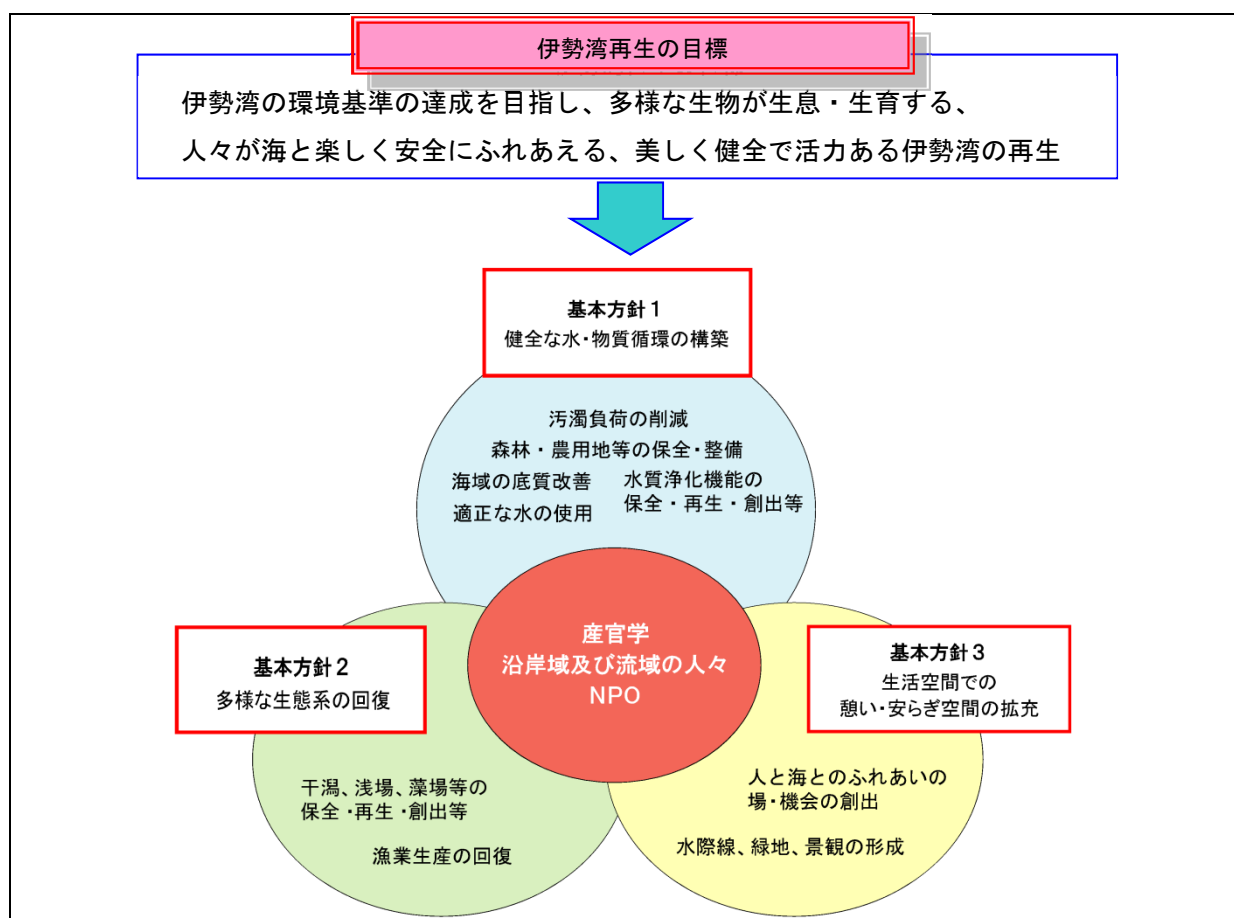


図 29 伊勢湾再生に向けた目標

4. 推進体制

本行動計画の推進においては、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」ことをスローガンに“伊勢湾再生の目標”を達成するため、伊勢湾再生推進会議、各関係行政機関及び沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関が協働・連携を図っていく。推進体制イメージを図 30 に示す。

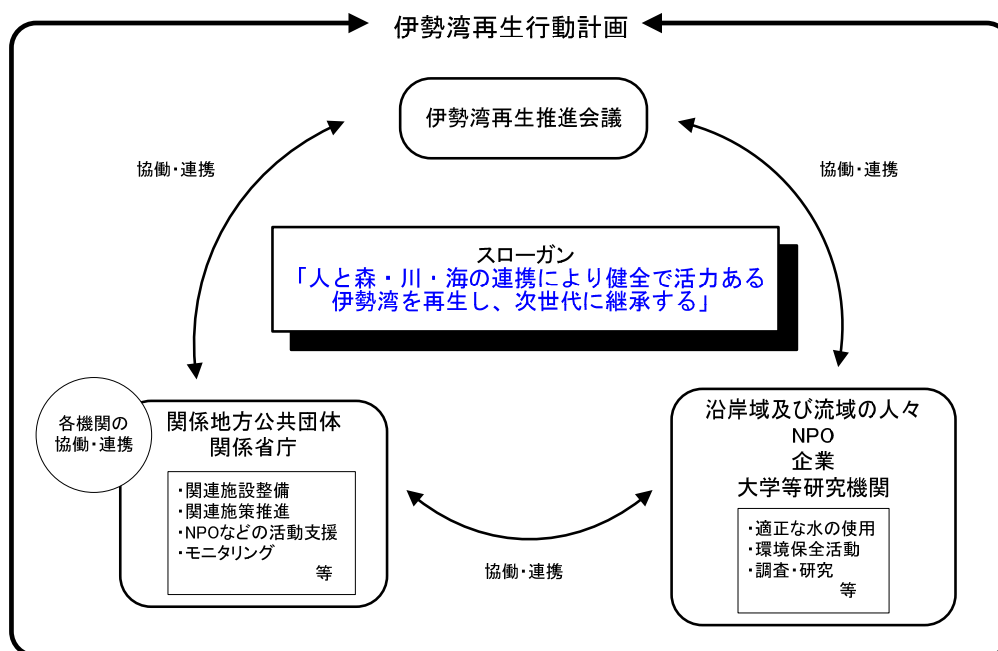


図 30 伊勢湾再生行動計画の推進体制イメージ

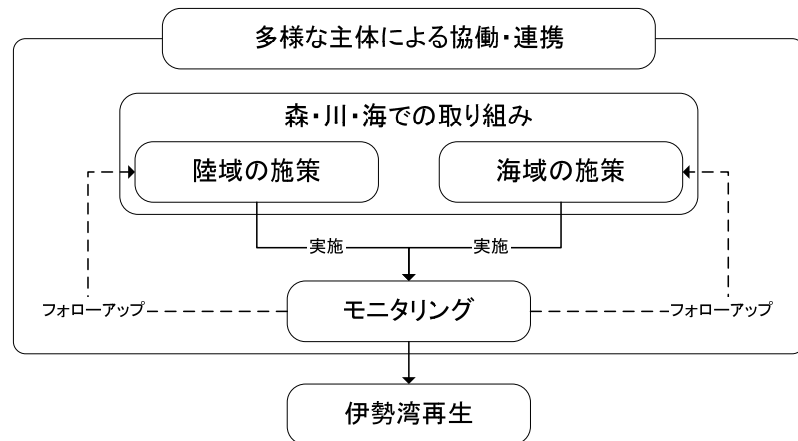
5. 計画期間

2017 年度（平成 29 年度）から 10 年間を計画期間とする。

V. 目標達成のための施策

1. 施策の実施方針

伊勢湾再生に係る目標達成に向けた施策の実施にあたっては、産官学、沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体の協働・連携により進めていく。また、各種の施策を行いながら、モニタリングを実施し、施策や行動計画のフォローアップを行う。施策の実施方針のイメージを図 31 に示す。



- ・「陸域の施策」とは主に森・川の施策
- ・「海域の施策」とは主に海の施策

図 31 施策の実施方針イメージ

2. 陸域における負荷削減施策

(1)現状と課題

1)陸域汚濁負荷

伊勢湾の地形は湾口部が狭い閉鎖性の海域であり、外海との海水交換が行われにくい特徴がある。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m^3 ）は容積（約 394 億 m^3 ）の半分以上である。

このため伊勢湾においては、陸域からの流入負荷の削減等の施策を推進する必要がある。

これまで、陸域から伊勢湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、地域の特性に応じて、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備、事業所等における排水規制の強化、河川浄化施設の整備等の水質改善施策が実施されてきた。この結果、伊勢湾流域からの発生負荷量は減少する傾向が見られる。

しかしながら施策の実施状況は、未だ十分とは言えず、現在も富栄養化が原因と思われる赤潮・貧酸素水塊・苦潮等が発生している。このため、伊勢湾に流入する汚濁負荷の削減とともに、栄養塩類である窒素及びリンの削減も対象とした水質改善施策の更なる推進を図る必要がある。

このため、流域全体として関係機関が協力し、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、窒素及びリンの総量を削減できるよう、下水道の高度処理をさらに進める必要がある。

さらに、伊勢湾に流入する汚濁負荷には、家庭、事業所等から発生する点源負荷以外にも、市街地や農地等から流出する面源負荷があり、水質改善を図るためには、同時に面源負荷についても実態を把握するための調査研究等を進めるとともに、削減対策を検討する必要がある。

その一方で、新下水道ビジョン（平成 26 年 7 月）において、のりの色落ち等、冬季の栄養塩不足等へ対応するため、豊かな海の実現に向けた栄養塩管理の必要性も指摘されている。また、伊勢湾再生海域検討会の提言を踏まえ、栄養塩管理の実施の必要性についても検討を進める。

①水質総量規制

伊勢湾においては、関係地域から発生する汚濁負荷量を総合的に削減し、COD（化学的酸素要求量）等の生活環境の保全に係る水質環境基準を確保することを目標として、関係各県の総量削減計画に基づき、総量規制基準による事業場等の規制、生活排水対策の推進等を内容とする水質総量規制が、1979 年度（昭和 54 年度）以来 7 次にわたり有機汚濁の代表的な指標である COD（化学的酸素要求量）を対象に実施されてきた。また、第 5 次総量規制からは、この COD（化学的酸素要求量）に加え新たに窒素及びリンを削減対象とし、取り組みを進めている。

この結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は着実に削減されてきているものの、当該水域における COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）、T-P（全リン）の環境基準達成率は十分な状況になく、引き続き水質改善を図る。そこで、今後、岐阜県、三重県、愛知県が策定する 2019 年度（平成 31 年度）を目標年度とした第 8 次総量削減計画に基づき、総量規制対象事業場に対する総量規制基準による規制や、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等による生活排水対策、小規模事業場に対する削減指導の実施等、総合的な負荷削減対策を推進する必要がある。

②汚水処理事業

汚水処理事業は、下水道事業、農業集落排水事業等、浄化槽整備事業およびコミュニティプラント事業による汚水処理施設整備である。岐阜県・三重県・愛知県全体の汚水処理人口普及率は 88%であり、全国平均 90%と比べ 2%下回っている。

<下水道事業>

2015 年度（平成 27 年度）末現在、伊勢湾流域圏において 170 箇所^{※9}の下水処理場が稼働している。また集水域の約 1,100 万人の住民のうち、処理区域内の人口は約 800 万人^{※9}であり、下水道の処理人口普及率は 73%^{※9}と全国平均の 78%を下回っている。伊勢湾に係る流域別下水道整備総合計画の基本方針には、伊勢湾の水質環境基準を達成するために全ての処理場に高度処理導入をすることが位置付けられている。2015 年度（平成 27 年度）末現在、伊勢湾の集水域の処理場のうち高度処理を導入している処理場は 151 箇所中 74 箇所^{※9}であり、さらに高度処理を推進することが不可欠である。

伊勢湾流域圏においては、名古屋市等、比較的早い時期に下水道事業に着手した都市では、合流式下水道が採用されている。

2015 年度（平成 27 年度）末現在、伊勢湾流域内の 9 自治体において合流式下水道（分流式、合流式の併用を含む）を採用している。

近年、合流式下水道からの雨天時未処理放流水による放流先での水質の悪化、水利用者に対する景観・公衆衛生及び生態系への影響に対する懸念から、2004 年（平成 16 年）の下水道法施行令の改正により、合流式下水道の改善対策が規定されたことから、合流式下水道の改善は着実に進捗している。なお、岐阜県、三重県については、合流式下水道緊急改善事業は、2013 年度（平成 25 年度）末までに完了した。愛知県（名古屋市・豊橋市）については、引き続き合流式下水道

を 2023 年度（平成 35 年度）末までに改善が実施される予定である。

※9) 岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市へのアンケート調査による。

＜農業集落排水事業等＞（農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設整備事業）

農業集落排水事業等は、農業集落排水事業と漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設整備事業がある。2015 年度（平成 27 年度）末現在、岐阜県・三重県・愛知県全体の農業集落排水施設等の整備人口は約 38 万人※9)で、整備率は 3%であり、全国平均と同程度である。

このうち農業集落排水事業等は、2015 年度（平成 27 年度）末現在、伊勢湾流域圏において 68 市町村※9)で実施されており、471 箇所（一部供用開始済みの施設を含む）※9)で稼働している。

＜浄化槽整備事業＞

浄化槽整備事業は、2015 年度（平成 27 年度）末現在、伊勢湾流域圏の 116 市町村（使用開始済）※9)で実施されている。集水域の市町村では約 135 万人※9)の住民が浄化槽を使用している。浄化槽による汚水処理人口普及率は 13%※9)であり、全国平均 18%を下回っている。

単独処理浄化槽は、台所や風呂等の排水を処理せず、トイレの排水（し尿）のみを処理するため、水質改善効果が低く、官民を挙げた新設廃止への取り組みが行われ、2000 年度（平成 12 年度）には浄化槽法の改正により、既設単独処理浄化槽を使用するものは、下水道予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更を努めなければならないこととなった。今後は、住民に協力を求めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業を積極的に活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、閉鎖性の海域の水質改善のためには、窒素やリンの除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整備を促進する必要がある。

※9) 岐阜県、三重県、愛知県、名古屋市へのアンケート調査による。

③河川・湖沼事業

河川・湖沼事業は、水質の悪化等、水循環に関する様々な弊害に対処するため流域を単位として関係機関と「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」等により浄化施設整備や浚渫等に取り組み、BOD（生物化学的酸素要求量）に代表される河川の水質は着実に改善を示している。

しかしながら、河口における干潟等の再生や、河川環境の再生、住民の河川環境意識の向上のための取り組みを推進する必要がある。

④森林の整備

伊勢湾流域内の森林面積は約 12,327km²（2014 年（平成 26 年）現在）※10)と流域面積（18,135km²）総面積の約 6 割以上※10)を占め、伊勢湾に流入する主要河川の水源になるとともに、陸域における自然の基盤を形成している。

森林は、雨水の保持や水質浄化等、水循環に係る機能をはじめ、山地災害の防止や保健休養の場としての利用等、多様な公益的機能を有している。

これらの森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、間伐の推進等計画的な森林整備対策を実施するとともに、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林に指定し、必要に応

じて治山事業により、森林整備や治山施設整備を進めている。

しかしながら、民有林においては、林業の採算性の悪化等により、森林所有者の森林管理意欲は年々低下し、間伐の遅れた人工林や、手入れされず竹林化したり、藪状になったりした里山が各地で顕在化している。

一方、地球温暖化防止の機能を有する森林への国民の期待は高く、広く住民活動としての森林整備への参加意識は高くなっている。また、計画的な森林整備対策の推進とともに、河川下流域に住む人々や企業等の参加・協力による森林整備への取り組みが進められている。

なお、洪水等に伴って流出する流木等が漁業活動等の支障になっている状況も見られることから、間伐の適期・適正な実施と治水施設の整備の推進により、流木の流出防止対策を一層促進する必要がある。

※10) 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（平成 26 年度）

2) 流入ごみ

現在、伊勢湾流域では河川管理者、沿岸域及び流域の人々等が協力して清掃活動等を実施しているが、海域における浮遊ごみ、漂着ごみのうち陸域を起源と考えられるごみは依然大きい割合を占めている。

河川や海域のごみを減らすため、陸域においては沿岸域及び流域の人々、NPO との連携を密にして引き続き清掃活動、散乱ごみの回収を行い、ごみゼロ意識の普及を図るとともに、環境学習の充実にも努めることが必要である。

3) 水質事故

水質事故は、油類や化学物質の流出等により、大量の魚介類の斃死や浄水場での取水停止を引き起こし、市民生活等に大きな被害を与える。このため、主な河川では水質事故発生時には関係機関との連絡調整、オイルフェンスの設置等の対策を行っているが、被害を最小限とするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報の入手等、地域と一体となった取り組みが必要である。

4) 関連事業

伊勢湾では、内陸部から河川等を経て伊勢湾に至る水の道を軸とし、多様な緑が広がり、水系を通じた自然の水・物質循環が形成されていた。この河川を基軸として、自然と共生した、水と緑のネットワークを構築する必要がある。このため、関係自治体や民間・市民とも協力し、各機関が連携して検討・調整を行う等、連携プロジェクトの具体化を図る必要がある。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理等を推進していくことが必要である。

(2)陸域における施策

1)陸域汚濁負荷削減に向けた施策

①水質総量規制

伊勢湾における早急な水質改善のため、水質総量規制制度に基づき各県が策定する総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底を図るとともに、2019年度（平成31年度）を目標年度とする第8次総量削減目標量の達成を目指す。

さらに、総合的な負荷削減のため、関係機関等の連携のもと、高度処理、面源汚濁負荷対策等を含めた効率的、総合的な負荷削減のための計画策定及び事業実施を図る。

②汚水処理事業

<下水道事業>

下水道事業においては、伊勢湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針に基づいた各県における流域別下水道整備総合計画等に従い、下水道の更なる普及や、高度処理の促進、合流式下水道の改善（愛知県）等を積極的に行う。

社会情勢の変化等に対応した各都道府県構想等に基づき、整備区域を精査し、社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるソフト事業を含めた幅広い社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を活用し普及の促進を図る。また、下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促すための啓発を実施すること等により、汚濁負荷の削減を図る。

合流式下水道の改善については、合流式下水道に関する下水道法施行令の改正により、9自治体のうち、7自治体は完了しており、名古屋市、豊橋市については、2023年度末（平成35年度末）までの事業実施が義務付けられていることから、重点的・効果的に改善事業（ろ過スクリーン設置、貯留施設、消毒施設整備等）を実施していく。

このほか、ホームページ、各種イベントや下水道科学館、下水道出前講座等を通じて、下水道の役割、環境学習の場として下水施設の利活用方法等を、積極的に沿岸域及び流域の人々に広報していく。

<農業集落排水事業等>（農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水施設整備事業）

農業集落排水施設等の整備においては、伊勢湾の集水域内にある各県汚水処理施設整備構想等に基づき、「地方創生推進交付金」（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）等を積極的に活用し、施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理の促進を図る。

<浄化槽整備事業、コミュニティプラント事業>

浄化槽の整備においては、浄化槽の必要性や、既存の単独処理浄化槽の問題点等について、住民意識を高めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業や「循環型社会形成推進交付金」及び「地方創生推進交付金」（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）を積極的に活用して効率的な汚水処理事業を実施することにより、既存の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、窒素及びリン除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整備の促進を図る。

また、コミュニティプラントについても引き続き整備を行い、汚水の排除と水洗化による汚濁負荷の削減を図る。

③河川・湖沼事業

河川・湖沼事業においては、河川・湖沼などの各管理者、下水道管理者等の関係機関と一体となって浄化施設整備や浚渫等による対策に加え、河口干潟の保全・再生等の施策を沿岸域及び流域の人々の意見を踏まえながら、積極的に推進する。

また、矢作ダム等における堆積土砂の利用用途について陸域、海域との関係を含めて検討を進める。

④森林の整備

水源かん養機能等の向上に資するため、治山事業や森林整備事業を計画的に実施し、人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等、生物の多様性の保全にも配慮した多様で健全な森林の整備を進める。

また、多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材の利用、水質浄化材としての木炭や竹炭の利用等、森・川・海が連携した森づくりの取り組みや、循環型資源としての木材利用を進める。

2) 流入ごみの削減

流入ごみに関しては、公的主体のみでなく、伊勢湾沿岸域及び流域の人々や民間企業等、流域全体で取り組むことが重要である。このため、今後も市民活動等との連携による清掃活動を推進するとともに、ごみの種類の分類、海域でのごみ漂着や河川でのごみの実態を広く一般に提示すること等を通じて、発生源におけるごみ削減のための意識の向上を推進する。

3) 水質事故への取り組み

油類や化学物質が河川へ流入する水質事故の被害を最小限にするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報入手に努め、水質事故発生時には関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。また、水質事故に円滑な対応が図られるよう更なる情報連絡体制の充実や資機材の準備とともに水質事故対策訓練に努める。

4) 関連事業

流域の都市化に伴い、地表面が建築物やコンクリート等で被覆されて、地下への雨水浸透量が減少し、洪水時の流出が早くなっている。したがって、雨水貯留浸透施設の設置や緑地の整備による雨水浸透の促進や総合的な土砂管理により、水・物質循環の健全化を図っていく。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、土づくりや減化学肥料栽培による環境保全型農業の推進、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化による有効利用等を推進する。

3. 海域における環境改善施策

(1)現状と課題

1)水質汚濁

伊勢湾に流入する COD（化学的酸素要求量）の汚濁負荷量は 1979 年度（昭和 54 年度）から

2014 年度（平成 26 年度）にかけて、約 5 割程度減少しており、T-N（全窒素）及び T-P（全リン）負荷量についても、それぞれ約 4 割程度及び約 7 割程度減少してきている。しかし、COD（化学的酸素要求量）の年平均値の変化は伊勢湾（狭義）および三河湾では横ばい傾向である。透明度についても 1950 年代と比べると低下しているが、近年（1970 年代以降）は横ばい傾向である。

この主な要因として、生活排水や産業排水等の流入水に含まれる有機物の累積的であつ過剰な負荷が考えられる。このような自然の浄化機能を超えた海水中の過剰な有機物は、海底に堆積し有機汚泥を形成する。この有機汚泥が水中の溶存酸素を消費することにより、底層水の貧酸素化が生じ、生物の生息・生育環境へ影響を及ぼす。また、有機汚泥からは栄養塩類が再び溶出する。これらの現象が伊勢湾の富栄養化の原因となっている。その結果、植物プランクトンの過剰な増加による赤潮の発生等が問題となっている。

さらに、伊勢湾においては干潟・浅場の浅海域や藻場の縮小・消失に伴い、自然の浄化機能が低下している。このことも伊勢湾の水質汚濁が慢性化する原因の一つとして考えられる。

このため、生活排水や産業排水等の流入負荷に含まれる自然の浄化機能を超えた栄養塩類等の流入を防ぎ、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出することによって自然の浄化機能を向上させ、伊勢湾の水質の改善を図る必要がある。また、底層水が貧酸素化することを抑制し、海底に堆積した有機汚泥から栄養塩類等が再び溶出しないように底質の改善を図る必要がある。

また、貧酸素水塊の発生を低減させるため、伊勢湾海域検討会でそのメカニズムの解明に向けた調査研究を進めた結果、伊勢湾シミュレーターが実用化され、貧酸素水塊の挙動が予測可能となった。

2)生物多様性

伊勢湾での干潟の分布面積は、近年では 1945 年（昭和 20 年）頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している（図 21）。海草藻場（アマモ）の面積は 1955 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）までの 15 年間で約 27 分の 1 に著しく減少している（図 23）。このような干潟、浅海域及び藻場の面積縮小に伴って、多様な生物の生息・生育場が縮小したものと考えられる。

また、近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバナスピオ等の環形動物門の占める比率が高い海となっており、底層の貧酸素状態や汚濁状況を反映した底生生物の生息状況となっている。

底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇することによって生じる苦潮の発生は、浅海域に生息・生育する生物に大きな影響を及ぼしている。

このため、水質等の改善にあわせて多様な生物の生息・生育場である干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出する必要がある。

また、貧酸素水塊の発生を低減させるため、伊勢湾再生海域検討会でそのメカニズムの解明に向けた調査研究を進めた結果、伊勢湾シミュレーターが実用化され、貧酸素水塊の挙動が予測可能となった。

3)人と海とのふれあいの場

伊勢湾には、良好な景観を有する自然の海岸線や島嶼^{とうしょ}が多く点在しており、東京湾、大阪湾に比べ自然公園区域が広く分布している。また、1996 年（平成 8 年）から 1997 年（平成 9 年）における海岸線は、伊勢湾（狭義）で自然海岸約 18.6%、人工海岸約 69.3%、半自然海岸約 8.6%、

河口約 3.5%であり、三河湾で自然海岸約 7.5%、人工海岸約 80.4%、半自然海岸約 10.7%、河口約 1.4%という構成になっている。人工海岸や半自然海岸については、1953 年（昭和 28 年）の台風 13 号及び、1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風により、沿岸域に甚大な被害が発生したため、海岸に海岸保全施設が整備されたことや、物流・産業の拠点として整備された港湾施設等の埋め立てによるものがほとんどである。

海岸保全施設は、台風による高潮災害を契機に海岸背後の人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るために整備されたものである。また、港湾施設については、保安等の関係により一般市民の立ち入りを一部制限しなければならない。

この結果、かつてあった自然の砂浜が失われるとともに、昔からの“人々の憩いの場として存在していた海岸”を“近づきづらい海岸”にしてしまった部分も少なからずある。

人が海岸へ近づきやすくし、人と海とのふれあいの場を確保するため、既存の砂浜を保全・再生する必要がある。また、海岸へのアクセスを向上するための対策を実施する必要がある。一方、港湾区域においては、物流・産業機能に支障のない範囲で海に親しめる場を創出していく必要がある。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心

伊勢湾は、東京湾、大阪湾に比べ広い海域面積を有し、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園をはじめとして優れた自然景観を有する風光明媚な地域である。

伊勢湾沿岸には、海水浴場、潮干狩り場、マリーナ・ヨットハーバー等の海洋性レクリエーション資源・施設が全域にわたり分布し、人と海とのふれあいの場となっている。また、伊勢湾沿岸は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には、「三谷まつり」、「鯛まつり」、「潮干祭り」、「夫婦岩の大注連縄張替神事」、「クジラ祭り」、「やぶねり」等の祭事・信仰が今も残されている。このように伊勢湾の海辺空間は、レクリエーションの場、自然環境や歴史・文化を体験する場等として積極的に活用され、様々なイベントが実施されている。

このような伊勢湾の優れた自然景観を保全し、伊勢湾沿岸域の自然環境や、祭事・信仰を後世に継承していく必要があり、特に、次世代を担う子ども達に対して海への関心を高めるための施策を実施していくことが重要である。

しかしながら、海岸利用者のマナーの悪さが顕在化しており、海岸利用者等による海岸への放置ごみや陸域からの流入ごみ等の散乱が、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。さらに、砂浜への車両の乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されるとともに、砂浜に生息・生育する生物への影響が懸念される。海域においては、遊泳客やマリナー関係者等の無謀な行為や不注意等による事故が発生している。

このため、行政、海岸利用者、漁業者、NPO 等が協力し、人々が安心して海洋性レクリエーションを楽しむことができる安全な海域を創っていく必要がある。

5)浮遊・漂着・海底ごみ、流木等

浮遊・漂着・海底ごみは、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。これらのごみの中には、自然の力では分解等が困難なプラスチック・ビニール類及び金属類も多く、これらの浮遊・漂着・海底ごみを削減する必要がある。また、近年、マイクロプラスチックによる海洋汚染とそれに伴う生態系への影響が懸念されている。

近年、特に大雨、豪雨による出水時に、大量の流木が海域へ流入し、海岸保全施設、港湾機能、小型船舶の航行、景観・親水空間、漁業等に影響が及んでいる。

ごみのない伊勢湾にしていくために、伊勢湾流域内の行政と地域住民・漁業者・NPO 等が連携・協力してごみ・流木対策を行う必要がある。また、ごみや流木の回収は、いわゆる対症療法であり、ごみや流木の発生源を断つための抜本的な対策を実施する必要がある。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈没船化した放置艇等は、景観上好ましくなく、船舶の航行の阻害要因となるとともに、津波や高潮時には背後地の被害を増幅させる要因になる等の問題があり、対策を進める必要がある。

(2)海域における施策

1)水質の改善

① 水質・底質の改善

自然の浄化機能を担う場を維持、増加させるために、干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出を推進する。さらに、これまで海底に蓄積した余剰の有機物による影響を低減するために、海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫や、栄養塩類が再び溶出することがないように封じ込める覆砂等を推進する。

また、港湾等の整備にあたっては、環境配慮型の構造物の整備を進める。

② 貧酸素水塊の発生低減

貧酸素水塊の発生を低減させるため、上記①の水質・底質の改善施策を推進するとともに、貧酸素水塊の発生しやすい深掘跡の埋戻しを推進する。

③ 伊勢湾シミュレーターの活用

伊勢湾シミュレーターを活用し、①、②を計画的に取り組む。

2)生物多様性の向上

干潟、浅場、藻場等は、自然の浄化機能を担う重要な場であるとともに、その環境の多様性から良好な生物の生息・生育場所でもある。そのため、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出し、良好な生物の生息・生育空間を増やしていく。

さらに、海域の生物の生息・生育環境を改善するため、上記 1)の水質の改善施策を実施する。

また、水産資源の管理や、増養殖技術の開発を推進する。

3)人と海とのふれあいの場の保全・再生・創出

①港湾における人と海とのふれあいの場の創出

<港湾空間のにぎわいの創出>

海を臨む水際線は魅力的な空間であるため、人が水際線まで来て、港の景観を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインの導入にも配慮しつつ、物流・産業機能に支障のない範囲で解放される水際線延長を拡大する。さらに、港湾景観の視点場に緑地、プロムナード、マリナー、レストラン等を有機的に配置することによりアクセスを向上させるとともに、賑わいや交流促進に資する一定の要件を満たす「みなと」の施設を、「みなとオアシス」として認定・登録することにより、みなとを核としたまちづくりを促進し、賑わいのある港湾空間の創出を図る。また、海の環境や景観を享受できるという魅力を活用するため、施設の一部に水域を効果的に取り込んだ

港湾緑地の整備を行い、海辺のにぎわいを創出していく。

＜運河の再生＞

「運河」の魅力を再発見し、地域の個性を活かした水辺のにぎわい空間づくりや水上ネットワークの構築等を図り、「運河」を核とした魅力ある地域づくりを進める。

②海岸における人と海とのふれあいの場の保全・再生

海岸においては、「防護」「環境」「利用」の調和した海岸施設整備を図る。また、海岸堤防等の整備にあたっては、安全に人々が水辺に近づけるよう構造的に配慮するとともに、砂浜の持つ波浪低減効果を期待して、既存の砂浜を保全するとともに、必要に応じて養浜するなど、人と海とのふれあいの場としての貴重な砂浜を保全・再生していく。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心の醸成

伊勢湾の優れた自然景観を活かし、レクリエーションの場や自然環境や歴史・文化を体験する場等としての更なる活用を行うとともに、地域の祭事・信仰の継承を図りながら、上記3)の施策を実施することによって、人が海とふれあえる場を再生するとともに、次世代を担う子供等への環境学習や自然観察会等、海にふれあう機会の増加を推進する。また、誰もが安心して海に親しむことができるように、海岸・海域利用のルールづくり、マナーや海への関心を高めるための啓発活動を、行政、海岸利用者、漁業者、NPO 等が協力しながら推進し、安全な海域を創出することにより人々の海への関心を醸成する。

5)浮遊・漂着・海底ごみ、流木等の対策

陸域から海域への流入ごみや流木の削減を図るとともに、中部地方整備局の海洋環境整備船「白龍」など、行政等が協働・連携しながら海域における浮遊・漂着・海底ごみや流木の回収活動を推進する。さらに、行政機関は、住民、NPO 等による清掃活動を支援し、活動の普及を図る。

放置艇対策としては、係留保管能力や利用者の管理意識の向上が不可欠であり、恒久的な施設整備を進めるとともに、船舶航行に支障のない水域を放置艇の係留・保管のための場所として活用し放置艇の解消を図る。また、行政、港湾・漁港・マリーナ利用者等が協働・連携しマナー向上への啓発活動を推進する。

4. 多様な主体による協働・連携

(1) 現状と課題

伊勢湾流域圏は、水域面積の約 7 倍の流域面積を持ち、この流域には約 1,100 万人の人々が生活を営んでいる。このため、伊勢湾再生においては、沿岸域だけでなく、流域で生活する一人一人の取り組み活動が非常に大きな意味を持つと考えられる。

現在、伊勢湾流域圏においては各行政機関が伊勢湾再生に関係する様々な施策を実施している。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業、大学等研究機関が、様々な環境の保全活動や調査・研究を行っており、直接的、間接的に伊勢湾再生に関わりを持っている。

一方、多くの伊勢湾沿岸域及び流域の人々は水産資源による恩恵、日常生活が環境に与える影響（生活雑排水による環境への負荷）、安全・安心な生活（海岸堤防・高潮堤防等により台風等の自然の驚異から守られている）、経済発展による生活の向上等、伊勢湾との関わりは大きいものの、日常生活においてそれを意識する機会が少ない。

このため、伊勢湾再生においては、伊勢湾の現状と再生の必要性を沿岸域及び流域の人々に周知し理解していただくとともに、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO の協働・連携により、健全な伊勢湾を次世代に継承できるよう行動することが必要と考える。

(2) 取り組み

多様な主体が連携し、かつ自立的に伊勢湾再生へ向けた行動を実施するためには、それぞれの役割を明確にするとともに、それぞれの取り組みを相互に支援していく。

1) 行政機関の役割

各関係行政機関は、本行動計画に基づき施策を計画的に実施するとともに、施策の効果についてモニタリングを実施する。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関へ向けた情報発信、情報共有、環境学習のためのツールの整備、環境学習等の場の提供、講師の派遣（出前講座）等の活動支援のための施策、仕組みづくりを積極的に行う。また、汚濁機構解明のための仕組みづくりを検討する。

【施設整備、場の整備等ハード的施策の例】

- ・ 森林整備
- ・ 污水处理施設
- ・ 干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出 等

【沿岸域及び流域の人々・NPO 等への活動支援等ソフト的施策の例】

- ・ 伊勢湾の現状、伊勢湾再生に係る行政、市民団体、企業等の取り組み、個人でできる取り組み等のパンフレットの作成、配布による情報提供
- ・ 伊勢湾ふれあいマップ（仮称）等の作成、市民が海とふれあう場に関する情報提供
- ・ NPO、市民団体等の活動紹介
- ・ 各種行政イベント等での、伊勢湾の現状報告、伊勢湾再生への取り組み紹介
- ・ 小中学校向けの環境学習教材の作成、出前講座、環境学習機会の提供 等

2) 沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み

沿岸域及び流域の人々には個々人の取り組み、NPO 活動への参加により、主に環境負荷の低減、環境保全意識の醸成、環境保全に係る維持管理活動の支援、環境モニタリング支援等を通して、伊勢湾再生に取り組む。

企業等は環境保全等、社会貢献活動の積極的な推進や環境保全に関連する技術の開発・普及などを通して、伊勢湾再生に取り組む。

大学等研究機関は、伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究等を通して伊勢湾再生に取り組む。

【沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み例】

- ・ 森林保全活動
- ・ 日常生活における環境負荷の低減活動（節水等による生活水の適正な使用・ごみの削減等）
- ・ 環境学習への参画・協力
- ・ 清掃活動
- ・ 水環境モニタリング
- ・ 生物調査
- ・ 伊勢湾再生に係る技術の普及
- ・ 伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究 等

3) 多様な主体による協働・連携

行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の各主体がそれぞれの役割を果たすためには、それぞれが協働・連携していくことが大切であるとする。このため、相互の情報共有、活動支援のため次のような取り組みを実施する。

【行政間の情報共有】

- ・ 各行政主体におけるマスタープラン、具体的な施策、モニタリングデータ等の情報共有等による効率的な事業の推進
- (例)
- ・ 河川・海岸の事業連携による砂浜の再生
 - ・ 中部経済産業局が実施した「閉鎖性水域の海域別対策調査（伊勢湾）」、環境省が実施の「海域の物質循環健全化計画（海域ヘルシープラン）」においてとりまとめられた水環境改善技術等の活用
 - ・ 環境省の「環境技術実証事業」、国土交通省の「建設技術研究開発助成制度」等の活用
 - ・ 各機関における伊勢湾再生に関するイベント、環境学習等について情報の共有と、伊勢湾再生推進会議との連携

【行政と沿岸域及び流域の人々等との情報共有】

- ・ 伊勢湾の現状、水質、生物等のモニタリング結果のデータベース化及び情報発信
- ・ 各主体の活動内容、活動実績のデータベース化と情報発信
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベントでの相互活動報告の実施
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、ホームページ等でのアンケート実施による意見募集

- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、その他活動について、マスコミ等を通じた積極的な広報活動の実施 等

【行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業の協働・連携】

- ・ 水質、生物等のモニタリングの協働・連携
- ・ 森林や施設の維持管理の協働・分担実施
- ・ 活動の場、活動の機会の提供、支援
- ・ 行政施策への支援、協力
- ・ 三河湾環境再生パートナーシップによる取り組みの推進
- ・ なごや環境大学と連携した伊勢湾再生に関わる啓発活動の実施 等

【行政と大学等研究機関の協働・連携】

- ・ 伊勢湾の汚濁機構、貧酸素水塊に関する調査・研究の協働・連携
- ・ 伊勢湾環境シミュレーターに関する調査・研究の協働・連携
- ・ モニタリング結果のデータベース化による情報発信 等

【その他の協働・連携】

- ・ 伊勢湾ブランドの創出・発信
- ・ 自然や歴史的文化資源の整理、調査、研究
- ・ 伊勢湾流域圏が一体となった行事、催事等の整理、調査、研究 等

5. 伊勢湾再生のためのモニタリング

(1)目的

本行動計画に基づいて実施された、各々の施策や取り組みについての効果を確認することを目的とする。

(2)実施方針

次の4つの方針に基づきモニタリングを実施する。

＜モニタリングの方針＞

実施方針① 伊勢湾流域圏の水質、生物の生息状況等を継続的に監視する。

伊勢湾流域圏の水質、生物の生息状況等のモニタリングを継続し、環境の変化を把握していく。

実施方針② 施策の効果を確認するとともに、具体的な目標の設定・更新につなげる。

伊勢湾再生に向けて実施される各施策に対し、施策の取り組みや効果を確認するための指標についてモニタリングを実施し、その結果を施策の見直し、充実に反映させたり、具体的な目標の設定・更新につなげていく。なお、この指標は、施策の効果とつながりがある環境指標や、沿岸域及び流域の人々にわかりやすい指標としていく。

そのため、施策を進捗させることと並行して、施策の実施機関において、伊勢湾再生に係わる現象や施策実施効果を把握するための“自^{みずか}らモニタリング”を検討し実施する必要がある。

自^{みずか}らモニタリングの事例としては、御津地区において覆砂後に実施されている水質・底質・生物量の調査（愛知県建設部港湾課）、中川運河において緑地整備前後の写真撮影による定性的な状況把握（名古屋港管理組合）などがある。

また、そのモニタリング結果は、伊勢湾再生状況の把握に有効活用する。

実施方針③ 伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積する。

伊勢湾の水質等を改善するためには、伊勢湾の汚濁機構を詳細に把握し、効果的な施策を検討する必要がある。このため、伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積するためのモニタリングを実施する。

実施方針④ 住民参加型のモニタリングを推進する。

沿岸域及び流域の人々が伊勢湾に関心を持ち、伊勢湾再生へ自主的に参加する仕組みづくりの一環として住民参加型の伊勢湾再生モニタリングを促進する。

また、住民参加型モニタリングを将来にわたって円滑に促進するために、行政機関、企業、大学等研究機関、NPO等が連携できるよう支援する。

(3)取り組み状況

現在、伊勢湾流域圏の主要箇所において行政機関や沿岸域及び流域の人々が、以下のようなモニタリングを継続的に実施している。

- ① 水質汚濁防止法に基づき、鉛、カドミウム等、人の健康の保護に関する環境基準項目及び COD、DO 等の生活環境の保全に関する環境基準項目について、1971 年度（昭和 46 年度）から公共用水域の水質測定（底質測定含む）を実施。（中部地方整備局・県・市）
- ② 底生生物調査・水生生物調査や赤潮の発生状況の調査等を実施。（中部地方整備局・県）
- ③ 水質総量規制の水質改善効果を把握するための水質汚濁の実態調査を実施。（環境省）
- ④ 巡視船艇・航空機による海洋汚染の監視を随時実施しており、また、測量船による流況観測、水質調査（水温、塩分）を実施。（第四管区海上保安本部）
- ⑤ 1990 年（平成 2 年）から河川水辺の国勢調査として主要な河川を対象に、河川域の生物と利用実態についてモニタリングを実施。（中部地方整備局・県）
- ⑥ 海洋環境整備船を利用して、伊勢湾（狭義）の 5 地点、三河湾の 2 地点において、水質調査（水温、塩分、濁度、DO、pH、クロロフィル）を実施。また、伊勢湾において、海洋短波レーダーによる流況、波浪の観測を実施。（中部地方整備局）
- ⑦ 貧酸素水塊の発生状況等を把握するため、表層、中層及び底層の水温、塩分、DO の調査を実施。（県）
- ⑧ NPO、市民団体等と連携し、「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」、「川の通信簿」、「水生生物指標調査」等を実施している。（中部地方整備局・県・市）
- ⑨ 24 時間自動観測ブイを伊勢湾(狭義)に 4 箇所、三河湾に 3 箇所設置し、水温、塩分、DO 等の観測を実施。（中部地方整備局・県）
- ⑩ 港内の水質、底質状況の把握と情報提供を行うため、港内の水質、底質調査を実施。（四日市港管理組合）
- ⑪ 港内の水質状況を把握するため、港内の水質調査を実施。（名古屋港管理組合）

これらのモニタリングは、測定時期、測定地点及び測定項目等が異なるため、関係機関が実施したデータを抽出し、伊勢湾再生の HP にアップするなどモニタリングとして今後も使用できるようにする必要がある。

(4)情報の共有化及び発信

モニタリング結果等の情報を広く有効に活用するために、中部地方整備局港湾空港部の伊勢湾環境データベース等を活用し、伊勢湾再生のためのモニタリングに関する情報・データを集約し、発信する。

また、各種モニタリング結果や環境改善施策による効果等を沿岸域及び流域の人々にわかりやすい形にとりまとめ、関連するシンポジウム等における情報提供、関連施設等でのパンフレット配布、アピールエリアの設定、環境学習等を通じ、広く伊勢湾再生の情報を発信していく。

ここで、発信すべき情報としては、以下等が考えられる。

- ・ 伊勢湾の環境監視及び施策の効果に関するデータ
（沿岸域及び流域の人々に現状を知ってもらうためのデータ）
 - 水質の経年変化に関する図表
 - 回収ごみの収集結果 等
- ・ 汚濁機構を解明するためのデータ（研究を推進するためのデータ）
 - 水質、底質等の調査結果の数値データ 等
- ・ 住民参加によるモニタリング
 - 住民参加により実施された伊勢湾再生に向けたモニタリング結果

6. アピールエリアの設定

アピールエリアについては、市民や各機関が実施している伊勢湾再生の取り組みによる効果を把握すること、また、改善効果を広く一般にＰＲし、住民の参加・協働による活動の啓発・促進を期待することを目的として、アピールエリアを設定する。

アピールエリアは図 32 に示す 7 地域とし、各アピールエリアでの各地域の利用・環境状況、改善イメージは表 2 のとおりである。



図 32 アピールエリア

表 2 アピールエリアの利用・環境状況および改善イメージ

アピールエリア	アピールエリアの利用・環境状況	改善イメージ	アピールエリアにおける主な施策
ふたみ とば 二見・鳥羽地区	鳥羽湾のリアス式海岸を有する伊勢湾を代表する自然景勝地。豊富な海の幸、豊かな自然景観により観光地として利用されている。 伊勢湾流域で発生したごみが漂着しやすい場所であり、市民による清掃活動が盛んに実施されている。	●快適に散策・眺望を楽しめる美しい海辺 →伊勢湾内の海岸漂流物が漂着しやすい地域であり、流域および海域の清掃活動によりごみのない海辺を確保。	・清掃活動 ・海岸漂着物回収 ・海岸漂着物モニタリング ・海岸漂着物に関する情報提供・啓発 ・海洋環境整備船によるごみ回収
くもずがわ くしだがわ 雲出川・櫛田川の河口	雲出川・櫛田川の河口周辺に広がる干潟、美しい白砂青松の砂浜海岸による伊勢湾を代表する自然環境・景観を有する地域。 沿岸域の豊かな自然と海水浴・潮干狩りなどの自然を生かした海岸レクリエーションが盛んに行われている。	●楽しく快適に海水浴・潮干狩りができるきれいな海 →海域水質の改善 →利用者数の増加 →漁獲量の増加 ●多様な生物が生息する豊かな海辺の再生 →干潟に飛来する鳥類の数と種類の増加 →アカウミガメの上陸産卵数の増加	・森林整備 ・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・浅場・干潟の再生 ・安全で快適な堤防整備
き そ さんせん 木曽三川河口	木曽三川の下流に位置し、日本最大の国営公園を含めた広大なオープンスペースと豊かな自然が存在し、人々の利用と自然とのふれあいを共有する木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）流域の代表的な地域。	●快適に利用ができる川辺 →利用者数の増加 →流域での森林整備、干潟の再生などの取り組みにより、良好な環境の再生及び水質の改善を図る。 ●豊かな生き物を育む環境の再生 →下流域での干潟の再生などの取り組みにより、豊かな生物が生息・生育する環境の再生	・森林整備 ・公園緑地の整備 ・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・干潟の再生 ・植生整備 ・清掃活動
きんかざん 金華山周辺	金華山や「名水 100 選」に選ばれた清流の長良川などの森と川に触れ合える場所であるうえ、歴史ある漁法の鵜飼が有名であり、歴史が息づく地域である。 伊勢湾流域にある豊かな森林を上流域にかかえる地域であり、積極的な森林整備などによる森・川・海を通じた豊かな生き物を育む海づくり、下水道などの陸域負荷の削減による河川水質の改善が期待できる場所である。	●森・川・海を通じた豊かな生き物を育む海づくり →森林整備、流域での下水道整備、高度処理施設や農業集落排水の整備などにより、陸域負荷の削減による河川水質の改善を図る。 →人々や NPO と協働した流域内での河川イベントや森林整備等により、「森・川・海のつながりのなかで、清流をまもることの大切さ」の意識の醸成。	・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・森林整備 ・鳥獣被害対策 ・森林づくりの情報発信 ・清掃活動 ・環境教育イベント等の開催
なごやこう 名古屋港地区	経済振興等のための干拓・埋立が行われた伊勢湾を代表するウォーターフロント。 名古屋港水族館等のテーマパークや新舞子マリンパークなど幅広い用途で人々に観光等に利用されている。	●賑わいのある魅力的なウォーターフロント →レゴランドを核とした金城ふ頭開発により、みなとエリアにおける新たな名所づくり。 →緑地整備等により、快適に散策できる水辺づくり。 ●人々が楽しく快適に散策・眺望できる海辺 →河川からの汚濁負荷量の削減により、海域の水質改善を図る。	・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・合流式下水道の改善 ・浚渫・河道内のごみの除去 ・親水プロムナード、芝生広場、緑地等の整備 ・清掃活動
いっしきひがた 一色干潟	三河湾で最大の広大な干潟を有し、日本有数のアサリ漁獲量を誇るアサリの名産地。広大な干潟・浅場には豊かな生き物が存在し、アサリやノリなどの漁業が盛んに行われている。	●豊かな生き物を育む干潟・浅場の再生 →干潟・浅場の再生等の自然浄化能力の向上により、貝類等の生息環境および潮干狩り等の利用に快適な水質の確保。 →漁獲量の増加 →干潟に飛来する鳥類の増加	・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・浅場・干潟の造成 ・清掃活動
がまごおり とよがわ 蒲郡・豊川地区	竹島、温泉地、ラグーナ蒲郡などのレクリエーション施設が多数存在する三河湾を代表する海辺の観光地域。 干潟による自然環境と海辺の散策等の利用が共存している。	●多様な生き物を育む河口干潟の再生 →深掘跡の埋め戻し、覆砂による底生生物、貝類等の生息環境の確保 →干潟に飛来する鳥類の増加 ●マリーナ利用や潮干狩り、散策が快適に楽しめる海辺 →利用者数の増加	・下水道の整備 ・高度処理施設の整備 ・ヨシ原、干潟の再生 ・覆砂 ・埋め戻し ・ボートパークの整備 ・清掃活動

7. 伊勢湾再生に向けた施策のまとめ

伊勢湾再生に向け、基本方針に沿った陸域（森・川）、海域（海）及び協働・連携の施策を表 3～表 5 にとりまとめた。

なお、施策内容欄の指標は各施策の進捗の目安であり、各機関が独自に取り扱っている指標についてはその指標を優先する。

表 3 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容（1）

基本方針 1	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
健全な水・物質循環の構築	（ 森 ）	・森林の適正な整備	・森林の水源かん養機能等、水質浄化機能の向上に資するため。 ⇒治山事業や森林整備事業を計画的に実施する。 ⇒人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等の森林の整備を実施する。 ・多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材利用を促進する。 ・水質浄化材として、木炭や竹炭の利用等、循環型資源としての木材利用を促進する。	・保育（間伐）面積 ・保育（間伐以外）面積 ・新植面積
	（ 川 ） 流域全体	・減化学肥料農業の推進、家畜排せつ物処理の高度化	・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化等を推進する。	・エコファーマー認定数 ・家畜排せつ物処理に関する補助件数 ・環境保全型農業直接支払交付金の対象面積 ・多面的機能支払交付金の対象面積
		・水質総量規制の推進 ・下水道等整備、合流式下水道の改善、農業集落排水事業等、浄化槽整備事業の促進 ・窒素、リンを取り除く高度処理の促進	・総量規制基準の遵守の徹底等を図る。 ・ホームページや各種イベントにより下水道の役割、下水道施設の利活用方法等を沿岸域及び流域人々に広報する。 ・下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促す水洗化の啓発を図り、早期普及を促進する。 ・高度処理については、積極的に高度処理施設の導入を図る。 ・合流式下水道の改善については、重点的・効果的に改善事業を実施する。 ・高度処理や合流式改善などをより効果的・効率的に推進するため、産官学民の連携方策を促進する。 ・農業集落排水事業等の整備については、施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理を促進する。 ・既存の単独浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型浄化槽の整備を促進する。 ・浄化槽については、既存の単独浄化槽の問題点等について住民意識の向上を促進する。	・污水处理人口普及率 ・下水道処理人口普及率 ・高度処理を実施している処理施設数 ・合流式下水道緊急改善事業を完了する市町村数 ・農業集落排水施設等人口普及率 （参考）浄化槽処理人口普及率 （参考）コミュニティプラント処理人口普及率 ・排水規制の適合率
		・公園緑地の整備 ・自然再生事業等の推進 ・河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ・ごみ、流木の回収	・公園及び緑地の整備を図る。 ・自然再生事業としてヨシ原・砂州再生を実施する。 ・自然再生事業として河口干潟を保全する。 ・再生等の施策を推進する。 ・発生源におけるごみ削減のための意識の向上を推進する。 ・ごみのない、美しい水際線確保のため、ごみ、流木の回収を実施する。	・市街化区域内の公園緑地等の整備面積 ・河川敷を活用した公園面積、都市計画決定された水面を含む公園緑地整備面積 ・ヨシ原・砂州再生面積 ・河口干潟再生面積 ・河川浄化施設数 （参考）ごみの回収量、流木の回収量
	（ 海 ）	・干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 ・砂浜の保全・再生 ・海底に堆積した有機汚泥対策の実施 ・深掘跡の埋め戻し ・ごみ、流木の回収	・自然浄化機能を維持、増加させるため、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 ・自然浄化機能を維持、増加させるため、砂浜の保全、養浜等により砂浜を再生する。 ・海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫を実施する。 ・海底に堆積した有機汚泥からの栄養塩類の溶出対策等として覆砂を実施する。 ・貧酸素水塊の発生を低減させるため、深掘跡の埋戻しを実施する。 ・ごみのない、美しい海岸線・海域の確保のため、ごみ、流木の回収を行う。	・干潟、浅場造成面積 ・砂浜を保全・再生した延長 ・ヘド口除去量（浚渫量） ・覆砂面積 ・深掘跡の埋戻し土量 （参考）ごみの回収量、流木の回収量

表 4 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容（2）

基本方針 2	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
多様な生態系の回復	（川）	・河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ・ごみ、流木の回収	・河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ・ごみのない、美しい水際線確保のため、ごみ、流木の回収を実施する。	・ヨシ原・砂州再生面積 ・河口干潟再生面積 (参考)ごみの回収量、流木の回収量
	（海）	・干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 ・砂浜の保全・再生	・多様な生物の生息・生育場所である、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 ・多様な生物の生息・生育場所である、砂浜を保全し、養浜等により砂浜を再生する。	・干潟、浅場造成面積 ・砂浜造成量
		・ごみ、流木の回収	・ごみのない、美しい海岸線・海域の確保のため、ごみ、流木の回収を行う。	(参考)ごみの回収量、流木の回収量

基本方針 3	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
生活空間での憩い安らぎ空間の拡充	（川）	・河口部の干潟、ヨシ原の再生・創出 ・ごみ、流木の回収	・河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ・ごみのない、美しい水際線・河川の確保のため、ごみ、流木の回収を実施する。	・ヨシ原・砂州再生面積 ・河口干潟再生面積 (参考)ごみの回収量、流木の回収量
	（海）	・砂浜の保全、再生 ・河口・海域の放置艇対策 ・臨海部の緑地整備 ・安全な海域の創出 ・ごみ、流木の回収	・砂浜の保全し、養浜等により砂浜を再生する。 ・放置艇の繫留・保管のための恒久的な施設設備を進める。 ・船舶航行に支障のない水域を放置艇の繫留・保管のための場所として活用を図る。 ・人々が安全で快適に海辺に親しめる場として、臨海部の緑地整備を行う。 ・海岸、海域利用のルールづくり ・ごみのない、美しい海岸線・海域の確保のため、ごみ、流木の回収を行う。 ・伊勢湾ふれあいマップ(仮称)、水辺(川、海)のふれあいの場に関する情報を提供する。	・砂浜造成量 ・臨海部の緑地等の整備面積 ・環境・利用に配慮した堤防・護岸等の整備延長 ・清掃活動実施回数 ・清掃活動参加延べ人数 (参考)ごみの回収量、流木の回収量

表 5 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容（3）

	取 り 組 み 内 容	施 策 内 容	
		施 策	指 標
協働・連携	・沿岸域及び流域の人々、NPO・企業及び大学等研究機関、行政の協働・連携 ・各種啓発活動・環境学習、イベント等開催	・行政間の情報共有を図ると共に、状況に応じ協働・連携を図る。 ・行政と沿岸域及び流域の人々、企業と情報共有を図り、協働・連携する。 ・行政と大学等研究機関との協働・連携を図る。 ・伊勢湾流域圏の自然共生型環境管理技術に関する調査・研究と情報共有する。 ・海岸、海域利用のマナー向上のための啓発活動を実施する。 ・ホームページによる情報の発信を行う。 ⇒伊勢湾の現状、伊勢湾再生に向けた各種取り組み状況を掲載し情報提供する。 ⇒伊勢湾再生に向けたNPO等の活動状況や関係機関で実施した水質状況を掲載し情報提供する。 ・伊勢湾の現状報告・再生に向けた取り組み事例紹介、出前講座、環境学習等により環境保全意識の普及・啓発及び広報活動を実施する。 例）川と海のクリーンアップ大作戦等	・イベント開催回数・参加人数 ・清掃活動実施回数 ・清掃活動参加延べ人数 （参考）啓発活動の実施状況 （森林、河川・湖沼、海岸） （参考）保全活動の活動状況 （参考）環境学習実施状況 （参考）企業、大学等研究機関との協働・連携状況 （参考）技術開発件数 （参考）伊勢湾再生HPアクセス数

VI. 行動計画のフォローアップ

本行動計画の推進にあたっては、目標の実現に向けて本行動計画(Plan)→施策の実施(Do)→モニタリング(Check)→フォローアップ(Action)を繰り返し、原則5年毎に行動計画の見直し(中間評価等)を行う。ただし、社会情勢の変化に合わせて、必要に応じて中間評価および行動計画の見直しを行うものとする。

また、PDCAサイクルによって本行動計画の目標を実現していくためには、スローガンをもとに、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関の多様な主体が協働・連携しながら伊勢湾の再生を推進することが大切である。

このため、フォローアップにより、各主体の取り組み状況を的確に把握するとともに、新たな知見やモニタリング結果等を今後の計画へ反映することで、伊勢湾再生の着実な推進に努めるものとする。

また、各機関、検討会等においては、これまでに実施及び今後予定されている施策を実行するとともに、必要に応じて本行動計画を具体化した推進プログラムを定める。

表6に行動計画のフォローアップ、中間評価・最終報告の予定を示す。

表6 フォローアップ、中間評価・最終報告の予定

フォローアップ	次の内容について、毎年度2回程度実施 ・ 各機関による行動計画の実施状況報告 ・ 行動計画推進にあたっての課題整理 ・ 汚濁機構解明等の研究成果報告
中間評価	2021年度(平成33年度)
最終報告	2026年度(平成38年度)

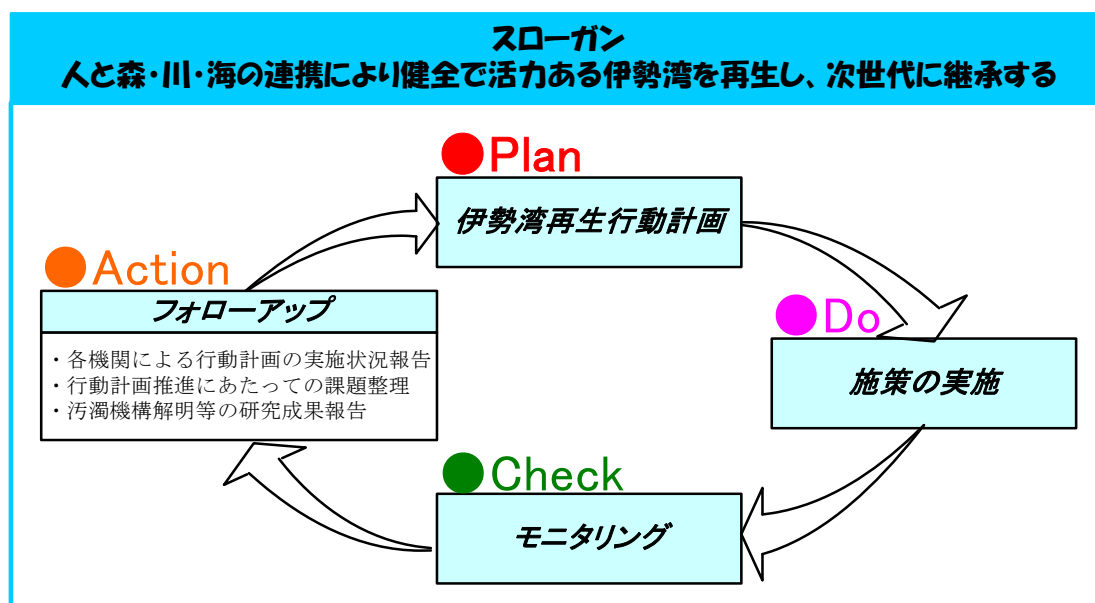
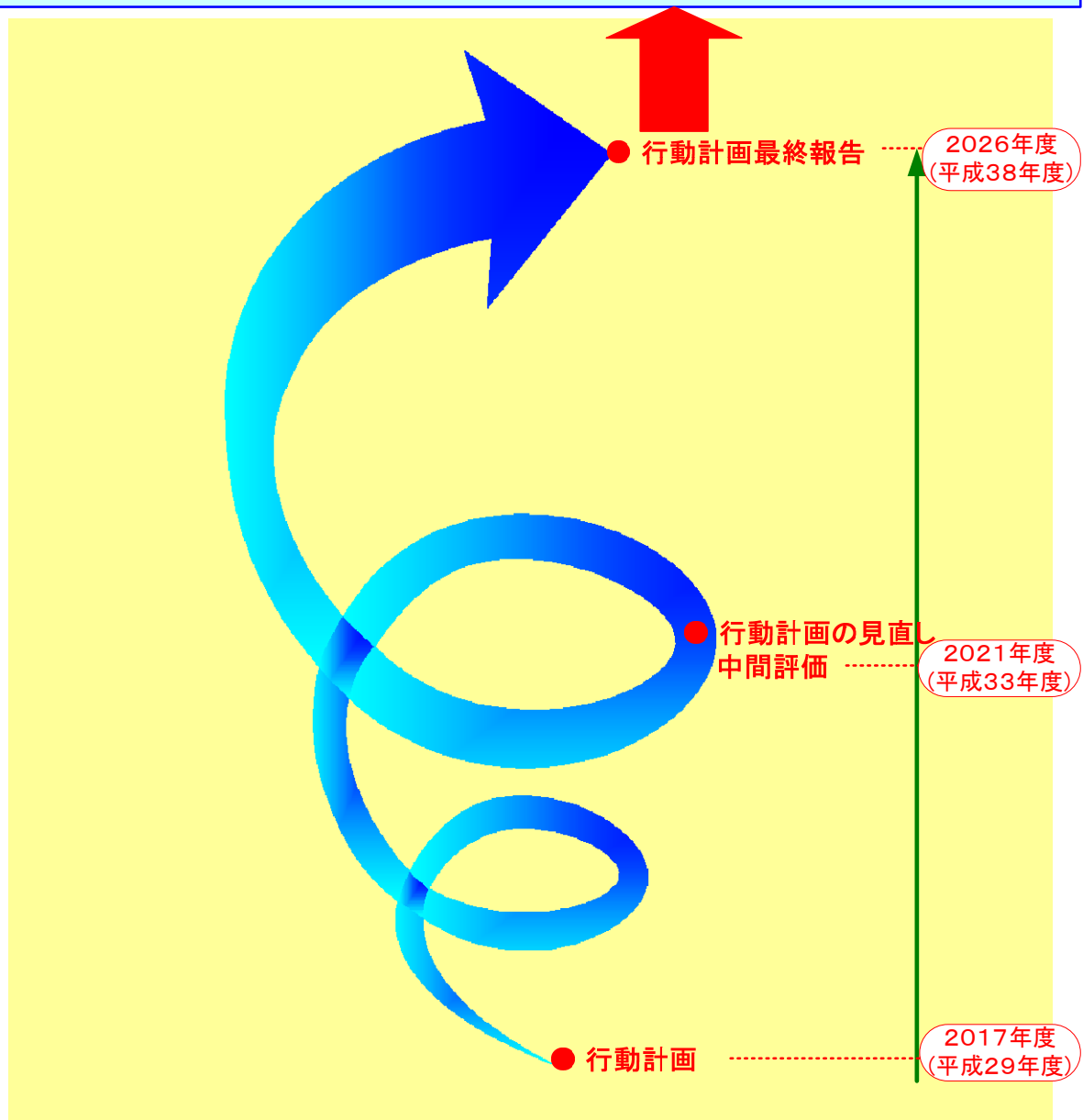


図33 PDCAサイクルによるフォローアップ

伊勢湾再生の目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」



※底層 DO の類型指定等、社会情勢の変化に合わせて、必要に応じて中間評価および行動計画の見直しを行うものとする。

図 34 PDCA サイクルによる中間評価・最終報告

別表 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策

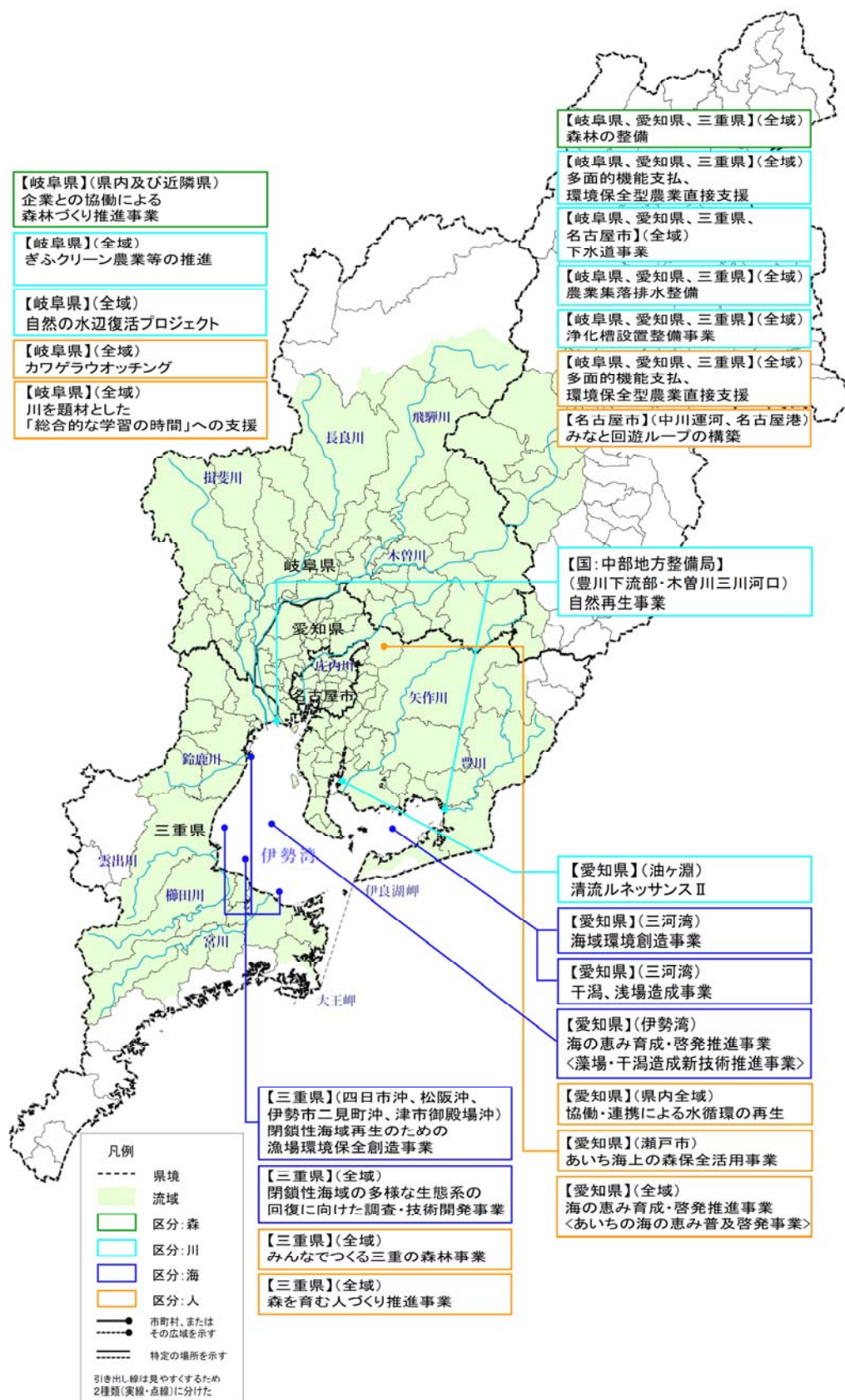
伊勢湾再生に向けて各機関が実施する具体的な施策を次のとおりとりまとめた。

- ①主な施策（各機関の重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）
- ②多様な主体による協働・連携施策事例
- ③機関別施策一覧

(1)主な施策（重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）

「森・川（流域全体）・海及び人」の各区分での取り組みのうち、各機関が実施する主な施策（重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）は次のとおりである。

なお、ここで示す主な施策は必要に応じて見直す。



※ここで示す主な施策は平成28年度時点のものである

図35 各機関が実施する主な施策の位置図

表 7 各機関が実施する主な施策

区分	施策名	実施主体	内容
森	森林の整備	岐阜県 愛知県 三重県	・ 森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を促進する
	企業との協働による森林づくり推進事業	岐阜県	・ 県内及び近隣県の企業を対象に森づくり説明会等を開催し、「企業による森林づくり」を推進することで県民協働による森づくり活動を推進する
川 流域 全体	多面的機能支払、 環境保全型農業直接支援	岐阜県 愛知県 三重県	・ 農業の多面的機能の維持増進に向け、農地などの基礎的保全活動及び、農業用施設や生態系の保全、景観形成に資する活動を支援する ・ 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する
	下水道事業	岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	・ 下水道の普及・促進、高度処理の促進、合流式下水道の改善を行う（岐阜県・三重県の合流式下水道の改善事業は 2013 年度（H25 年度）に完了）
	農業集落排水整備	岐阜県 愛知県 三重県	・ 農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設の整備を促進する
	浄化槽設置整備事業	岐阜県 愛知県 三重県	・ 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の維持・改善をはかるため、市町村が実施する浄化槽の設置に対して助成するとともに、個人の設置に対し補助を行う市町村に対し助成する
	清流ルネッサンスⅡ	愛知県 碧南市 安城市 西尾市 高浜市他	・ 油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺 4 市と N P O が連携して河川事業（浚渫・覆砂等）、下水道事業、その他施策を実施する ・ あわせて、流域住民・県・市の協働・連携による水環境モニタリングを実施する

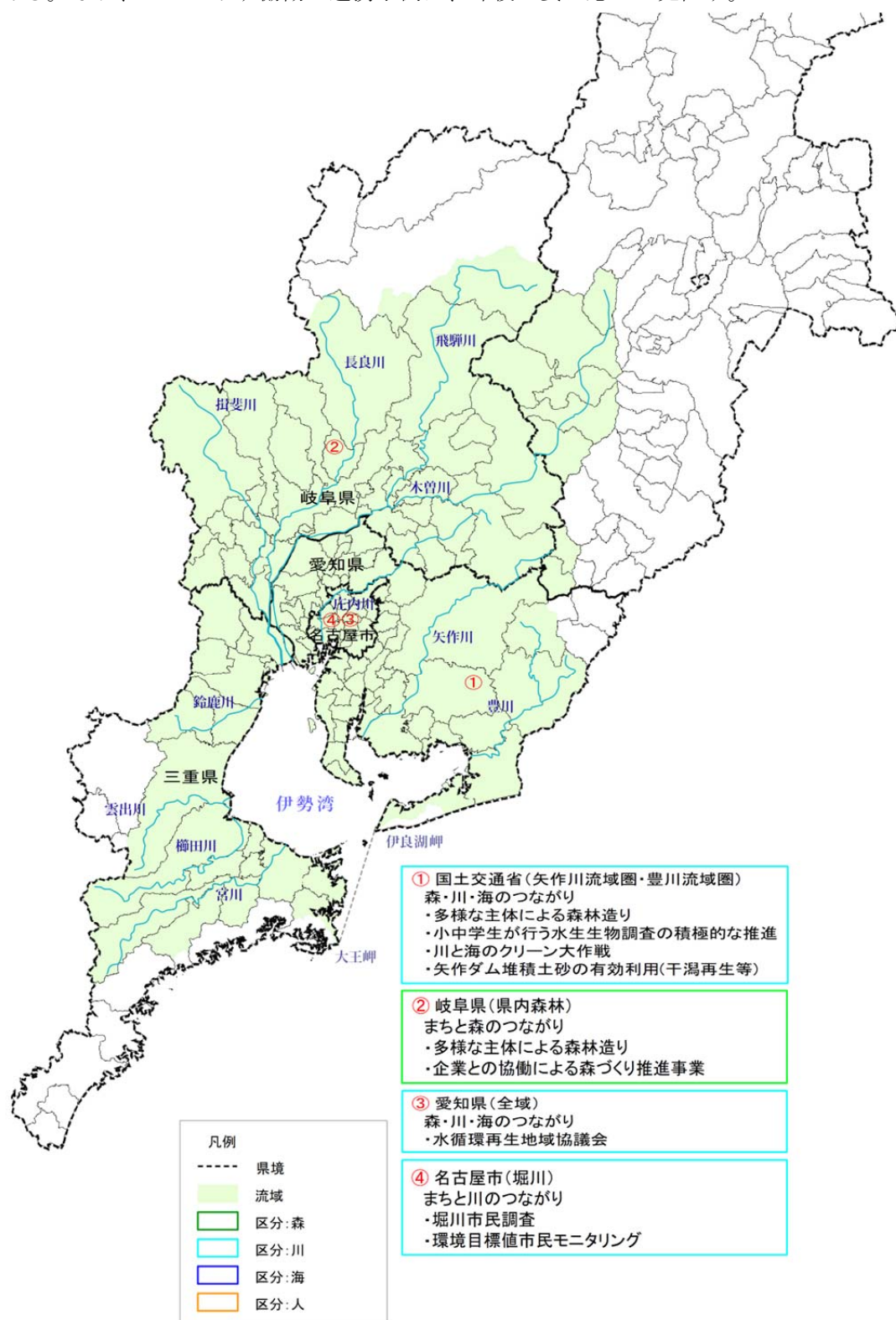
区分	施策名	実施主体	内容
川 流域 全体	ぎふクリーン農業 等の推進	岐阜県	・ 県土の環境保全を図り、県産農産物の安全・安心を確保するため、化学肥料・化学合成農薬を30%以上削減する「ぎふクリーン農業」等環境保全型農業を推進する
	自然の水辺 復活プロジェクト	岐阜県	・ 岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での実践」の4つの施策を連携させ、河川を主とした県下の自然共生をすすめる
	自然再生事業	国土交通省	(豊川下流部、木曽川三川河口) ・ ヨシ原・干潟を再生し、河川の生物環境の回復を図る
海	海の恵み育成・啓発 推進事業 ＜藻場・干潟造成新技術推進事業＞	愛知県	・ 豊かな水産資源や健全な生態系など海の恵みを育む藻場や干潟の保全・再生のため、藻場造成新技術の海域における事業規模での実証及び藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う
	海域環境創造事業	愛知県	・ 覆砂を行うことにより、底泥からの栄養塩の溶出を封じ込める
	干潟、浅場造成事業	愛知県	・ 漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟、浅場を造成する
	閉鎖性海域再生のための 漁場環境保全創造事業	三重県	・ 干潟、浅場の造成及び再生を行う（四日市沖、松阪沖） ・ 作濤を実施する（松阪沖） ・ アマモ場の造成を行う（伊勢市二見町沖） ・ 干潟・藻場等の調査、順応的管理等を実施する（全域）
	閉鎖性海域の多様な 生態系の回復に向けた 調査・技術開発事業	三重県	・ 生態系の回復（海の生物の種類・量の増加）を促進することが必要であるため、干潟・藻場の回復再生技術や赤潮の発生防止技術の開発及び底泥の堆積過程の解明等について、産学官の連携により取り組む

区分	施策名	実施主体	内容
人	協働・連携による水循環の再生	愛知県内の 県民 民間団体 事業者 行政	「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい手を携えて取り組む
	多面的機能支払、 環境保全型農業直接支援	岐阜県 愛知県 三重県	- 農業の多面的機能の維持増進に向け、農地などの基礎的保全活動及び、農業用施設や生態系の保全、景観形成に資する活動を支援する - 化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する
	カワゲラウオッチング	岐阜県	カワゲラウオッチング※を多くの小中学生等にも実施してもらい、河川に対する環境保全意識の高揚を図る ※水に親しみながらできる河川水質調査（水生生物による水質調査）
	川を題材とした「総合的な学習の時間」への支援	岐阜県	- 次代を担う子供たちに川を題材とした環境、川の役割を知ってもらう - 未来の地球環境や水害軽減のための取り組みのあり方を河川管理者と共に考えるパートナーを育むことを目的とする
	あいち海上の森保全活用事業	愛知県	「海上の森保全活用計画」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全するとともに、人と自然の関わりのあるあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進めるとともに、人と自然の共生を推進する指導者等の人材を育成する
	海の恵み育成・啓発 推進事業 (あいちの海の恵み普及 啓発事業)	愛知県	- 海の恵みや大切さに関する県民の理解促進を図るため、海の恵みや海の大切さを紹介する企画展及び漁業現場を体感する取り組みを行う - 本県水産物の認知度を向上する事業計画を募集し、計画提案者に委託して事業を実施する

区分	施策名	実施主体	内容
人	みんなでつくる三重の森林事業	三重県	森林整備に取り組もうとする企業のサポートや森林や木とふれあうイベントの開催など、県民の森林づくり活動や緑化活動への参画を促進する取り組みを行う
	森を育む人づくり推進事業	三重県	地域で行われる森林環境教育・木育や森づくり活動等の取り組みを支援するため、相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林環境教育推進体制づくりや森づくり技術者の育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行う。
	みなと回遊ループの構築	名古屋市	- レゴランドを核として開発が進められている金城ふ頭、名古屋港水族館があるガーデンふ頭、中川運河、ささしまライブ 24 地区を結ぶ水上交通網を構築することにより、「みなと回遊ループ」を構築し、みなとと都心の賑わいをつなぐ。 - この取り組みを通じて、中川運河の魅力ある水辺空間の創出を図る。

(2)多様な主体による協働・連携施策事例

地域または流域の単位で伊勢湾再生に向けた多様な主体による協働・連携施策事例は次のとおりである。なお、ここで示す協働・連携事例は、今後必要に応じて見直す。



※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

図 36 多様な主体による協働・連携施策事例の位置図

協働・連携事例	森・川・海のつながり
場所	三河湾流域圏
施策名等	三河湾流域圏会議
施策内容 (連携主体・連携内容など)	- 三河湾流域圏の「森・川・海」について、“健全な水・物質循環の構築”、“多様な生態系の回復”、“生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充”を目指して、再生行動計画を産官学民の連携（一体化意識）により推進する。 【連携主体】 <行政> 国、県、市町 <市民等> - 産業（企業、商工会議所等） - 学識経験者 - NPO法人等 【取り組み内容】 - 三河湾流域圏再生行動計画の策定 - 行政の各機関による情報共有と市民との協働（小中学生が行う水生生物調査の積極的な推進、川と海とのクリーン大作戦等） - 多様な主体による森林づくり 「三河湾浄化の日」（7月第4水曜日）と「三河湾浄化週間」（この日から1週間）による啓発活動 - 矢作ダムの堆積土砂の有効利用（干潟再生等）を検討 - Mikawa データベースの構築・運営



協働・連携事例	まちと森のつながり
場所	岐阜県内森林
施策名等	多様な主体による森林づくり 企業との協働による森林づくり推進事業
施策内容 (連携主体・連携内容など)	【事業目的】 ・ 県内及び近隣県の企業を対象に森林づくりの参加呼びかけや活動内容の提案等を行い、「企業による森林づくり」を促進し、県民協働による森林づくり活動を推進する。 【事業内容】 ・ 岐阜県内及び下流域の愛知県等の企業を対象とした「森林づくり」説明会の開催 ・ 企業に対する事業候補地の紹介、現地説明会 ・ 活動を希望する企業、市町村等と協定を締結し、森林づくり活動実施 【期待する効果】 ・ 企業が森林づくりに参加することで、県民協働による森林づくり活動の裾野の拡大を図る。 ・ 企業の活動をチラシや県HP等で普及啓発することで、環境保全に対する県民の意識向上、自主的行動を促進する。 【今後の取り組み】 ・ 森林づくり活動を実施する企業を県HPで紹介するとともに、顕著な活動をしている企業については、緑化功労者表彰等で表彰する。 ・ 当初協定期間満了後、協定期間を延長し、森林づくり活動を継続する。 進め方（例示） 【計画・準備段階】 1 要望調べ 【県】 ○企業が求めている森林づくりのイメージ ○森林整備や環境教育又は交流の促進に関する経費 ↓ 2 企業の森候補地選定 【県、市町村、土地所有者】 ○企業の森として無償提供可能な森林の調査 ○企業の森候補地の選定、情報収集 ↓ 3 フィールドや計画の提案 【市町村、土地所有者、実行委員会】 ○フィールド情報や活動プランの提案 ○森林整備等に係る見積書の提示 ↓ 4 地元調整 【市町村、土地所有者、実行委員会】 ○フィールドの現地確認及び土地所有者との調整 【実施段階】 5 協定書や契約書の内容協議 【企業等、岐阜県、市町村】 ○協定を締結するための内容協議 【企業等、実行委員会、森林所有者】 ○土地使用契約（土地賃借）を締結するための内容協議 6 協定書や契約書の締結に関する調印式 【企業等＝岐阜県＝市町村】 ○森林保全に関する協定の締結調印 【企業等＝実行委員会＝森林所有者】 ○土地使用契約（土地賃借）の締結調印 ※企業が林業事業体へ直接委託の場合は、管理委託契約締結 7 企業との協働による森林づくり活動 【企業等＝県＝市町村＝森林所有者＝推進事業体】 ○企業の森記念イベントの開催 ○企業の要望にあった森林づくり ○森林所有者、実行委員会と協働して、企業のイメージや要望に応じた森林活動の実施 ○県は企業の取組に対する県民へのPRや顕彰制度

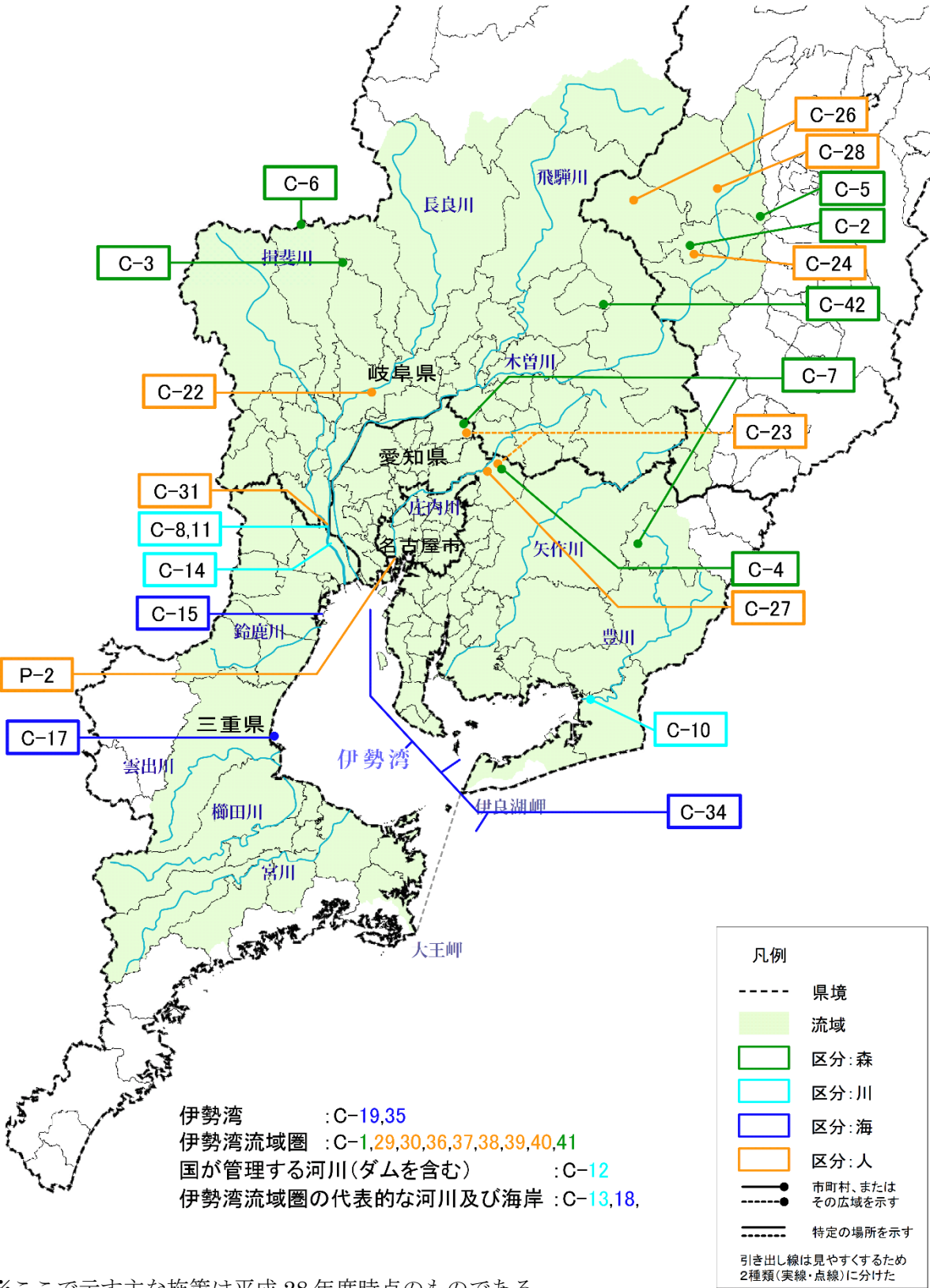
協働・連携事例	森・川・海のつながり
場所	愛知県内
施策名等	水循環再生地域協議会
施策内容 (連携主体・連携内容など)	- 平成 18 年 3 月に策定した「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい手を携えて取り組む。 【水循環再生地域協議会の特徴】 - 森林から農地、市街地、さらに海までの流域全体を視野に入れ、健全な水循環を再生する取り組みをするための組織であること。 - 森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、土地改良区、民間団体、国、県、市町村など幅広い関係者が、直接意見交換を行う場であること。 ○ 尾張地域 : 平成 19 年 3 月 26 日設立 ○ 西三河地域 : 平成 19 年 1 月 19 日設立 ○ 東三河地域 : 平成 19 年 1 月 26 日設立

協働・連携事例	まちと川のつながり
場所	堀川（名古屋市）
施策名等	堀川市民調査 環境目標値市民モニタリング
施策内容 （連携主体・連携内容など）	・ 市民主体で結成された調査隊が、市民の視線で、水質、におい等の調査を行い、浄化施策の効果の確認、評価を行う。 ・ 調査活動を通じて水環境に対する市民の意識向上を図る。 （連携して行政側が実施する浄化施策） ・ ヘドロ浚渫の実施 ・ 浅層地下水の導入 ・ 合流式下水道の改善 ・ 高度処理施設の導入

(3)機関別施策一覧

伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策は次のとおりである。
なお、ここで示す主な施策は、今後必要に応じて見直す。

【国の施策】



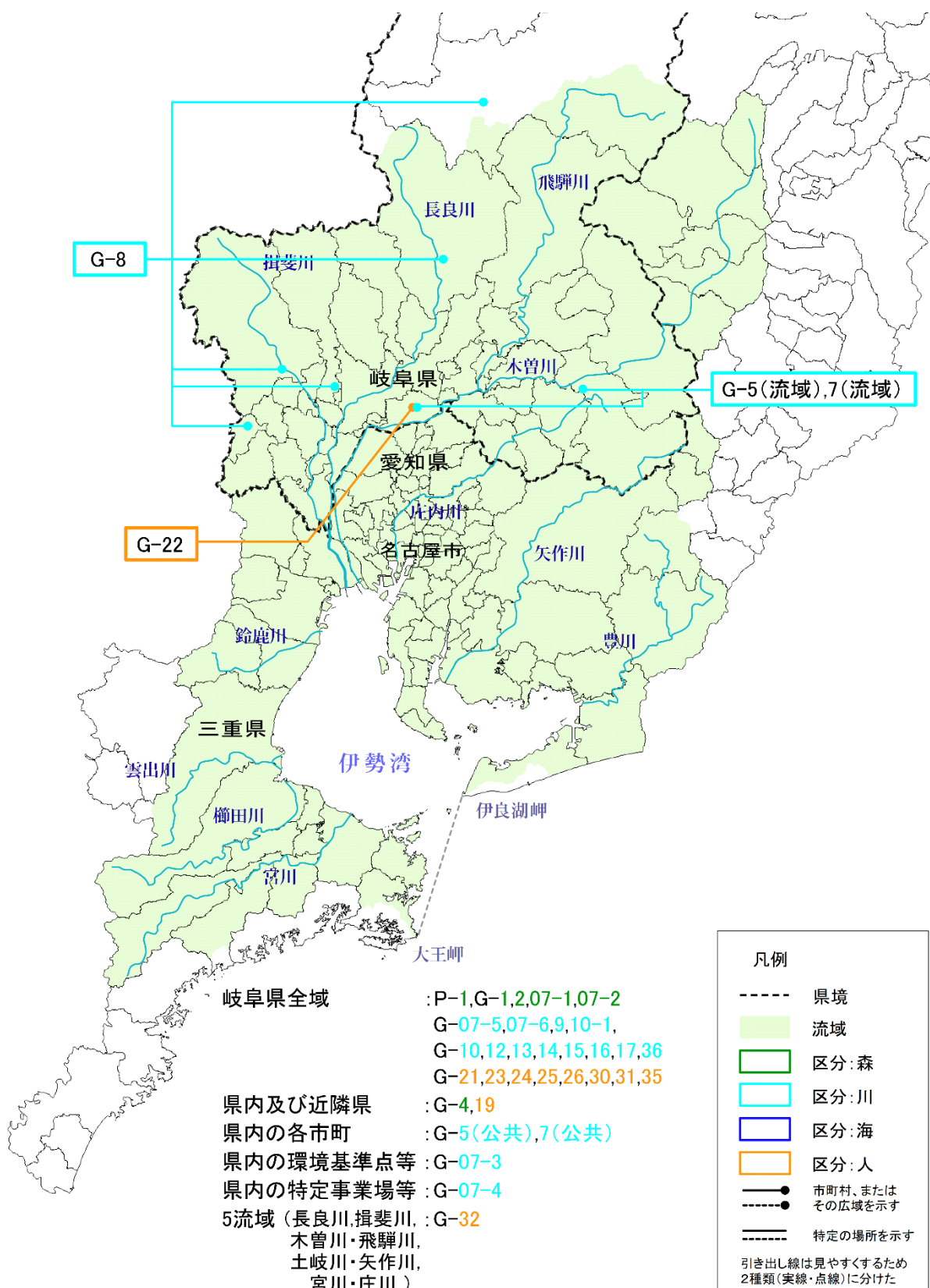
※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	C-1	国有林の保全整備	伊勢湾流域圏内にある国有林
		・ 国土保全や水源のかん養、CO2の吸収など森林の持つ多面的機能が十全に発揮されるよう森林整備や保安林整備を実施する(林野庁中部森林管理局)	
	C-2	ふれあいの森制度	小川入国有林
		・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-3	ふれあいの森制度	神崎国有林
		・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-4	法人の森制度「みんなの森」	瀬戸国有林
		・ 企業や団体等と契約を結び、国有林を活動の場として、社会貢献活動、環境貢献活動の一環として森林整備を行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-5	中央アルプス木曽駒ヶ岳森林生態系保護地域	木曽駒ヶ岳山頂周辺
		・ 高山植物の復元を図る(林野庁中部森林管理局)	
川	C-6	緑の回廊	越美山地
		・ 保護林と保護林を繋ぎ、野生動物の移動経路の確保と生息地の拡大等を図る(林野庁中部森林管理局)	
	C-7	ふれあいの森制度	段戸国有林・八曽国有林
		・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-41	温帯性針葉樹林の保存・復元	木曽及び裏木曽地域の国有林
		・ 木曽地方にまとも存在する温帯性針葉樹林の保存・復元を図る(林野庁中部森林管理局)	
	C-42	社会貢献の森「サントリー「天然水の森」ぎふ東白川」	越原国有林
		・ 土砂流出防止・水源かん養機能の高度発揮と木材供給の出来る人工林の整備を目的に、必要な森林整備と調査研究、広報活動を協力して行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-8	国営木曽三川公園整備事業	国営木曽三川公園
		・ 公園緑地を整備する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-10	自然再生事業	豊川下流部
		・ ヨシ原・砂州を再生し、河川の生物生育環境の回復を図る(国土交通省中部地方整備局)	
	C-11	自然再生事業	木曽三川河口
		・ ヨシ原や干潟を再生し、生物の生息環境の改善を図る(国土交通省中部地方整備局)	
	C-12	水環境整備事業・自然再生事業・河川利用推進事業	国が管理する河川(ダムを含む)
		・ 良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図る ・ 水 環 境 汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善を図る ・ 自然再生 魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生を図る ・ 水辺整備 環境学習や癒しの場として周辺地域と一体となって親水や舟運等の河川利用の推進を図る (国土交通省中部地方整備局)	
	C-13	川と海のクリーンアップ大作戦	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸
		・ 住民と行政が一体となり清掃活動を実施する ・ 「ごみを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る(国土交通省中部地方整備局)	
	C-14	国営木曽三川公園 船頭平河川公園	国営木曽三川公園
		・ 植物による水質浄化を実施する(国土交通省中部地方整備局)	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	C-15	環境配慮型防波堤	四日市港
		・海上交通の安全性の確保と港湾の海水交換の効率を高めるため、透過型防波堤の整備を推進する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-17	高潮対策事業	津松阪港海岸
		・堤防耐震化とともに安全で人々が快適に水辺に近づける堤防の整備を行う(国土交通省中部地方整備局)	
	C-18	川と海のクリーンアップ大作戦 【C-13再掲】	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸
		・住民と行政が一体となり清掃活動を実施する ・「ごみを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る(国土交通省中部地方整備局)	
	C-19	海洋環境整備事業	港湾区域・漁港区域を除く一般海域
		・海洋環境整備船により、伊勢湾・三河湾に浮遊しているごみの回収を推進する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-34	24時間自動観測システムによるモニタリングとデータの公開	モニタリング地点
		・24時間自動観測システムによるモニタリングとデータを公開する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-35	伊勢湾環境シミュレーターの開発	伊勢湾海域
		・シミュレーションを開発する(国土交通省中部地方整備局)	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	C-22	森林生態系保全・再生対策事業	金華山国有林
		・乾燥害等により枯損した木の伐倒処理、保護柵設置、植生の回復を図る(林野庁中部森林管理局)	
	C-23	森林環境教育の推進「遊々の森」制度	瀬戸国有林・八曽国有林
		・小・中・高等学校や教育委員会と協定を締結し、国有林をフィールドとして森林環境教育等を実施する(林野庁中部森林管理局)	
	C-24	赤沢木材利用等展示エリア	赤沢自然休養林
		・間伐の推進、複層林化、針広混交林化、林道事業、治山事業、森林技術の開発・普及を行う(林野庁中部森林管理局)	
	C-26	自然再生推進モデル事業	長野県西部地震災害復旧地
		・在来樹種による針広混交林へ誘導するためにボランティア、学生による森林整備等を実施する(林野庁中部森林管理局)	
	C-27	レクリエーションの森の整備・活用	定光寺自然休養林
		・自然環境の保全、地域振興等に十分に配慮しながら、森林や施設を計画的に整備する(林野庁中部森林管理局)	
	C-28	自然再生推進モデル事業	城山国有林
		・「城山史跡の森」づくりにおける森林整備等を行い、森林環境教育の拠点を整備する(林野庁中部森林管理局)	
	C-29	海洋環境保全講習会及び環境教室	東海三県
		・一般市民等を対象とした海洋環境保全講習会及び小中学生や未就学児童を対象とした簡易水質実験・漂着ゴミ分類調査・紙芝居等による環境教室を実施する(海上保安庁第四管区海上保安本部)	
	C-30	海洋環境保全啓発活動	東海三県
		・「未来に残そう青い海」のキャンペーン活動及び図画コンクールの募集・表彰・展示等による海洋環境保全啓発活動を実施する(海上保安庁第四管区海上保安本部)	
	C-31	国営木曽三川公園	国営木曽三川公園
		・ネイチャーガイドプログラム等 環境教育プログラムを実施する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-36	みなとオアシスの認定	年によって異なる
		・「みなとオアシス」として認定・登録することにより、賑わい創出を図る(国土交通省中部地方整備局)	
	C-37	運河の魅力再発見プロジェクトの認定	年によって異なる
		・運河を核とした魅力ある地域づくりへの取り組みを支援する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-38	衛星画像及び測量船によるモニタリング	伊勢湾流域
		・衛星画像及び測量船によりモニタリングする(海上保安庁第四管区海上保安本部)	
	C-39	「海の再生全国会議」の開催	伊勢湾海域
		・「海の再生全国会議」を開催する(国土交通省中部地方整備局)	
	C-40	伊勢湾流域圏一斉モニタリング	伊勢湾流域
		・自治体、市民、NPO等が協働で伊勢湾流域圏での水質等のモニタリング調査を行う(国土交通省中部地方整備局)	
	P-2	藤前干潟の保全と活用	藤前干潟周辺
		・国、自治体、市民・NPO、学識経験者等で構成される協議会を通して、藤前干潟の保全・活用を推進する(環境省中部地方環境事務所)	

【岐阜県の施策】



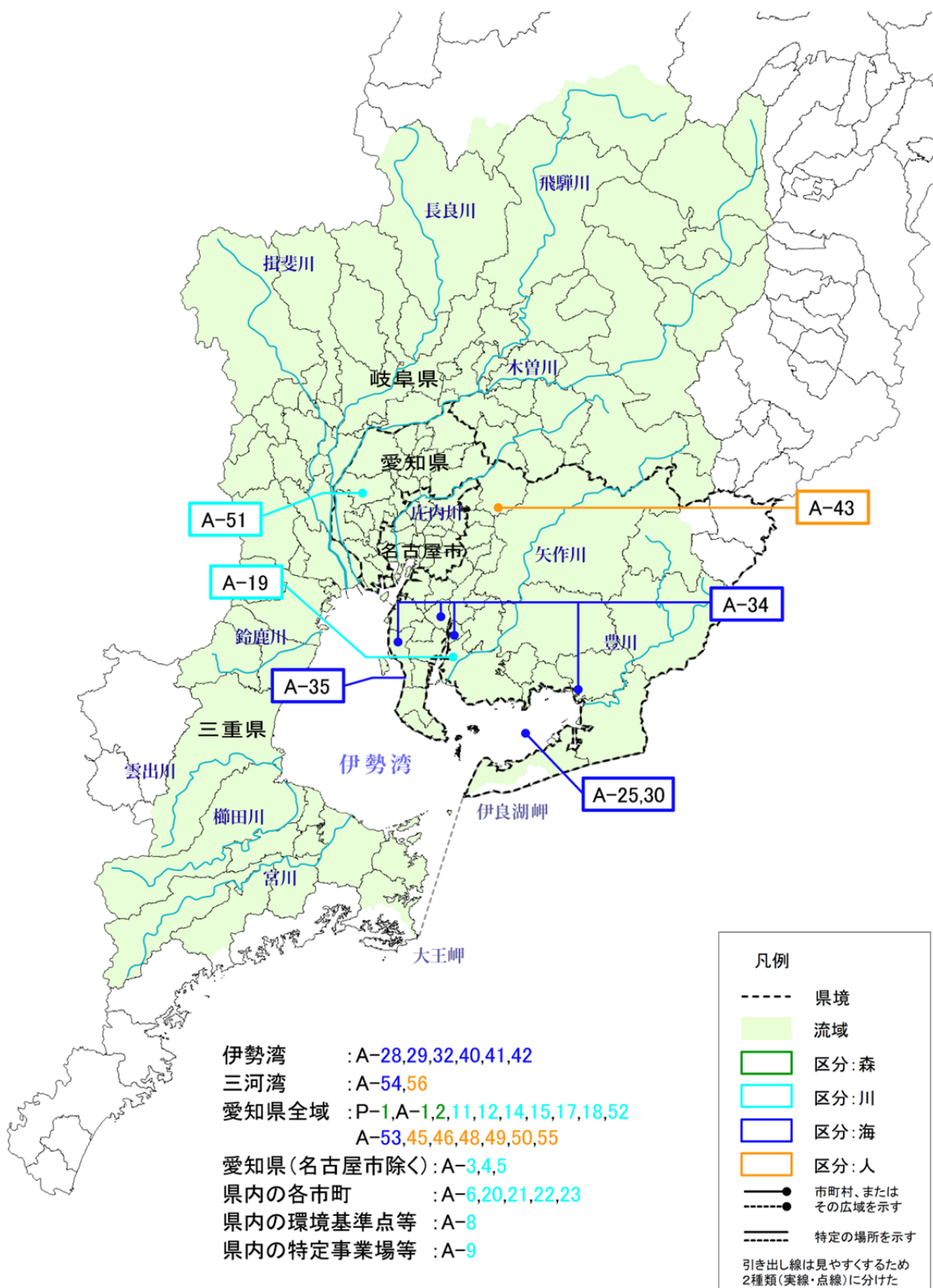
※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	G-1	治山事業	全域
		森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から生命・財産を保全し、また水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る ・ 荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊等の未然防止 ・ 保安林の機能を維持強化するための森林の造成 ・ 水源地域における荒廃森林の総合的な整備 など	
	G-2	森林整備事業	全域
		・ 森林の持つ公益的機能の高度発揮、災害に強い森林づくりの推進、資源循環型の森林づくりの推進による林業・木材産業の活性化を図るため、森林所有者等が実施する森林施策に対して助成する	
	G-4	企業との協働による森林づくり推進事業	県内及び近隣県
		・ 県内外の企業等を対象に森林づくりへの参加呼びかけや活動内容の提案等を行い、「企業による森づくり」を促進することで、県民協働による森林づくり活動を推進する	
	P-1	木曽三川水源造成公社による森林整備	木曽三川水源地域
		・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曽三川の水源地の森林を整備する	
	G-07-1	ぎふ森林づくりサポートセンターの運営	全域
		・ 県民の森林づくりへの理解と参加を促すため、フィールドや指導者の紹介、相談窓口、NPO等のネットワーク化や交流拠点となる情報発信基地を運営する	
	G-07-2	木の国・山の国県民運動の展開	全域
		・ 岐阜県森林づくり基本条例に基づく持続可能な森林づくりを推進するため、県民みんなで森林を支える県民運動を展開する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
川	G-5	下水道整備	＜流域下水道事業＞木曽川右岸流域下水道 ＜公共下水道事業＞岐阜市など19市7町
		・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道の整備を推進する	
	G-7	高度処理施設の導入	＜流域下水道事業＞木曽川右岸流域下水道 ＜公共下水道事業＞岐阜市など8市3町
		・公共用水域の水質保全のため下水の高度処理施設の整備を推進する	
	G-8	農業集落排水事業	本巣市、郡上市、揖斐川町、関ヶ原町、高山市
		・農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備する	
	G-9	岐阜県浄化槽設置整備事業	県内市町村
		・住民が設置する合併処理浄化槽に対し市町村が補助した額の1／3を補助し、合併処理浄化槽の計画的な整備を図る	
	G-10-1	エコファーマーの認定	全域
		・持続性の高い農業生産方式に取組む農業者の計画を知事が認定する	
	G-10	「ぎふクリーン農業」等の推進	全域
		・化学肥料及び化学合成農薬の使用量を従来と比べ30％以上削減した「ぎふクリーン農業」等を推進する	
	G-12	岐阜県畜産の里づくり事業	全域
		・家畜排せつ物法対象外の小規模畜産農家を含む共同の家畜排せつ物処理施設整備に対し補助する	
	G-13	資源循環型畜産確立推進事業	全域
		・家畜排せつ物の適正処理に係る指導・調査を実施する	
	G-14	多面的機能支払交付金	全域
		・農地、農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動及び施設の超寿命化の取組み等の向上活動を支援する	
	G-15	環境保全型農業直接支援対策	全域
		・化学肥料、化学合成農薬の原則5割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取組む農業者を直接支援する	
	G-16	生活環境美化対策事業	全域
		・空き缶クリーンキャンペーン週間を設け、空き缶等のポイ捨て防止等の啓発を図る ・県民の環境美化意識の高揚を図る ・県職員等による清掃活動を実施する ・環境美化の推進に貢献した個人・団体を表彰する	
	G-17	自然の水辺復活プロジェクト	全域
		・岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での実践」の4つの施策を連携させ、河川を主とした県下の自然共生を進める	
	G-07-3	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等
		・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
	G-07-4	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等
		・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する ・ゴルフ場における農薬の適正な利用について、適正な維持管理を指導する	
	G-07-5	生活排水対策の普及啓発	全域
		・県内29市町村 施策内容：水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として県内8流域（29市町村）を指定し、指定市町村により定められた生活排水対策推進計画に基づき、各種対策を実施する	
	G-07-6	県営農村環境整備事業	全域
		・農業水利施設（ため池や用水路）を対象に自然環境や農村景観を保全、親水機能を発揮し、豊かで潤いのある農村空間を創出する	
	G-36	強い畜産構造改革支援事業	全域
		・全畜種を対象とした総合的な施設整備等に対す補助する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	G-19	企業との協働による森林づくり推進事業 【再掲：G-4】	県内及び近隣県
		・県内及び近隣県の企業を対象に森づくり説明会等を開催し、「企業による森づくり」を促進することで県民協働による森づくり活動を推進する	
	G-21	カワゲラウォッチング	全域
		・カワゲラウォッチング※を多くの小中学生等に実施してもらい、河川に対する環境保全意識の高揚を図る ※水に親しみながらできる河川水質調査（水生生物による水質調査）	
	G-22	世界淡水魚園水族館（アクア・トト）	各務原市
		・環境共生型テーマパーク「河川環境楽園」内にあり環境学習の実践の場等として設立された日本最大級の淡水魚水族館であり、子どもから大人まで岐阜県の自然環境、河川環境を楽しく学ぶことができる	
	G-23	多面的機能支払交付金 【再掲：G-14】	全域
		・農地、農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動及び施設の長寿命化の取組み等の向上活動を支援する	
	G-24	環境保全型農業直接支援対策【再掲：G-15】	全域
		・化学肥料、化学合成農薬の原則５割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する	
	G-25	川を題材とした「総合的な学習の時間」への支援	全域
		・次代を担う子供たちに川を題材とした環境、川の役割を知ってもらう ・未来の地球環境や水害軽減のための取り組みのあり方を河川管理者と共に考えるパートナーを育むことを目的とする	
	G-26	ぎふ田んぼの学校（新施策名H22～） 田んぼの仲間生息環境保全事業（旧）	全域
		・子供や地域住民等に農業用水路や水田の生き物調査を実施してもらい、農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さの理解を図る	
	G-30	清流調査隊の編成	全域
		・地域の河川の水質を改善するために、地域で連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組む「清流調査隊」を編成する	
	G-31	県民の感覚による河川調査の実施	全域
		・感覚を使った簡単な河川の調査手法を利用し、地域の河川の現状を県民自ら評価・確認することで、水質保全意識の高揚を図る	
	G-32	上流域と下流域の交流事業	5流域（長良川、揖斐川、木曽川・飛騨川、土岐川・矢作川、宮川・庄川）
		・流域の自然環境、地域の文化等にふれるツアーを行い、上下流に暮らす住民が森・里・川・海のつながりと相互の自然環境等に理解を深め、環境保全意識を育むとともに、流域環境保全への参加を促す	
	G-35	水源地域の保全に向けた取り組み	条例に基づく水源地域
		・岐阜県水源地域保全条例第13条の規定に基づき、公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の区域であって、水源の保全のために、特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を水源地域に指定し、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進する	

【愛知県の施策】



※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

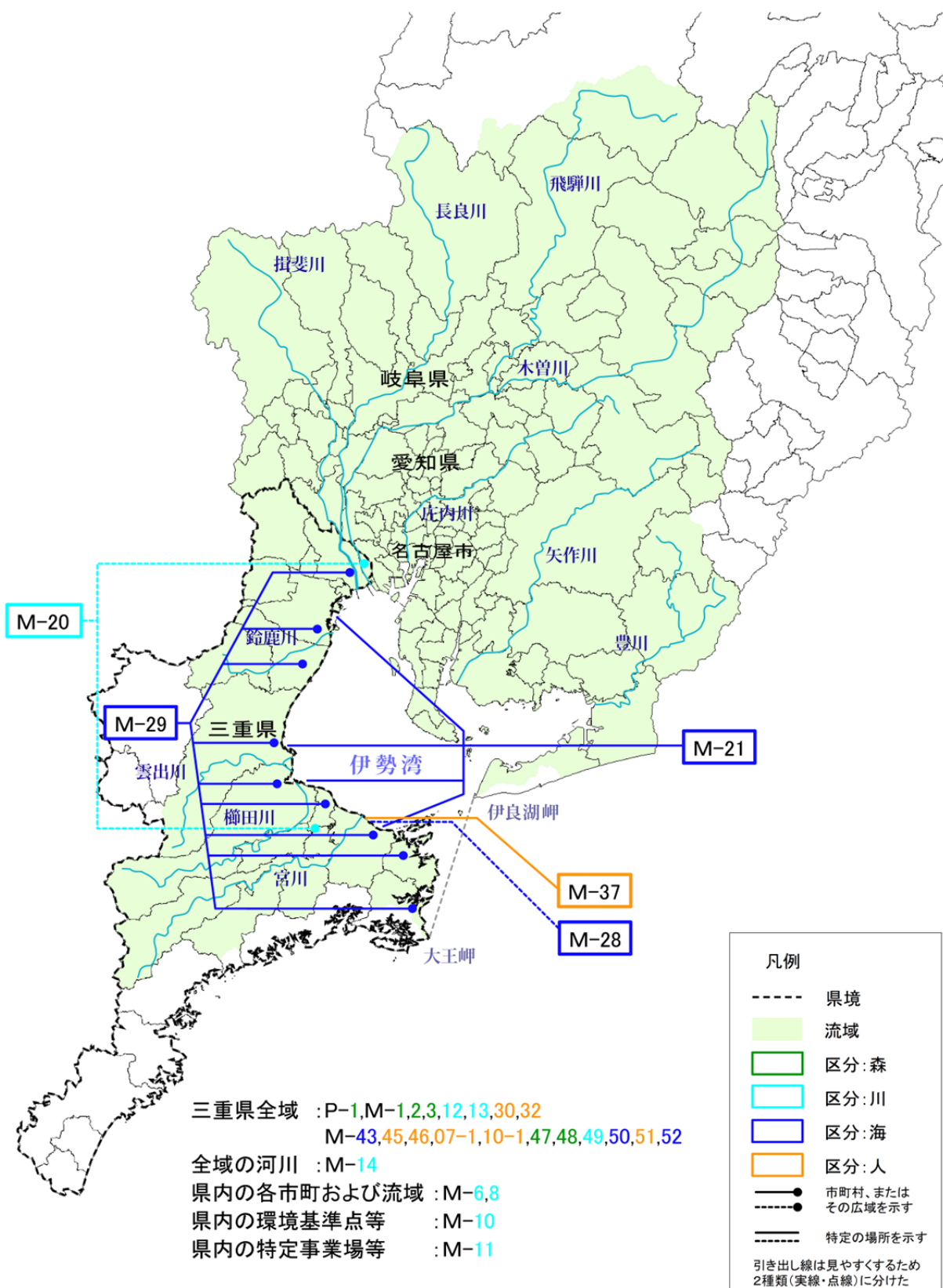
区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	A-1	治山事業	全域
		・山地災害防止のための治山施設の設置や、水源かん養等の機能が低下した森林等に対して本数調整伐、改植、下刈り等の森林整備を行う	
	A-2	森林整備事業	全域
		・森林所有者等が行う植栽、下刈、枝打、間伐等の森林整備に対して助成を実施する	
川	P-1	木曾三川水源造成公社による森林整備	木曾三川水源地域
		・東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曾三川の水源地の森林を整備する	
	A-3	下水道整備	<流域下水道事業> 矢作川流域下水道始め11流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市始め37市12町
		・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、下水道整備を推進する	
	A-4	合流式下水道緊急改善事業	<公共下水道事業>豊橋市始め5市
		・合流式下水道の改善のため、吐き口対策スクリーン、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う	
	A-5	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 矢作川流域下水道始め11流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市始め12市
		・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する	
	A-6	農業集落排水事業	豊明市、稲沢市、愛西市、飛島村 弥富市、豊橋市、西尾市、田原市、新城市、幸田町、長久手市、美浜町、岡崎市、みよし市
		・農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設を整備する	
	A-8	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等
		・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
	A-9	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等
		・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する ・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止を図るため、適正な維持管理を指導する	
	A-11	浄化槽整備	全域
		・既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る ・併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する	
	A-12	環境保全型農業直接支援対策	全域
		・化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
川	A-14	環境対策推進事業	全域
		・畜産環境保全巡回指導、水質検査及び堆肥利用研修会を開催する	
	A-15	家畜排せつ物適正処理対策	全域
		・家畜排せつ物法に基づく立入検査、専門技術者養成及び堆肥成分分析を実施する	
	A-17	多面的機能支払事業 ＜農地維持支払交付金＞ ＜資源向上支払(共同)交付金＞	全域
		・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	
	A-18	環境保全型農業直接支援対策	全域
		・化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する ・環境にやさしい農業に取り組む農家の活動を支援する	
	A-19	清流ルネッサンスⅡ	油ヶ淵
		・油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺４市とＮＰＯが連携して河川事業（浚渫・覆砂等）、下水道事業、その他施策を実施する	
	A-20	水環境整備事業費	県内市町村
		・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	
	A-21	農村活性化住環境整備事業	県内市町村
		・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	
	A-22	農村自然環境整備事業	県内市町村
		・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	
	A-23	ふるさと水と土ふれあい事業	県内市町村
		・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	
	A-51	愛知県下水道科学館での下水道の普及啓発	稲沢市
		・愛知県下水道科学館（稲沢市内）で、下水道の普及啓発などについてビオトープ調査、水のお話し会、顕微鏡による微生物観察会などを定期的実施する	
	A-52	下水道出前講座	愛知県全域
		・小学校を対象に下水道出前講座を実施し、クイズ、水質実験などを通じて、水の大切さ、汚れを減らす工夫などを学ぶ	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	A-25	海域環境創造事業	三河湾（豊川市御津町地先）
		・覆砂を行うことにより、汚泥からの栄養塩の溶出を封じ込める	
	A-28	海域水質監視	伊勢湾、三河湾
		・海域の水質監視を実施する	
	A-29	漁場環境調査試験	伊勢湾、三河湾
		・水質浄化や生態系回復に有効な干潟・浅場等の造成技術を開発する	
		・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する	
		・有用生物の大量へい死要因等を解明する	
	A-30	干潟・浅場造成事業	三河湾（西尾市地先）
		・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟・浅場を造成する	
	A-32	漁場環境保全対策 ＜漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策＞	伊勢湾、三河湾
		・漁場環境の実態調査を行う	
		・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する	
		・貝類の安全確保対策を実施する	
	A-34	港湾環境整備事業	東浦地区、高浜地区、大塚地区、御津地区
		・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る	
	A-35	海岸環境整備事業	坂井海岸（常滑市）
		・安全で人々が快適に利用できる海岸を創出するよう緩傾斜護岸、植栽、トイレ等を整備する	
	A-40	海岸・港湾・漁港愛護活動報償費	知多市、高浜市、蒲郡市（河川課）、高浜市、武豊町（港湾課）
		・海岸、港湾、漁港における市民清掃活動を支援する	
	A-41	流木等処理負担金	—
		・台風等で海岸に漂着した流木等を処理する市町を支援する	
	A-42	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	—
		・台風等で海岸保全施設に影響を与えるほど大規模に漂着した流木等について、海岸管理者が処理する	
	A-53	海岸漂着物対策推進事業	重点区域（愛知県海岸漂着物対策推進地域計画）
		・地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物対策推進事業）を活用し、海岸漂着物対策を促進する	
	A-54	干潟モニタリング調査	三河湾
		・三河湾内の干潟において、干潟の水質浄化機能等についてモニタリング調査を実施する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	A-43	あいち海上の森保全活用事業	瀬戸市
		・「海上の森保全活用計画」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全する ・人と自然の関わりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める ・人と自然の共生を推進する指導者等の人材を育成する	
	A-45	多面的機能支払事業 ＜農地維持支払交付金＞ ＜資源向上支払(共同)交付金＞【再掲：A-17】	全域
		・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	
	A-46	環境保全型農業直接支援対策 【再掲：A-18】	全域
		・化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動に取り組む農業者を直接支援する	
	A-48	水循環再生指標モニタリング	全域
		・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する	
	A-49	協働・連携による水循環の再生	全域
		・「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が同じ目標に向かい手を携えて取り組む	
	A-50	「あいち環境学習プラザ」等における環境学習の展開	全域
		・平成18年度に開館した「あいち環境学習プラザ」（愛知県環境調査センター内）や 「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点に実施する環境学習事業の中で、水質関係の講座等を開催する	
	A-55	海岸漂着物の抑制に関する啓発	全域
		・海岸漂着物は山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであることを鑑み、ポイ捨て防止の啓発等を実施する ・河川愛護活動報償費愛知県全域河川における市民清掃活動を支援する	
	A-56	干潟の生きもの観察会	三河湾
		・干潟等が持っている様々な機能の重要性について理解を深めるため、干潟において観察会を開催する	

【三重県の施策】

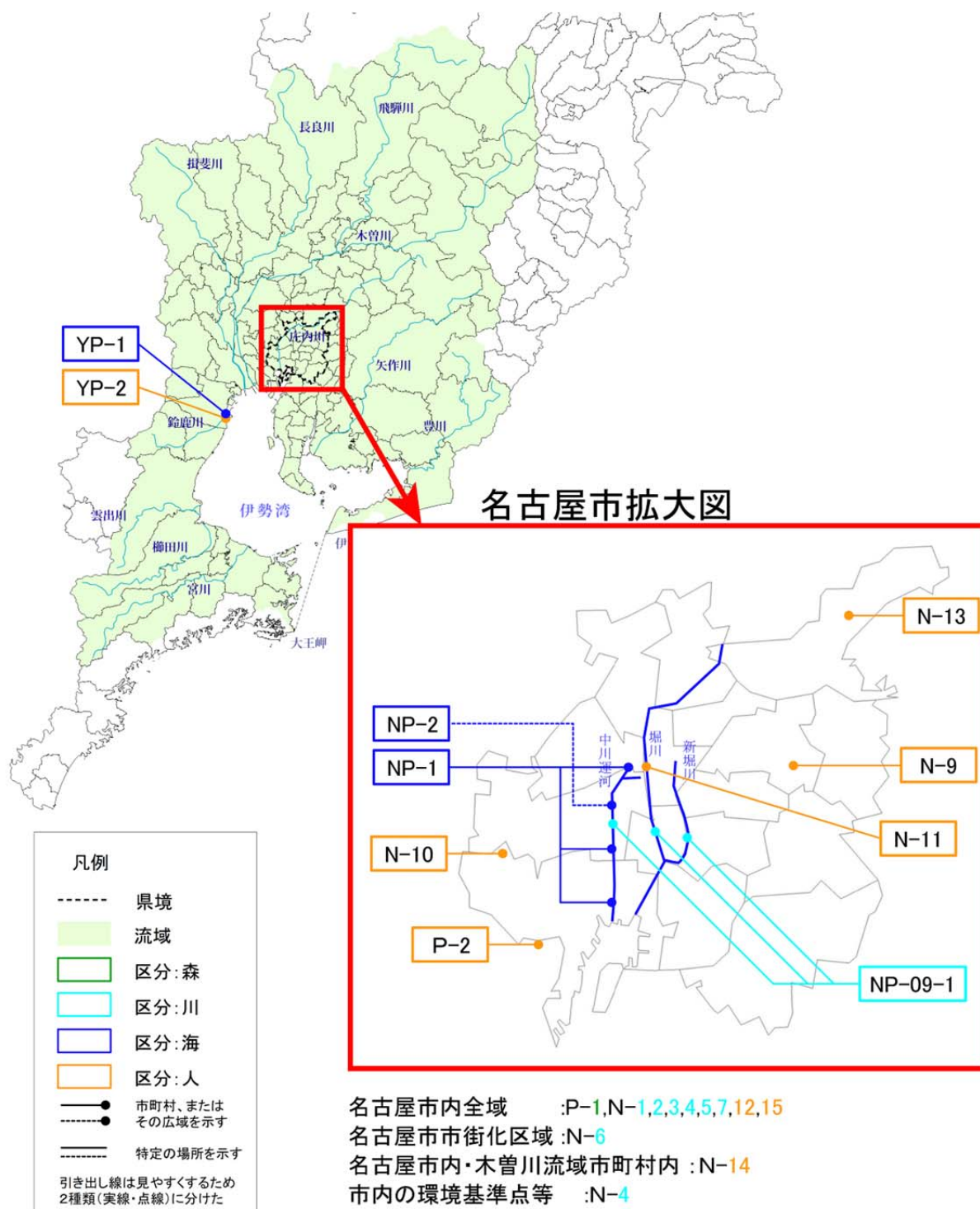


※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	M-1	治山事業	全域
		・山地災害の防止や良質な水の安定供給など、県民生活の安全を確保するため、治山施設の整備を進めるとともに、水源地域等の森林の造成整備（再造林、下刈、本数調整伐など）を総合的に実施する	
	M-2	造林事業	全域
		・森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を促進する	
	M-3	森林環境創造事業	全域
		・環境林において、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐などにより針葉樹と広葉樹との混交林への誘導を行うなど多様な森林づくりを行う	
	M-47	みんなでつくる三重の森林事業	全域
		・森林整備に取り組もうとする企業のサポートや森林や木とのふれあうイベントの開催など、県民の森林づくり活動や緑化活動への参画を促進する取り組みを行う	
川	M-48	森を育む人づくり推進事業	全域
		・地域で行われる森林環境教育・木育や森づくり活動等の取組を支援するため、相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林環境教育推進体制づくりや森づくり技術者の育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行う	
	P-1	木曽三川水源造成公社による森林整備	木曽三川水源地域
		・東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曽三川の水源地の森林を整備する	
	M-6	下水道整備	<流域下水道事業> 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業> 津市始め8市6町
		・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、下水道整備を推進する	
	M-8	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業> 四日市市始め5市1町
		・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する	
	M-10	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等
		・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
	M-11	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等
		・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する ・ゴルフ場における農薬の適正な利用について、適正な維持管理を指導する	
	M-12	生活排水総合対策指導事業	全域
		・生活排水対策の総合的な推進によって、公共用水域の水質保全を図る	
	M-13	浄化槽設置促進事業	全域
		・快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の維持・改善をはかるため、市町が実施する浄化槽の設置に対する助成や個人の設置に対し補助を行う市町に対する助成を行い、浄化槽の普及を促進する	
	M-14	河川愛護月間に合わせた清掃活動	全域の河川
		・流木・粗大ゴミ等の処理、撤去による河川環境の維持する	
	M-20	県営水環境整備事業	木曽岬2期、斎宮池
		・農業用水利施設の保全管理を行う ・地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行う ・農村地域の生活空間の質的に向上させる	
	M-49	多面的機能支払交付金	全域
		・農地、用排水路、農道等の農業用施設や生態系の保全、景観形成に資する活動を支援する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	M-21	水産環境整備事業（海女漁業等環境基盤整備事業）	①松阪沖、四日市市沖 ②松阪沖 ③伊勢市二見町沖 ④全域
		・干潟、浅場の造成及び再生を行う（①） ・作濤を実施する（②） ・アマモ場の造成を行う（③） ・干潟・藻場等の調査、順応的管理等を実施する（④）	
	M-28	侵食対策事業	宇治山田港海岸
		・安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る	
	M-29	海岸美化ボランティア活動推進事業	桑名市・四日市市・鈴鹿市・津市、松阪市・伊勢市・明和町・鳥羽市・志摩市
		・海岸美化ボランティア活動の拡大及び海岸への愛護意識を高め、海岸美化を推進することを目的として、地域住民が自主的に実施する海岸の清掃等の活動に対して、消耗品及び保険料の負担等の支援を行う	
	M-43	海岸漂着物対策の推進	全域
		・海岸漂着物対策を推進する	
人	M-50	水産多面的機能発揮対策事業	全域
		・水産業・漁村の有する多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する	
	M-52	漁場環境対応型黒ノリ養殖業に向けた技術開発	全域
		・低比重耐性品種の作出に向けた研究を行う	
	M-30	多様な主体による森林づくり事業	全域
		・森林づくりへの多様な主体の参画を促進するため、「企業の森」の取組をさらに進めるとともに、県民、NPO等の活動の場の確保や情報提供などの支援を行う	
	M-32	みえ・川の健康診断事業	全域
		・河川等において、水生生物による水質調査（観察会）を行う ・河川等に対する環境保全意識の高揚をはかる ・環境教育や環境学習の推進をはかる	
	M-37	いきいき海の子浜づくり	宇治山田港海岸
		・世代間の交流の場、自然・社会教育活動の場、マリンスポーツの場として利用しやすい海岸を創出する	
	M-45	三重県における海岸漂着物対策の推進	三重県全域
		・協議会の開催、イベントの実施を行う	
	M-46	環境保全型農業直接支払い事業 ＜環境保全型農業直接支援対策交付金＞	全域
		・地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い農業生産方法を取り入れる農業者を支援する	
	M-07-1	伊勢湾行動計画推進事業	全域伊勢湾流域圏
		・「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調査・研究や普及啓発等に取り組む	
	M-10-1	伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦	三県一市
		・伊勢湾再生に向けて、広域的な交流の促進、情報共有化を目指し、森林、河川、海岸、地域が一体となって清掃活動を実施する	
	M-51	多面的機能支払交付金 【M-49 再掲】	全域
		・農地、用排水路、農道等の農業用施設や生態系の保全、景観形成に資する活動を支援する	

【名古屋市・名古屋港管理組合・四日市港管理組合の施策】



※ここで示す主な施策は平成 28 年度時点のものである

【名古屋市】

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	P-1	木曽三川水源造成公社による森林整備	木曽三川水源地域
		・東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曽三川の水源地の森林を整備する	
川	N-1	下水道整備	＜公共下水道事業＞全域
		・下水道の一部未整備地域の早期解消のため下水道の整備を進める	
	N-2	合流式下水道の改善	全域
		・合流式下水道の改善のため、雨水貯留施設、簡易処理高度化施設、きょう雑物除去装置の設置及び雨水スクリーンの目幅縮小を行う	
	N-3	高度処理施設の導入	全域
		・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する	
	N-4	河川等公共用水域水質監視	市内の環境基準点等
		・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
	N-5	工場・事業場排水規制	全域
		・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する	
	N-6	緑化地域の指定	市内市街化区域全域(条例で市街化調整区域も義務化)
		・緑が不足している地域を都市計画で指定し、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定率以上の緑化を義務付ける	
	N-7	屋上・壁面緑化の推進	民間：全域 公共：全域
		・民間、公共建築物の屋上・壁面緑化を推進する	
人	N-9	なごや東山の森づくり	なごや東山の森
		・環境と大交流の融合する舞台として、東山動植物園の再生を核に市民・企業・行政のパートナーシップにより「なごや東山の森」を育成する	
	N-10	なごや西の森づくり	戸田川緑地（なごや西の森）
		・戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートナーシップにより「なごや西の森」を育成する	
	N-11	堀川市民調査	堀川
		・堀川の浄化施策の効果を市民の視線で、確認、評価することを目的に実施する ・活動を通じて水環境に対する市民の意識向上を図る	
	N-12	環境目標値市民モニタリング	市内水域
		・行政、市民が協力し、市内河川等の水質モニタリングを実施する ・モニタリングを通じて水環境に対する市民の意識向上を図るとともに、環境目標値の達成を目指す	
	N-13	湧き水モニタリング	東部丘陵地域など
		・市民とともに、水循環のひとつの指標となる湧き水の状況を把握し、「水の環復活2050なごや戦略」を推進する	
	N-14	木曽川流域上下流交流	市内及び木曽川流域市町村内
		・水源から伊勢湾までの流域のみなさととの相互訪問の実施や、インターネットを使った交流を推進し、互いの理解を深める	
	N-15	みなと回遊ループの構築	あおなみ線沿線、中川運河沿川
		・レゴランドを核として開発が進められている金城ふ頭、名古屋港水族館があるガーデンふ頭、中川運河、ささしまライブ24地区を結ぶ水上交通網を構築することにより、「みなと回遊ループ」を構築し、みなとと都心の賑わいをつなぐ。 ・この取組みを通じて、中川運河の魅力ある水辺空間の創出を図る。	
	P-2	藤前干潟の保全と活用	藤前干潟周辺
		・国、自治体、市民・NPO、学識経験者等で構成される協議会を通して、藤前干潟の保全・活用を推進する	

【名古屋港管理組合】

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
川	NP-09-1	秋季河川大清掃	堀川、新堀川、中川運河
		・（社）名古屋清港会と名古屋水上交通組合の主催、名古屋港管理組合および名古屋市の後援、木材業者の協力の下、堀川、新堀川、中川運河の清掃を実施する	
海	NP-1	港湾環境整備事業	中川運河地区緑地(中川口・堀止・昭和橋)
		・中川運河の中川口、堀止、昭和橋地区において、緑地(水辺空間を活用した親水プロムナード等)を整備する	
	NP-2	中川運河水質改善事業	中川運河
		・中川運河の水循環を促進するための松重ポンプ所の改修、露橋水処理センターの高度処理水の活用、並びに貧酸素化を抑制するための堀止深場埋戻し(覆砂)といった水質改善事業を実施する	

【四日市港管理組合】

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	YP-1	四日市港定期水質調査	四日市港海域
		・港内の水質、底質の汚染状況を把握し情報提供を行うとともに、港湾の利用、開発、保全のための必要な資料とする	
人	YP-2	環境啓発活動の実施	四日市港海域
		・港湾環境の現状や改善のための取り組みを周知するなど、啓発活動に取り組む	

伊勢湾再生推進会議の構成
会議設立：平成 18 年 2 月 2 日

構成員：国土交通省中部地方整備局
海上保安庁第四管区海上保安本部
内閣府地方創生推進事務局
農林水産省東海農政局
林野庁中部森林管理局
水産庁漁港漁場整備部
経済産業省中部経済産業局
環境省中部地方環境事務所
岐阜県
愛知県
三重県
名古屋市
名古屋港管理組合
四日市港管理組合

